Sumoto City
Urban planning master plan

洲本市
都市計画
マスタープラン

令和４年３月

洲本市
Sumoto City

目次

序章 …… 1

第１章　洲本市の特徴 …… 3
１―１．洲本市の特徴…… 3
１―２．上位・関連計画…… 32
１―３．住民意向…… 36

第２章　時代の潮流 …… 37

第３章　まちづくりの主要課題 …… 39

第４章　全体構想 …… 40
４―１．将来の都市のすがた…… 40
４―２．部門別整備方針…… 47

第５章　地域別構想 …… 68
５―１．洲本北部地域…… 70
５―２．洲本中部地域…… 77
５―３．洲本南部地域…… 86
５―４．五色地域…… 93

第６章　実現化に向けて…… 100

用語集（五十音順）…… 103

序章

1 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の２に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市の政策や住民等の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を明らかにするとともに、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

2 計画の対象範囲と期間

（１）計画の対象範囲

本計画では都市計画法の「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」という基本理念に基づき、本市における一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域内だけでなく都市計画区域外も含めた全域を対象区域とします。

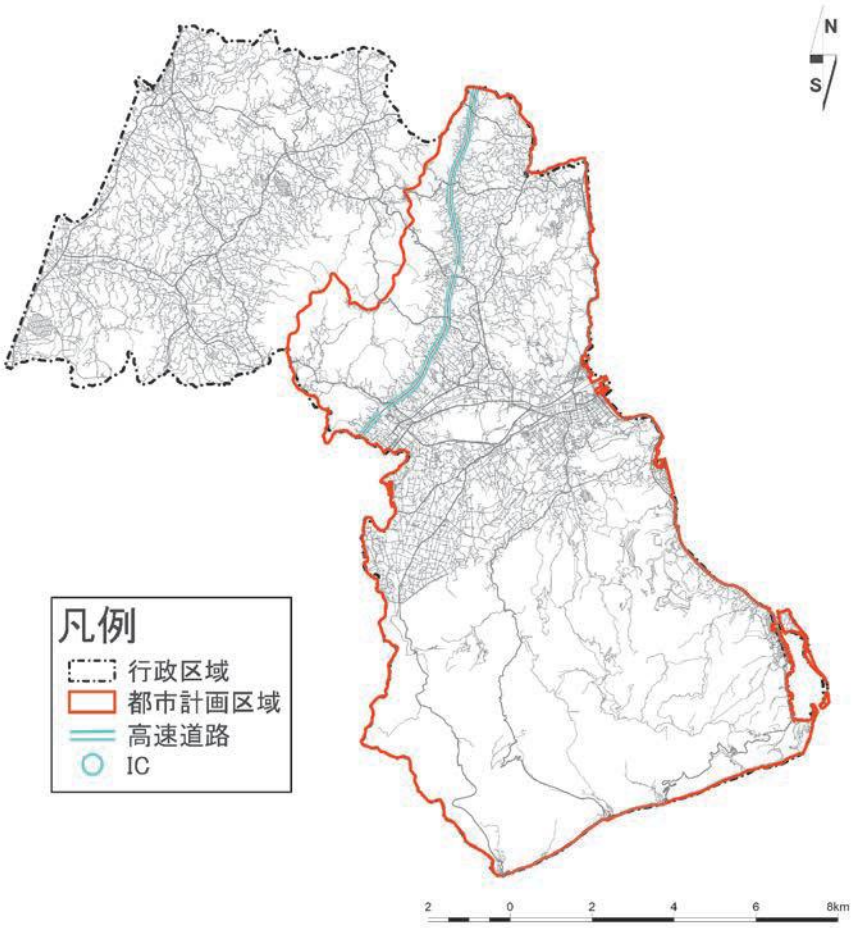

■計画対象範囲

（２）計画の期間

令和４(2022)年から 20 年後を見据えながら、計画期間を 10 年後の令和 13(2031)年までの 10 年間とします。なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

「洲本市都市計画マスタープラン」（以下「本計画」という）は、「新洲本市総合計画（平成 30（2018）年 5 月策定）」や県が定める「淡路地域都市計画区域マスタープラン（令和 3（2021）年 3 月策定）」に即して定めるものです。

また、「都市計画マスタープラン」が、地域地区、都市施設、市街地開発事業等、主に都市計画制度のツールを用いて都市の将来像の実現を目指すための計画となっています。

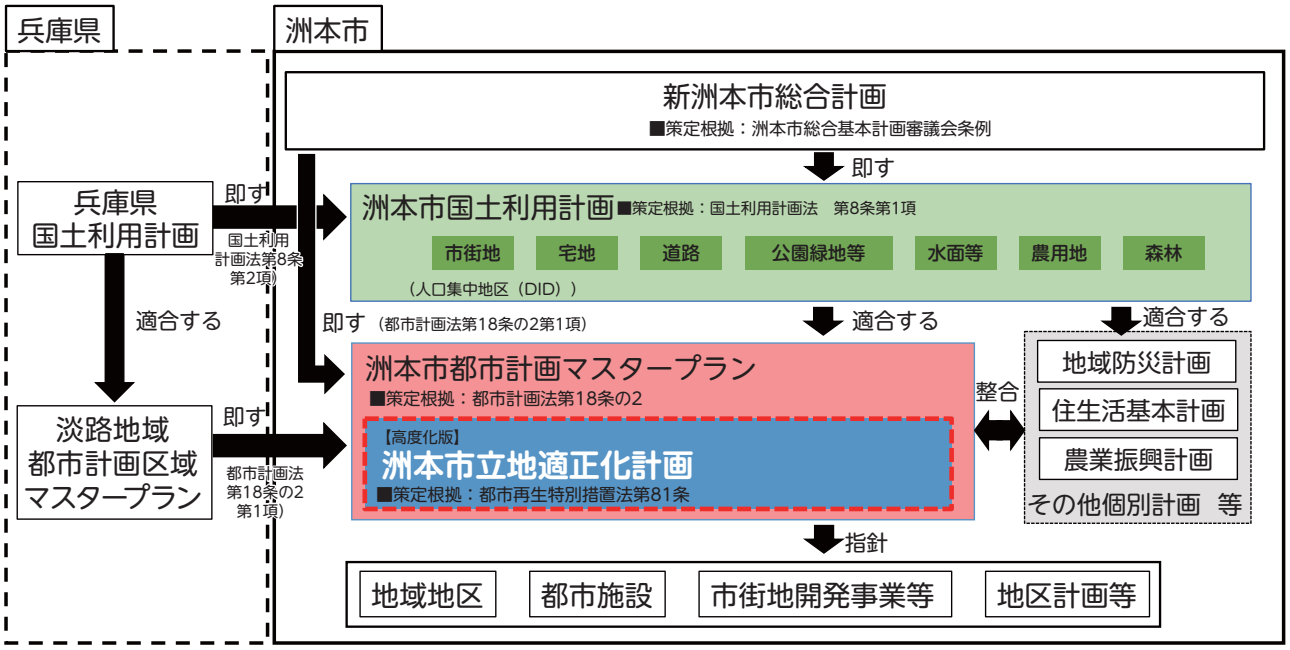

■洲本市都市計画マスタープランの位置づけ

第1章 洲本市の特徴

1 ① 洲本市の特徴

（1）概況

1）洲本市の位置・特徴

総面積 182.38㎢で、神戸・大阪まで 50 ～ 70㎞の距離にあり、本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断するほか、国道 28 号や主要地方道が島内の地域拠点間を結ぶなど、都市間、地域間交通の要衝として重要な地位を占めています。

宿泊客数は県内４位と淡路島内でも最高位につけるものの、日帰り客を含む総入込客数は淡路島内で最も低く、県内 25 位となっています。

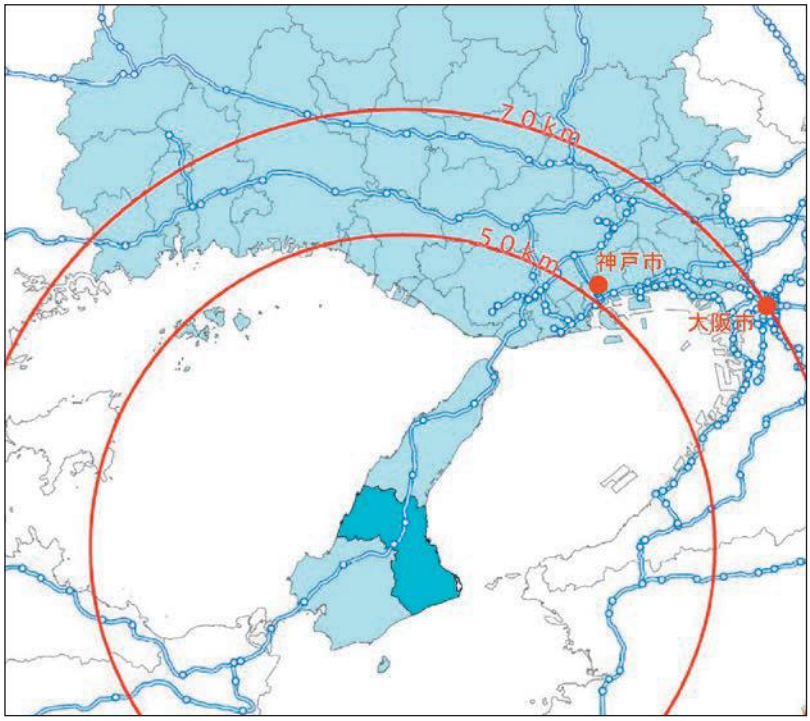

■洲本市の位置

■県内市町村の宿泊・日帰り客数（令和元（2019）年）

	宿泊客		日帰り客		総入込客数	
	客数（千人）	県内順位	客数（千人）	県内順位	客数（千人）	県内順位
神戸市	4,770	1 位	30,650	1 位	35,420	1 位
豊岡市	1,104	2 位	2,754	9 位	3,858	8 位
姫路市	941	3 位	8,201	5 位	9,142	4 位
洲本市	641	4 位	537	33 位	1,178	25 位
尼崎市	437	5 位	1,724	20 位	2,161	17 位
南あわじ市	420	6 位	2,183	14 位	2,603	12 位
明石市	295	7 位	5,619	6 位	5,914	6 位
香美町	284	8 位	985	27 位	1,269	22 位
赤穂市	281	9 位	1,220	21 位	1,501	21 位
西宮市	236	10 位	11,970	2 位	12,206	2 位
新温泉町	228	11 位	844	30 位	1,072	28 位
養父市	181	12 位	887	29 位	1,068	29 位
淡路市	180	13 位	8,642	4 位	8,822	5 位

出典：県観光政策課「兵庫県観光客動態調査報告書」

2）景観

中心市街地が形成されている洲本地域には、洲本バスターミナルや大規模商業施設、レンガ造りの旧工場など、拠点性を有した景観が広がっていることに加え、レクリエーションの場となる海沿いの景観や、碁盤の目状に町割りが形成された本町や栄町などの城下町の風情が残る景観などが存在しています。

また、中心市街地から南東にある小路谷地区においては用途地域が指定されており、サントピアマリーナに代表されるリゾート施設が立ち並ぶなど様々な都市的景観が存在しています。

一方で、五色地域においては、水田と小さな丘が交互に存在する中に集落が立ち並ぶ豊かな自然的景観を有しており、島ならではの海と山の豊かな景観を持ち合わせています。

■洲本市の風景

3）歴史

本市の位置する淡路島は、古くから人々の営みが盛んな地域で、市内にも武山遺跡をはじめ、縄文、弥生時代の遺跡が数多く存在します。

大和朝廷の時代には「御食国（みけつくに）」の一つとして、山海の幸を大和朝廷に献上した食材の宝庫であるとともに、畿内と四国を結ぶ交通の要衝として位置づけられていました。

室町時代末期には、熊野水軍の安宅氏により三熊山に洲本城が築かれ、安宅一門が淡路島一円で権勢を誇っていましたが、数々の政変の後、豊臣秀吉の淡路攻めによって征服され、洲本に腹心の脇坂安治を置き淡路水軍を統率しました。

江戸時代には、徳島藩主蜂須賀氏（筆頭家老稲田氏）が島内の統治を行うようになり、淡路を治める拠点を由良から洲本へと移したことで、城下町が形成されました。また、江戸時代末期には、蝦夷地開拓の功労者であるとともに、日露関係の仲介役としても歴史に名を残す高田屋嘉兵衛をはじめ、多くの海運業者を輩出しました。

明治４（1871）年、廃藩置県により名東県（徳島県が改称）となり、明治９（1876）年に兵庫県に編入されました。本市には裁判所や税務署が設置され、島内の行政拠点としての地位を保持するとともに、明治後期には紡績工場が立地し、商工業の中心地としての役割も高まりました。

その後、昭和 60（1985）年には大鳴門橋、平成 10（1998）年には明石海峡大橋が開通し、淡路島は本州・四国と「陸続き」になり、本市は、島内外の交流を図る重要な拠点となっています。

4）沿革

旧洲本市は、明治 22（1889）年の町村制により洲本町となり、その後隣接村との合併が行われ、昭和 15（1940）年に市制を施行し、昭和 22（1947）年に上灘村、昭和 30（1955）年に由良町、中川原村、安乎村を編入し、さらに昭和 32（1957）年に広田村の納・鮎屋地区を編入して旧洲本市が形成されました。

一方、旧五色町は、明治 22（1889）年に都志村、鮎原村、広石村、鳥飼村、堺村が誕生し、うち、都志村は大正 13（1924）年に町制を施行し、昭和 31（1956）年にこれら５町村が合併し、旧五色町が誕生しました。

そして、全国的に市町村合併が進む中で、平成 18（2006）年２月 11 日に旧洲本市、旧五色町が合併して現在の「洲本市」が誕生しました。

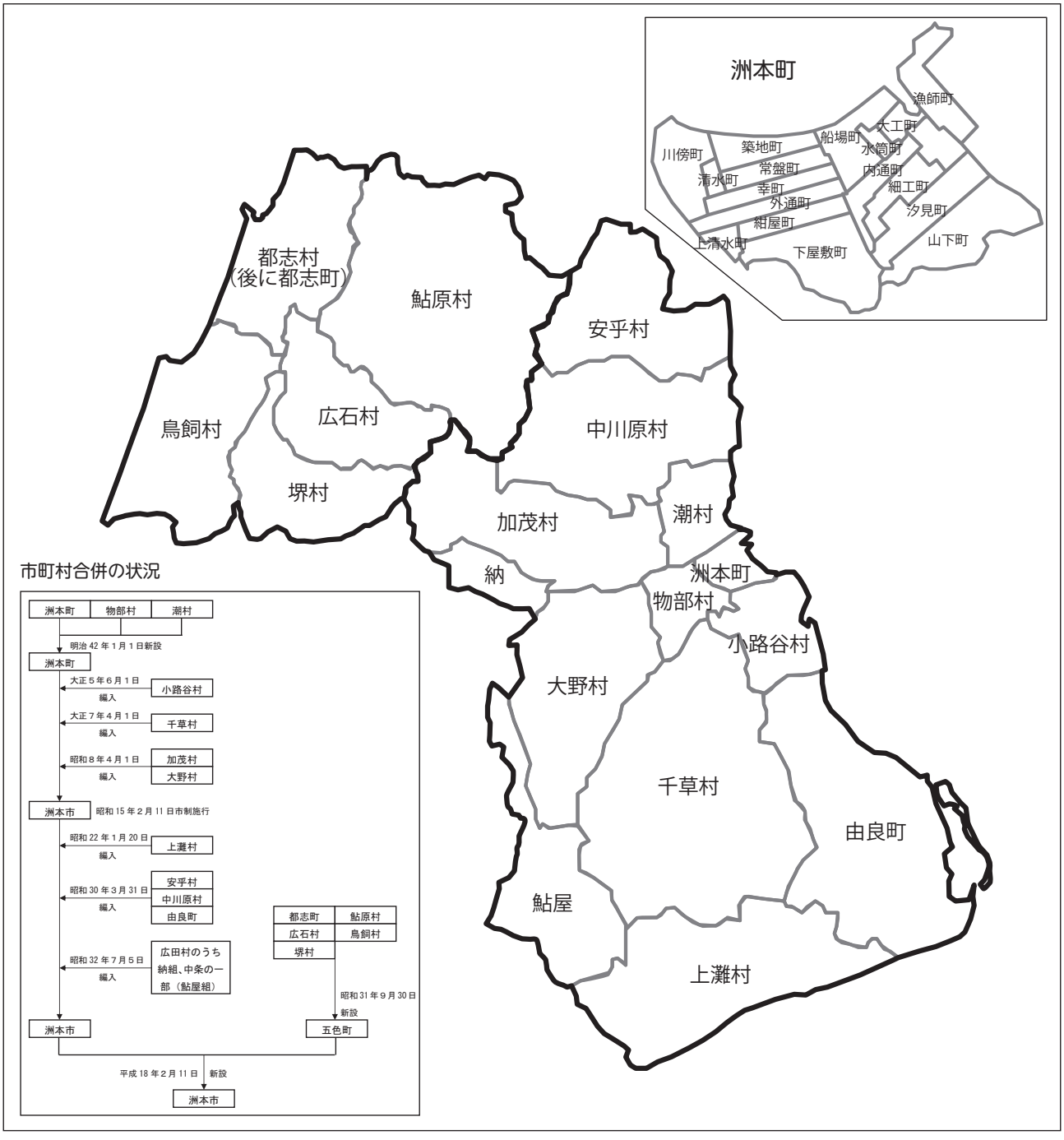

■洲本市の合併沿革

5）地形

地形については、中央部の先山（標高 448 メートル）を中心にした山地が続き、その東側の市街地には平野が広がり、島内でも有数の流域面積を誇る洲本川が大阪湾に注いでいます。また、西側の五色地域にはなだらかな丘陵地帯が広がっており、農業用ため池が点在しています。

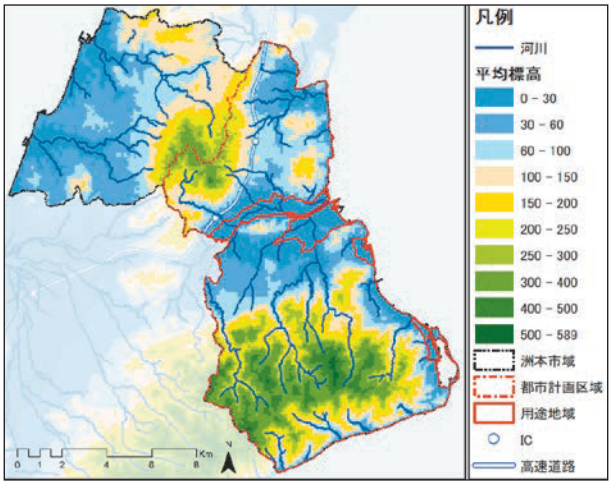

■洲本市の地形及び水系

出典：基盤地図情報、国土数値情報

6）水系・自然（植生）

洲本地域の大部分が洲本川水系となっており、北部は岩戸川水系となっています。また、由良地区には平地が少ないためか、目立った水系は存在していません。五色地域では、都志川水系、鳥飼川水系に大きく分けられており、これらから、かつての行政界は概ね水系界によって分けられていたことが見て取れます。

本市の植生をみると、市を南北に縦断する平地や、五色地域の丘陵地には水田雑草群落が多く分布しています。また、五色地域の斜面地には竹林が多く分布し、その背後に樹林地が広がっています。本市東部の海沿いには海岸が広がるため、砂丘植生や自然裸地が多く分布しています。

一方、市の南部は大半が樹林地となっており、急峻な地形からか海沿いにも砂丘植生や自然裸地は見られません。

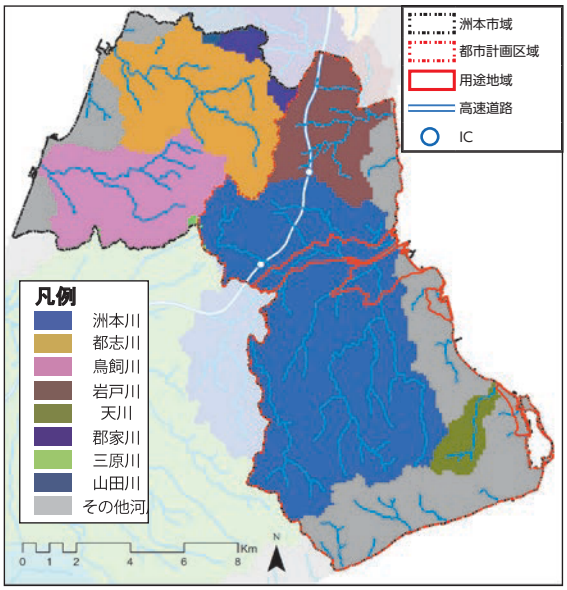

■水系図

出典：国土数値情報

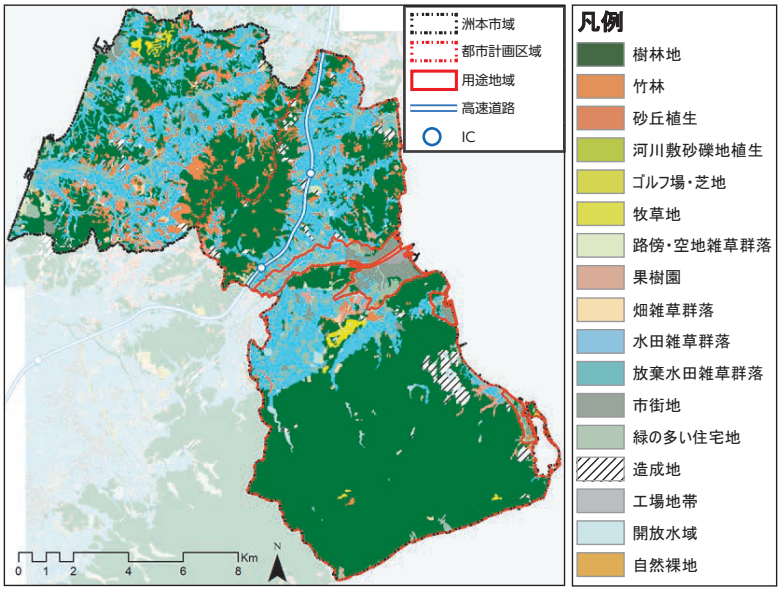

■植生図

出典：植生調査（生物多様性センター）

（2）人口

1）総人口・年齢３区分別人口

本市の総人口は令和２（2020）年現在で約 4.1 万人・高齢化率は 36.8％であり、25 年前の総人口 52,839 人から約 22％減少、高齢化率も約 16％増加していることから、人口減少･高齢化が進展しており、国立社会保障･人口問題研究所（平成 30（2018）年）の推計では、今後もこの傾向が続くとみられています。

また、25 年後は、総人口約 2.6 万人、高齢化率は 47.1％と、より急激な人口減少・高齢化が進展すると予測されています。

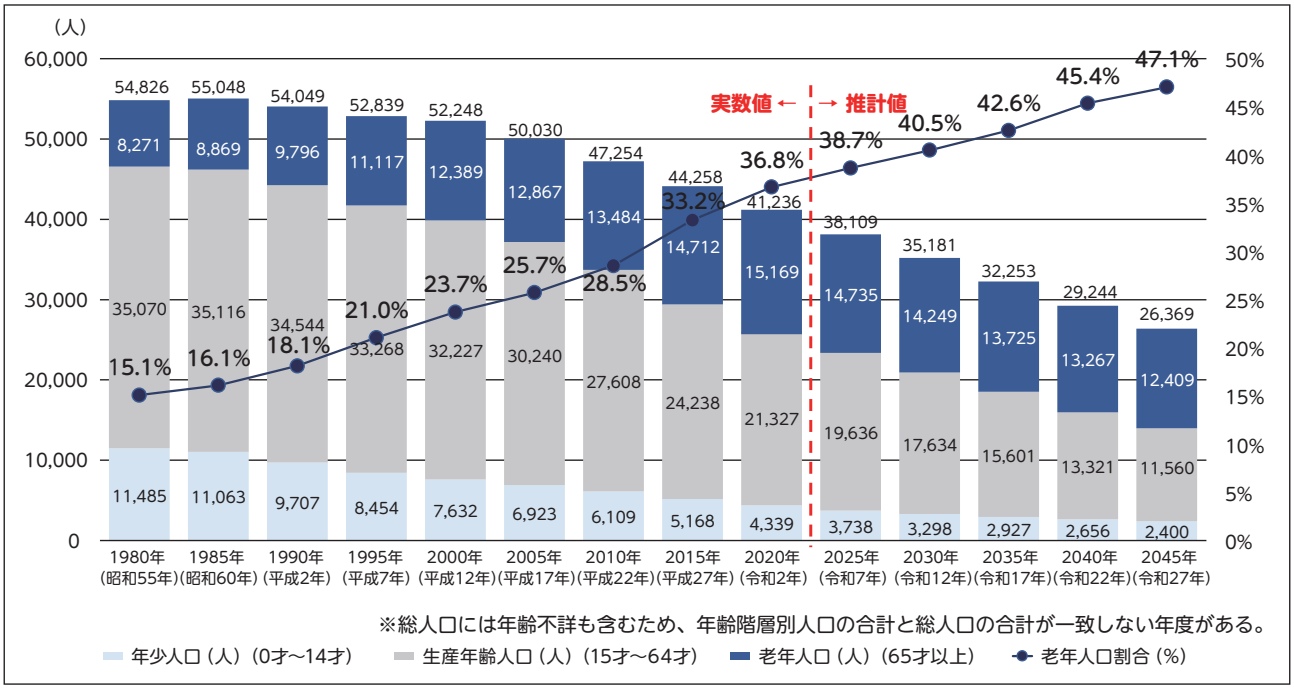

■総人口・年齢３区分別人口

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

2）人口集積地

平成 27（2015）年の 100 mメッシュ人口を見ると、１ヘクタールあたり 40 人以上（適正な市街地の人口密度の目安）のメッシュはおおむね本市の用途地域に集中して分布し、人口が集中していることが伺えますが、一方で、用途地域から南西部に位置する大野地区や南部に位置する千草地区、都市計画区域外の五色地域の沿道、特に大谷鮎原神代線においても、40 人以上のメッシュが確認できます。

また､平成 27（2015）年と令和 27（2045）年の 100 mメッシュ人口を比較すると､令和 27（2045）年には、１ヘクタール当たり 40 人以上のメッシュは減少し、中心市街地においても 20-30 人程度のメッシュが多く分布すると予測されています。また、五色地域に分布する 100 mメッシュについては、多くが 0-5 人となることが予測されています。

本市の過去 40 年間の人口集中地区（以下、DID）の変遷を見てみると、昭和 50（1975）年の時点では、由良地区にも DID が存在し、人口密度も 80.3（人 /ha）でありましたが、以降は、面積とともに DID 内人口密度は減少し続け､昭和 55（1980）年には由良地区の DID が消滅し､平成 27（2015）年現在では 37.6（人 /ha）と、昭和 50（1975）年の半数以下となっています。加えて、適正な人口密度の基準である 40（人 /ha）をも下回っています。

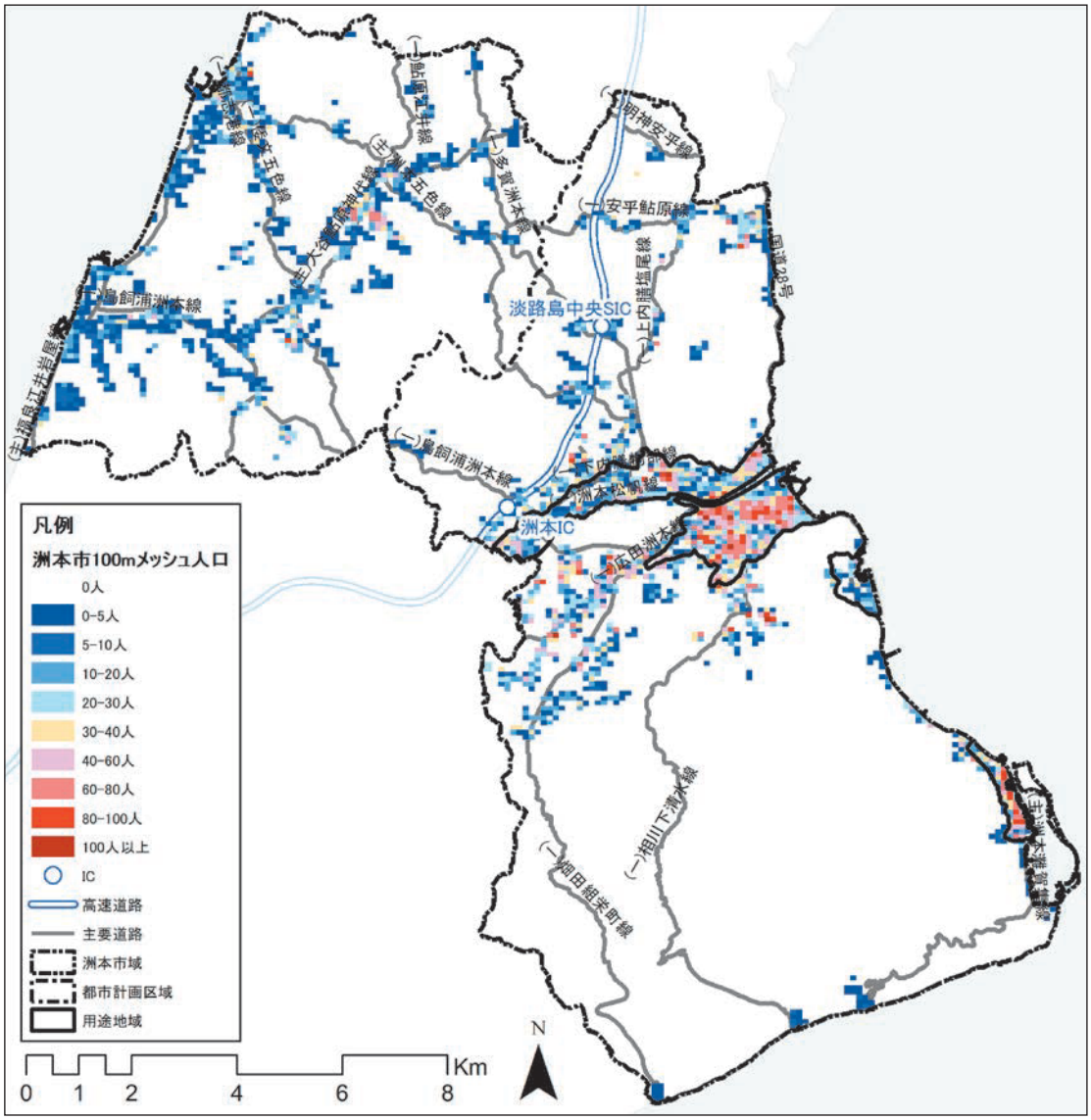

■ 100m メッシュ人口（平成 27（2015）年）

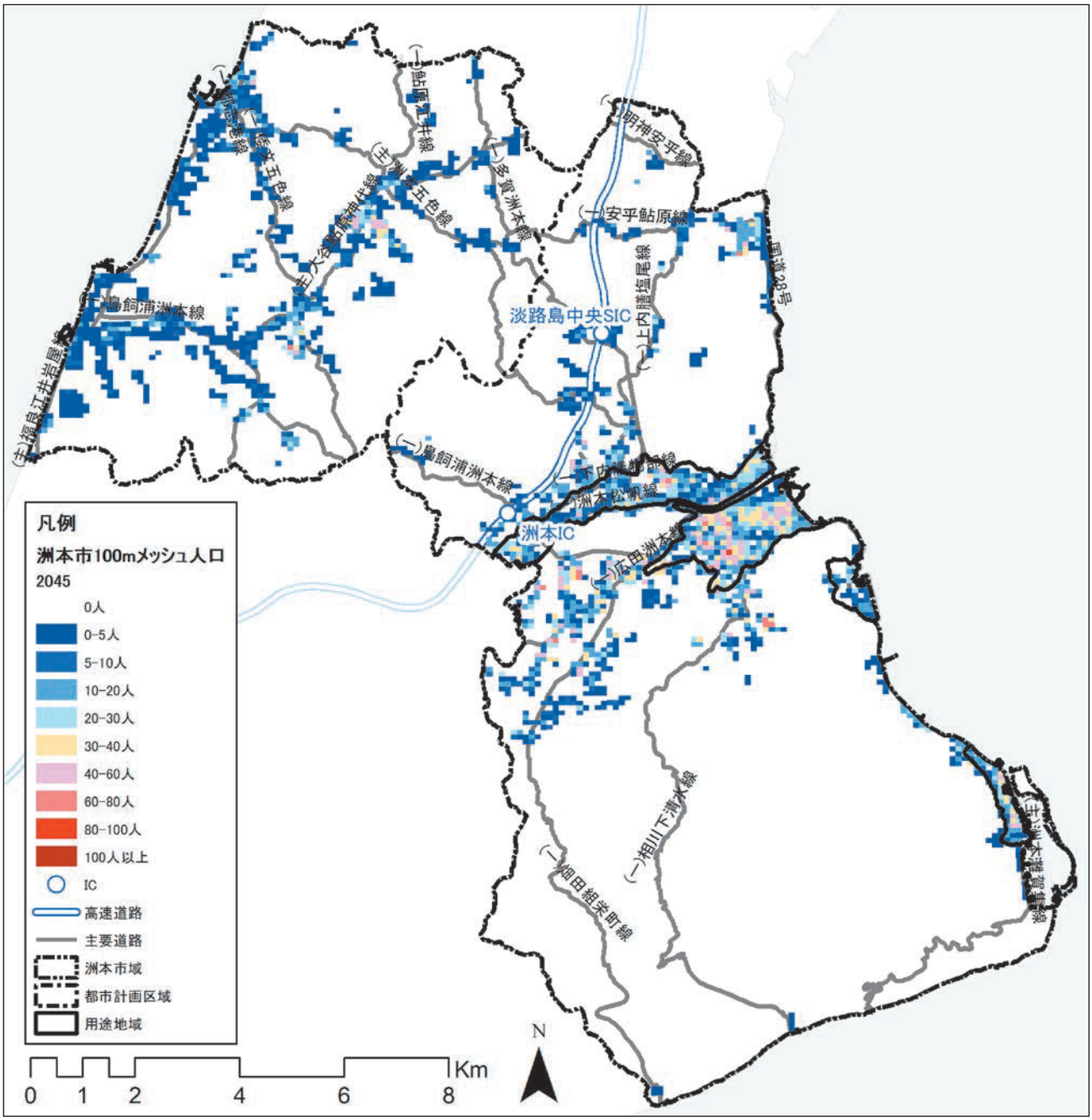

■ 100m メッシュ人口（令和 27（2045）年）

出典：国土数値情報より加工

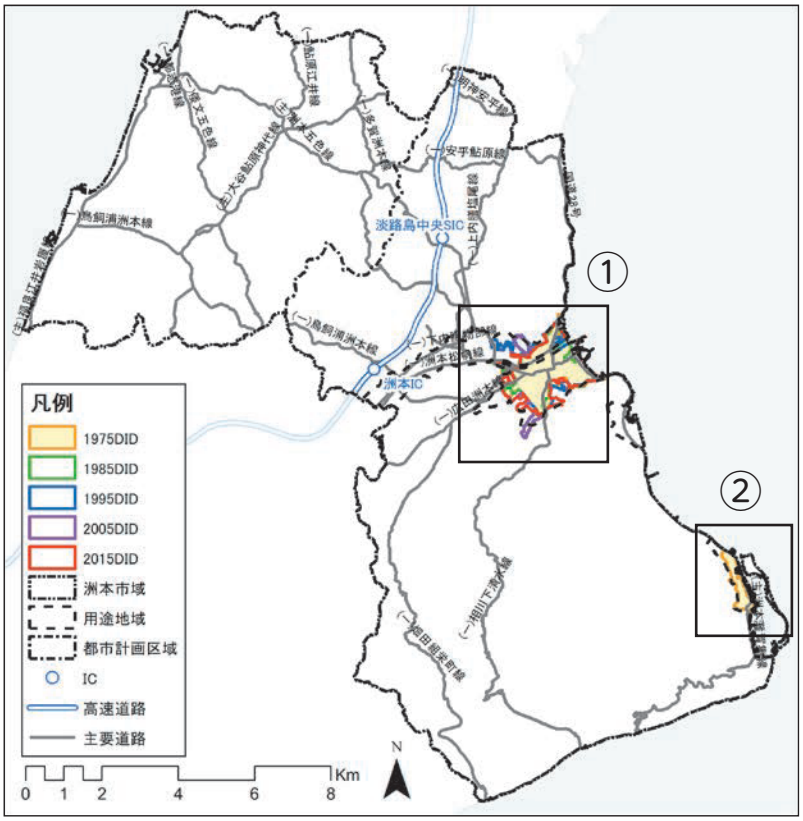

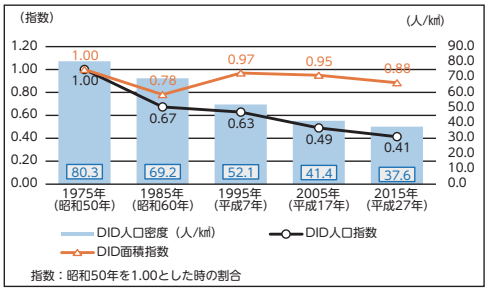

	1975 年（昭和 50 年）	1985 年（昭和 60 年）	1995 年（平成 7 年）	2005 年（平成 17 年）	2015 年（平成 27 年）
DID 人口（人）	25,704	17,311	16,148	12,590	10,645
DID 面積（ha）	320	250	310	304	283
DID 人口密度（人 /ha）	80.3	69.2	52.1	41.4	37.6

■ DID の人口、面積、人口密度

出典：国勢調査

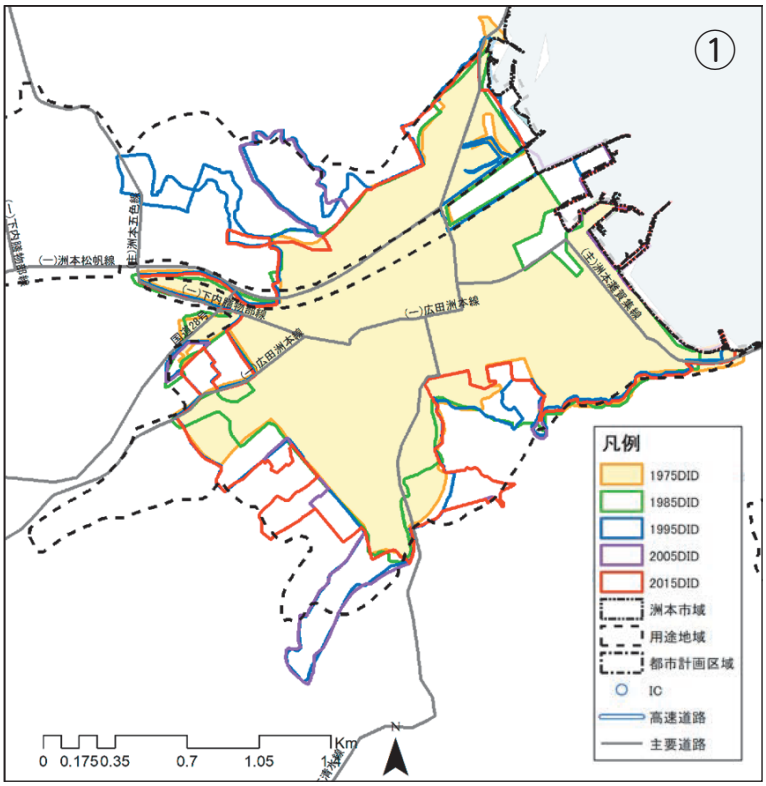

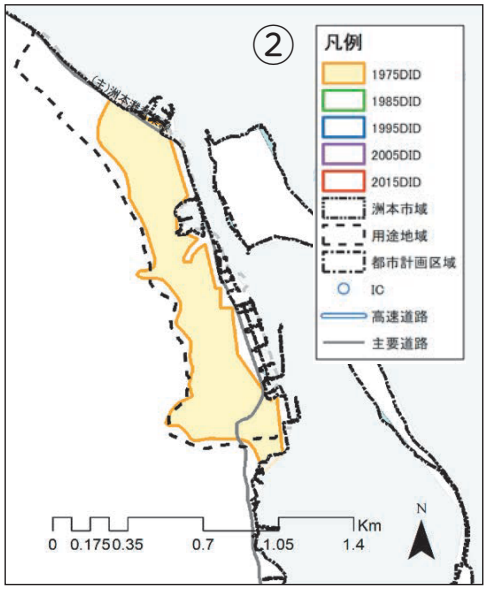

■洲本市の各年の DID の範囲

出典：国勢調査

3）転入転出状況

本市の平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけての、過去５年間の転入・転出状況を見ると、トータルで転出超過であり、特に、島外の市町村のみならず、同じ島内の市においても転出超過となっています（淡路市 79 人･南あわじ市 89 人）。島外市町村を見ると神戸市への転出が最も多く、168 人で、次いで明石市へ 52 人、大阪市へ 44 人が転出しており、関西地方への転出が進んでいます。

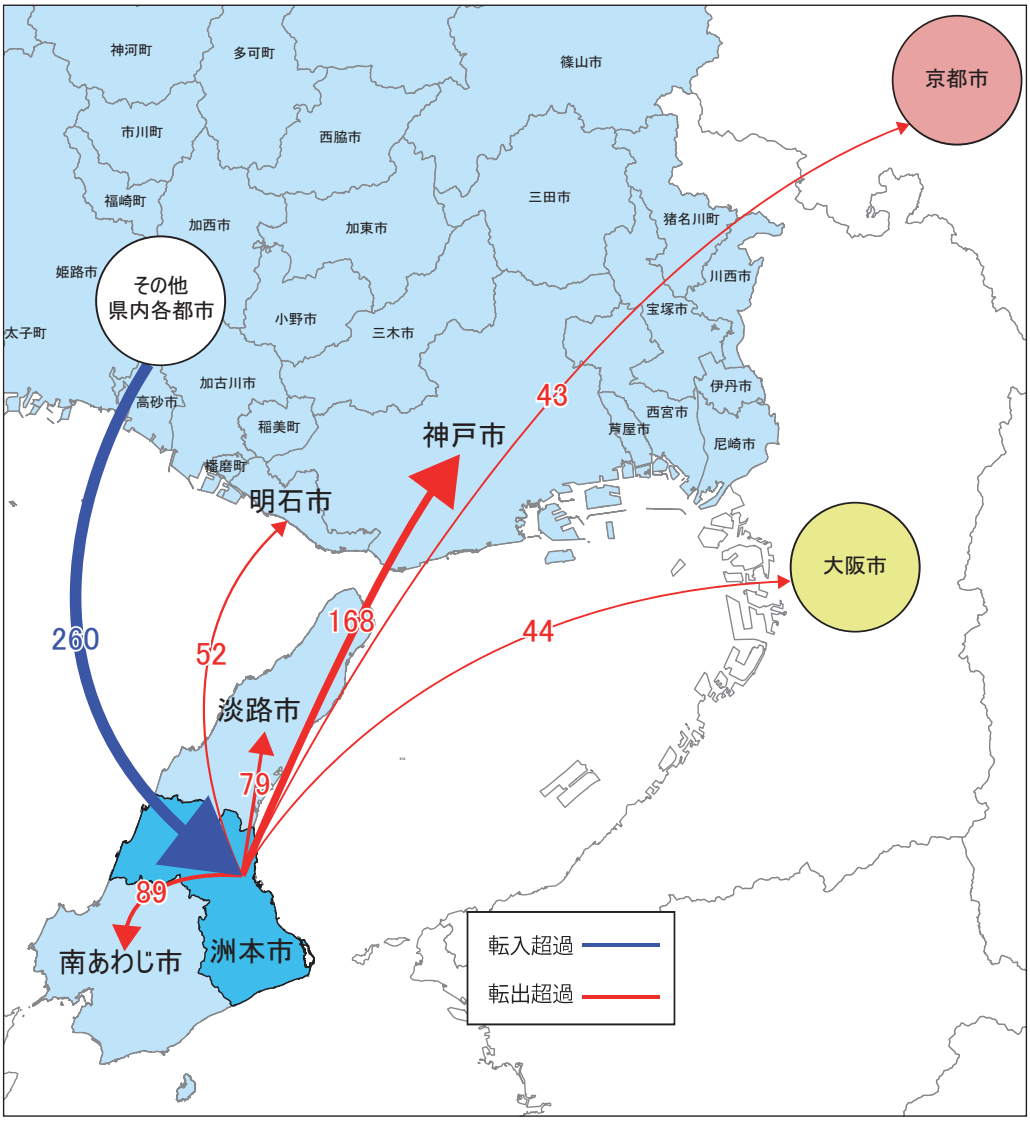

転出入元	洲本市の転出入（転入－転出）			
	男	女	男女計	割合
洲本市				
南あわじ市	－ 46	－ 43	－ 89	－ 0.2%
神戸市	－ 41	－ 127	－ 168	－ 0.4%
淡路市	－ 22	－ 57	－ 79	－ 0.2%
大阪市	－ 22	－ 22	－ 44	－ 0.1%
明石市	－ 30	－ 22	－ 52	－ 0.1%
京都市	－ 27	－ 16	－ 43	－ 0.1%
その他	192	68	260	0.6%
合計	4	－ 219	－ 215	－ 0.5%

注）割合は、当該市町の常住者総数に対する割合

■平成 22（2010）年から平成 27（2015）年の間の洲本市の転出入の状況

出典：国勢調査

（3）土地利用

1）地域地区の指定状況

本市の用途地域は、中心市街地、小路谷地区、由良地区に指定されており、住居系用途地域が約 67.1%（500ha）、商業系用途地域が 13.4%（100ha）、工業系用途地域が 19.5%（146ha）となっています。

風致地区は、風致地区の第１種及び第３種について、４箇所（潮 347ha、太郎池 74ha、三熊山 406ha、先山 365ha）の地区指定を行っています。風致地区では、都市における風致を維持するため、建築物の建築などの行為が規制されており、第３種より第１種のほうがより厳しい規制となっています。

準防火地域は、建築物などの防火性能を集団的に向上させることで、火災の延焼拡大を抑制するために指定されており、本市では中心市街地のうち 46ha に地域指定を行っています。

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾地域と一体として機能すべき陸域を指定するもので、都市計画決定されている区域としては、洲本港周辺（4.5ha）、古茂江港（2.9ha）及び由良港周辺（3.2ha）の陸域において地区指定を行っています。

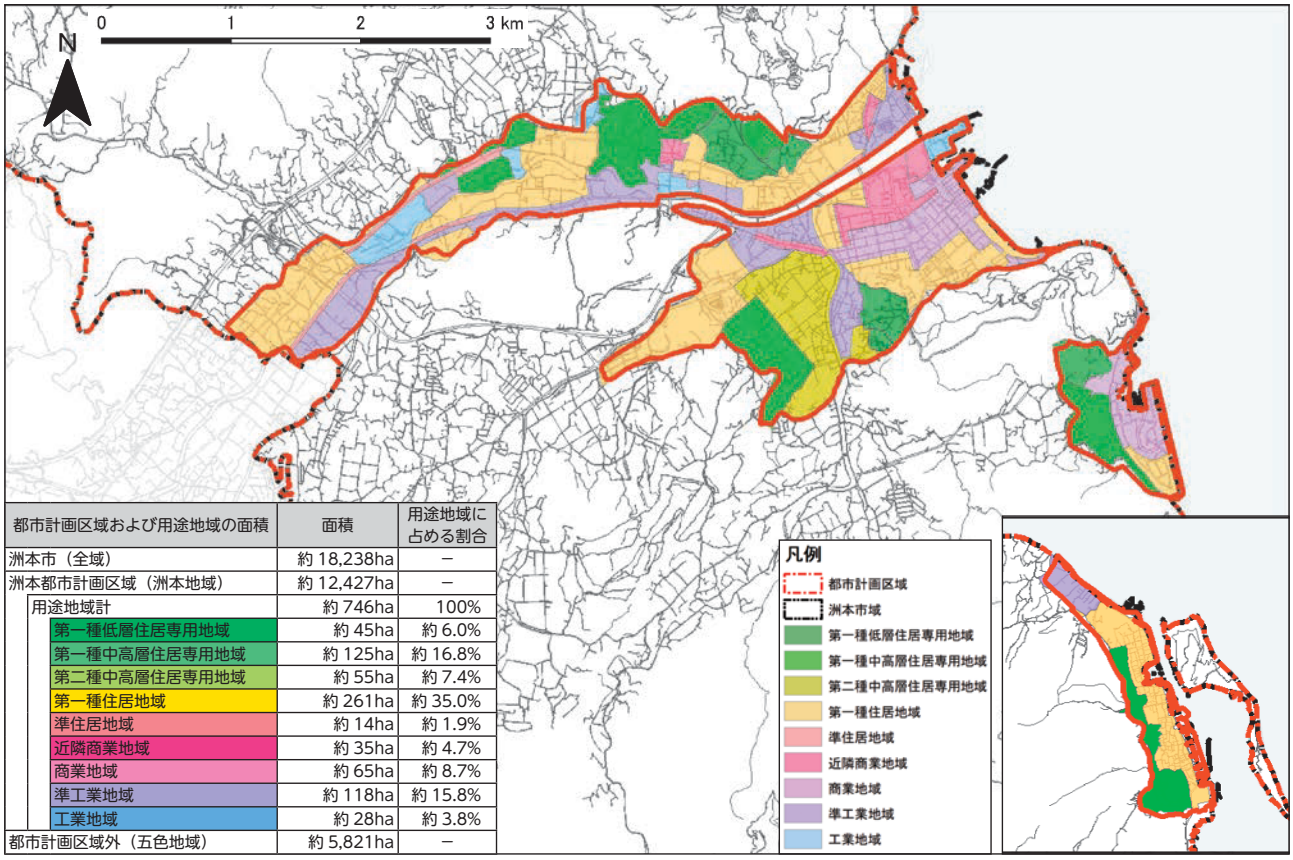

都市計画区域および用途地域の面積	面積	用途地域に占める割合
洲本市（全域）	約 18,238ha	−
洲本都市計画区域（洲本地域）	約 12,427ha	−
用途地域計	約 746ha	100%
第一種低層住居専用地域	約 45ha	約 6.0%
第一種中高層住居専用地域	約 125ha	約 16.8%
第二種中高層住居専用地域	約 55ha	約 7.4%
第一種住居地域	約 261ha	約 35.0%
準住居地域	約 14ha	約 1.9%
近隣商業地域	約 35ha	約 4.7%
商業地域	約 65ha	約 8.7%
準工業地域	約 118ha	約 15.8%
工業地域	約 28ha	約 3.8%
都市計画区域外（五色地域）	約 5,821ha	−

■用途地域面積の内訳

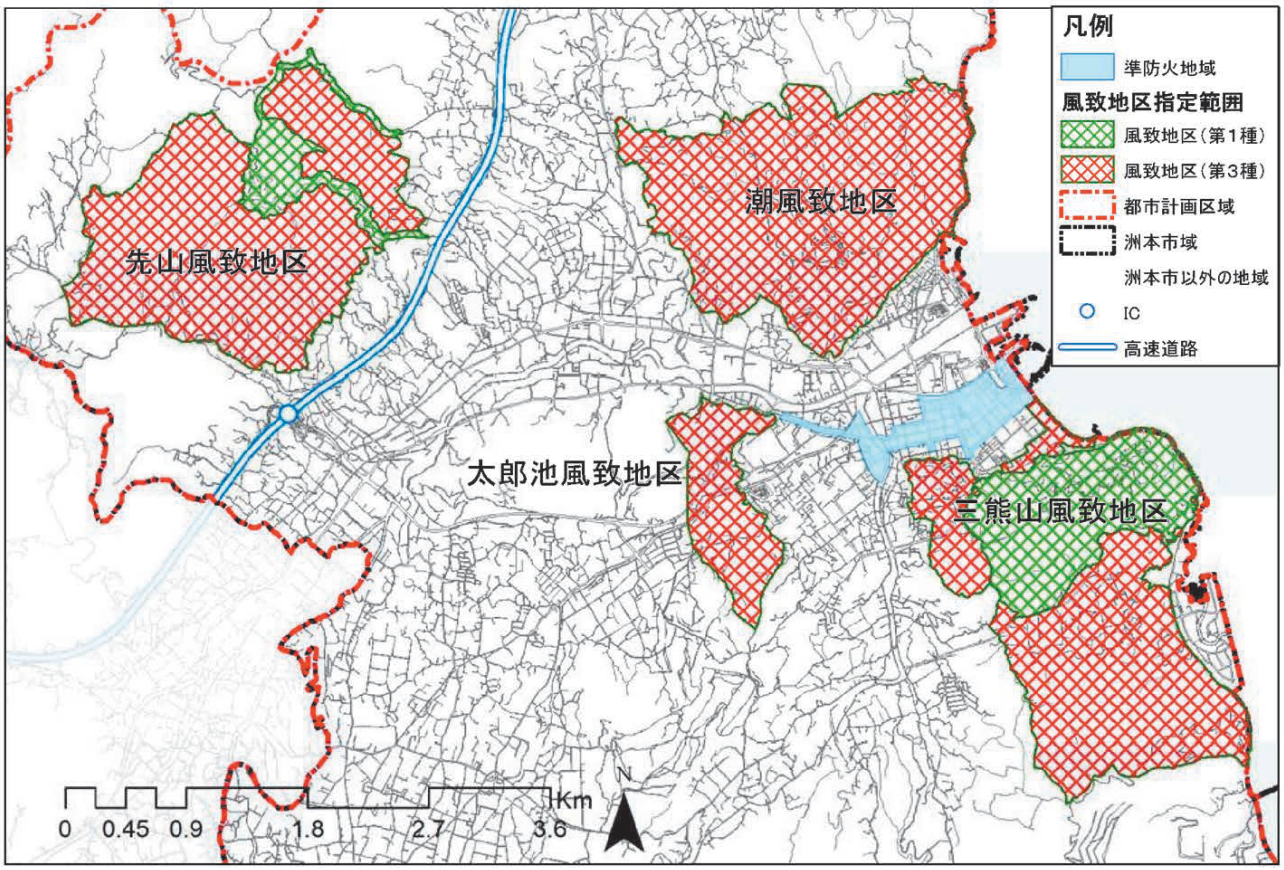

■風致地区及び準防火地域の指定範囲

■風致地区の指定状況

名称		風致地区		
		第１種	第３種	計
三熊山風致地区		139.5ha	266.5ha	406.0ha
太郎池風致地区		−	74.0ha	74.0ha
先山風致地区		45.6ha	319.4ha	365.0ha
潮風致地区		−	347.0ha	347.0ha
計		185.1ha	1006.9ha	1192.0ha
参考	高さ	10m 以下	15m 以下	
	建蔽率	20% 以下	40%以下	
	道路からの後退距離	3ｍ以上	2ｍ以上	
	隣地からの後退距離	1.5m 以上	1ｍ以上	
	緑地率	50% 以上	30% 以上	
	建築物の接する地盤面の高低差	6ｍ以下		
	その他	建築物の位置・形態・意匠が、その土地及びその周辺の区域における風致と著しく不調和でないこと		

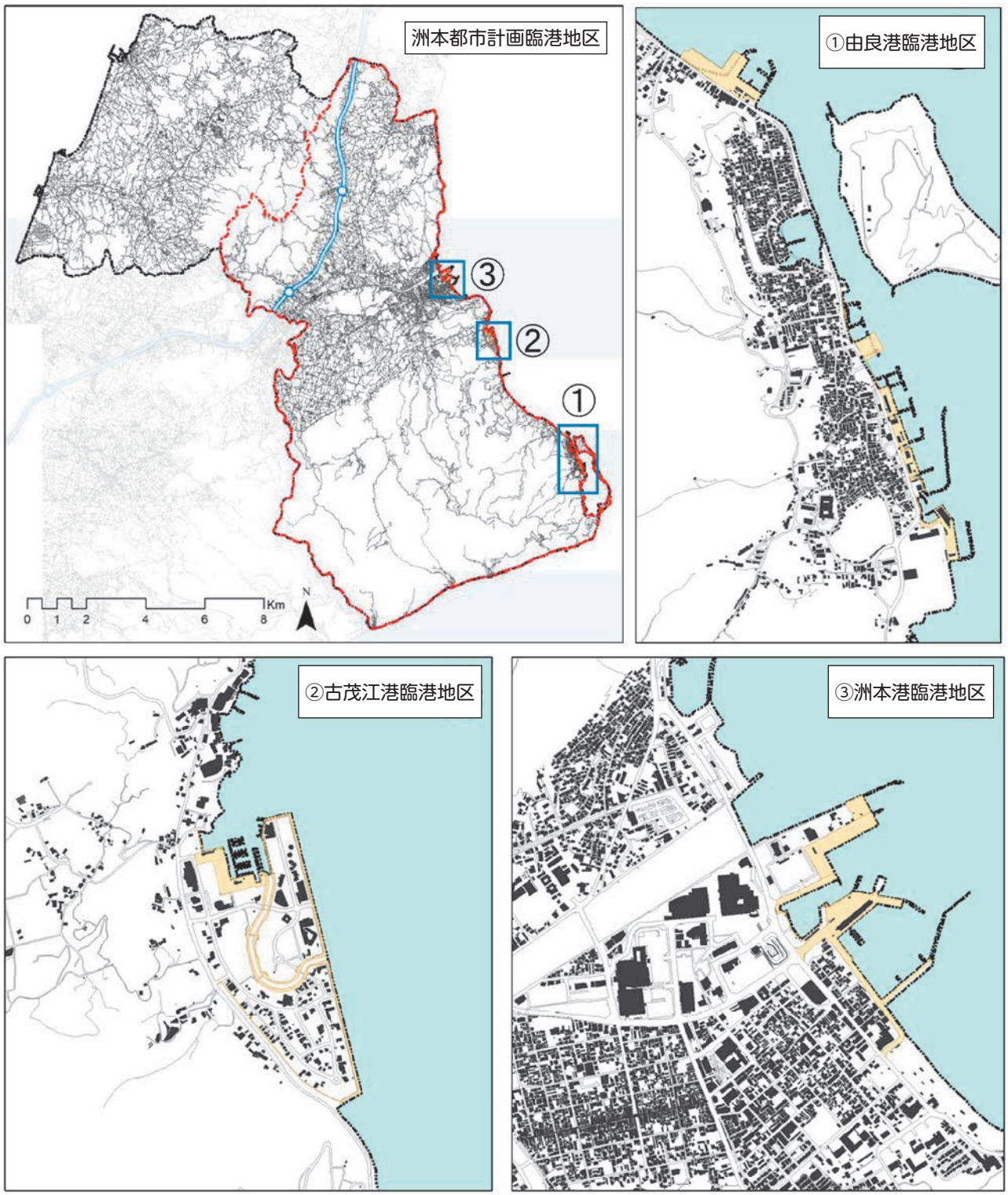

■臨港地区指定図

2）土地利用面積割合

本市は、総面積 182.38㎢を有しており、その構成は、農用地が約 14%、森林が約 57%であるのに対し、宅地が約４%、道路が約３%、水面・河川・水路が約４%、その他が約 18%となっています。

特に、農用地や森林の占める割合が高いことから、緑豊かな自然環境の中に発達した市街地とその周辺を田園居住地域が包み込む構造となっています。

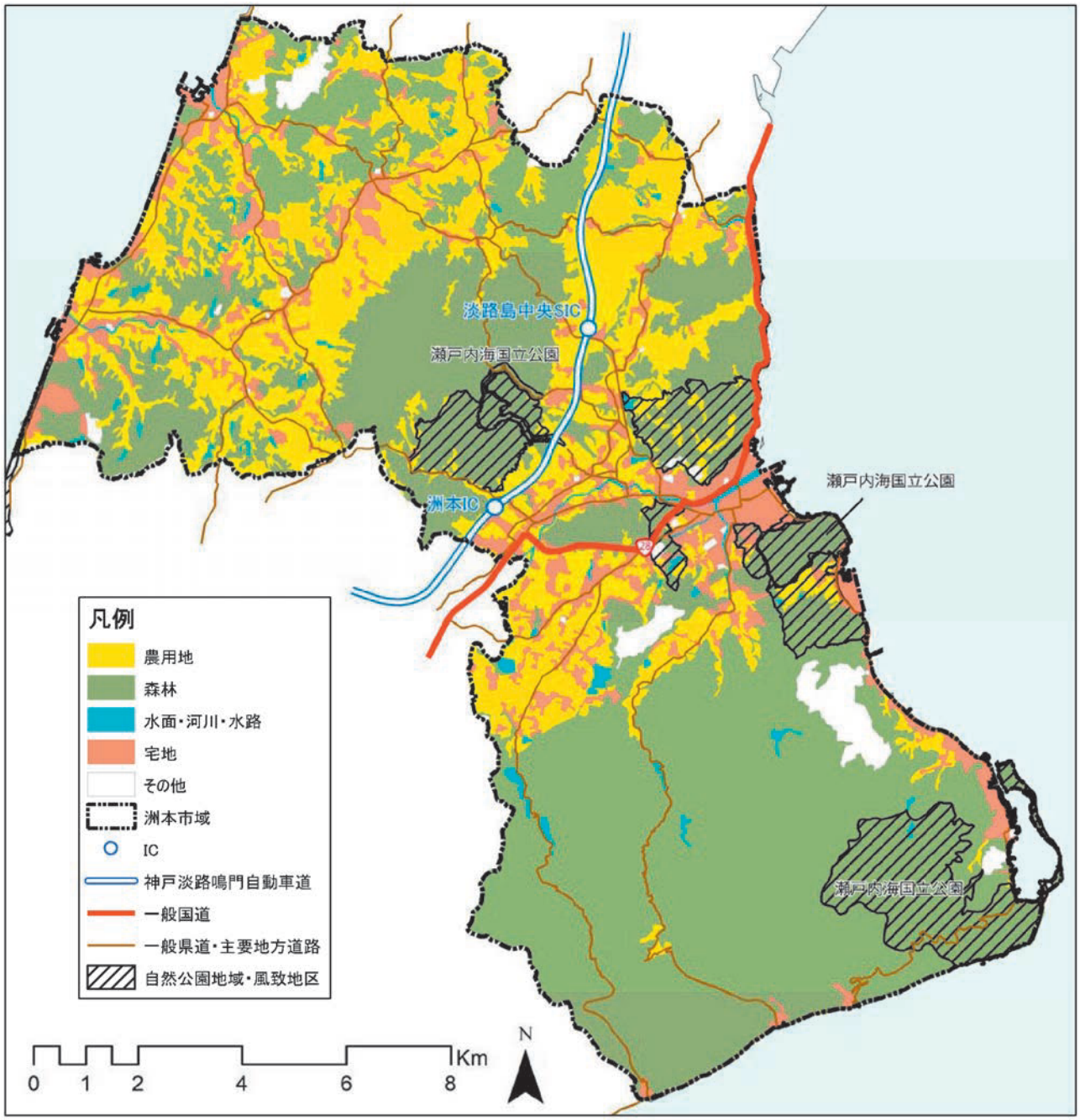

■土地利用現況図

出典：都市計画基礎調査より一部加工

3）空き家

平成 30（2018）年住宅・土地統計調査によると、本市の「その他の住宅 *1」は 12.7%と、兵庫県（5.7%）、全国（5.6%）の値を大きく上回っています。また同様に、二次的住宅の割合も 3.5%を占めているなど、居住世帯のない住宅が多くなっています。

また、洲本市空家等対策計画によると、本市の空き家数は 1,926 件であり、建物全体（42,524 件 *2）の約 4.5%を占めています。

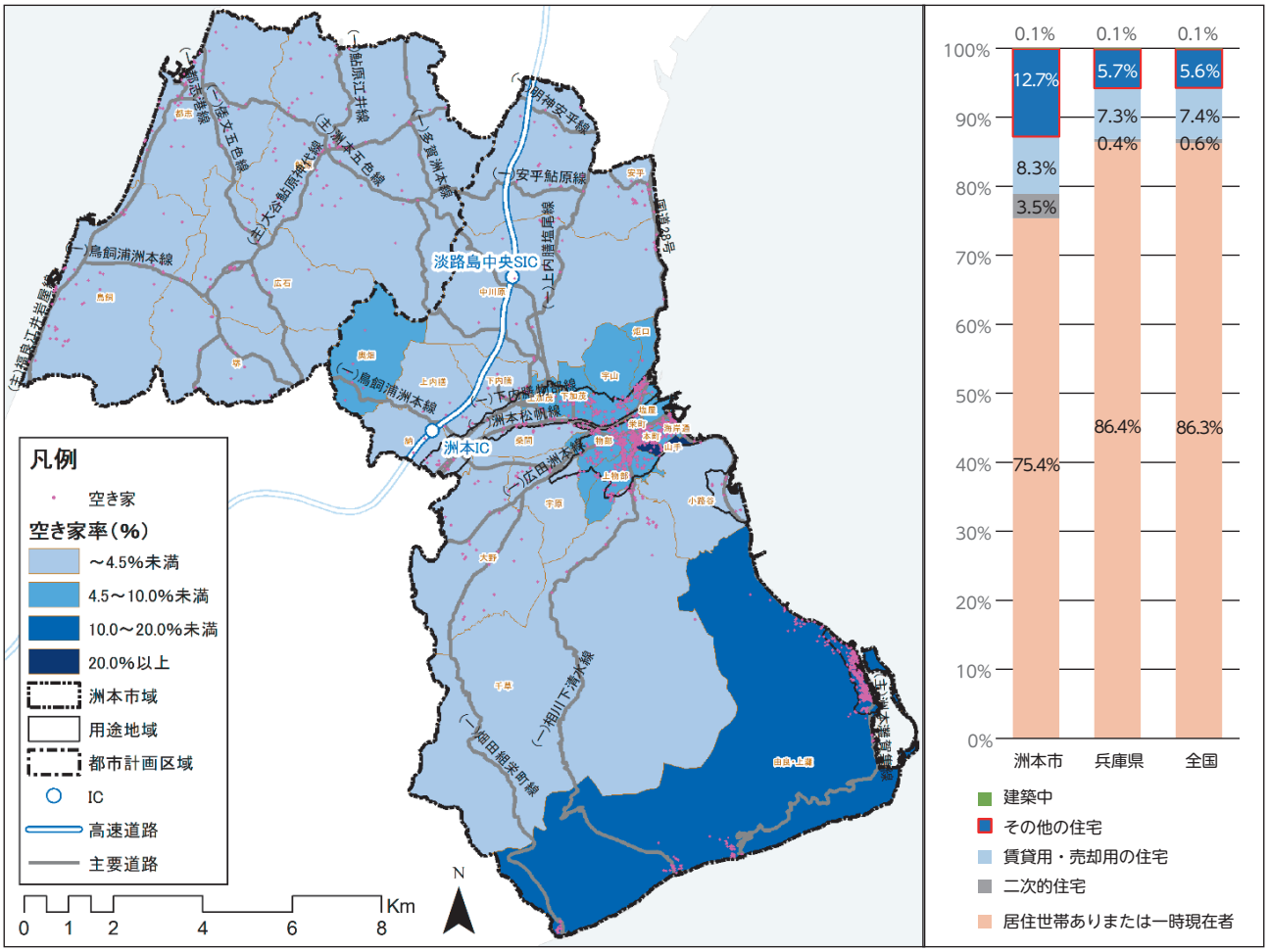

■空き家の分布状況及び地区別の空き家率、洲本市と全国及び兵庫県との住宅種別構成の比較

出典：平成 30（2018）年住宅・土地統計調査、洲本市空家等対策計画

＊1：賃貸売却用や二次的住宅でない居住世帯のない住宅のことを指す
＊2：平成 27（2015）年 1 月 1 日現在

4）土地利用転換状況

過去 10 年間の農地転用及び新築動向をみると、農業従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加による競争力低下、農地の荒廃化などから、経営耕地面積は減少傾向にあり、用途地域や中心市街地の南西部の大野地区、南部の千草地区の農地の転用が進んでいます（過去 10 年間で洲本市全域で約 38ha の農地が転用）。

また、住家などの建築動向においても、大野、千草地区で顕著になっているほか、安乎地区周辺においても農地転用、新築共に集中していることが伺えます。

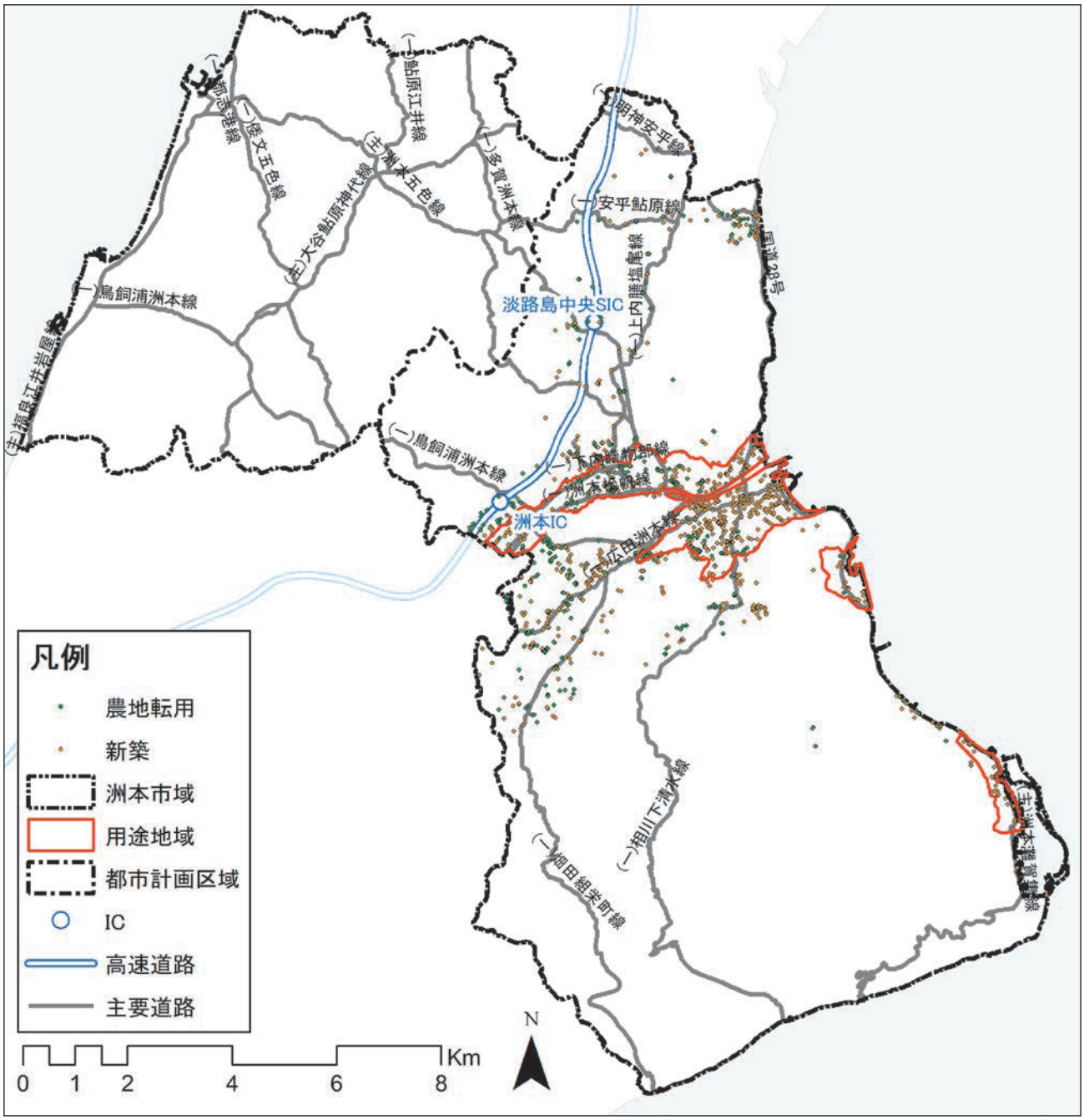

■農地転用、新築位置図（平成 21（2009）年～平成 30（2018）年）
（都市計画区域内のみ表示）

出典：都市計画基礎調査

（4）都市基盤

1）面整備

民間事業者などにより開発許可を受けた宅地開発が行われ、住宅地などが整備されてきましたが、近年（過去10年）の新規許可件数は、10件となっています。

■開発許可による宅地開発事業

番号	開発場所	面積（㎡）	用途	用途地域	開発年
1	小路谷	7,421.9	住宅団地	住居	昭和51年
2	上物部	6,888.4	住宅団地	指定なし	昭和51年
3	千草	56,750.0	住宅団地	指定なし	昭和51年
4	池ノ内	6,130.0	住宅団地	指定なし	昭和53年
5	宇原	7,525.0	住宅団地	指定なし	昭和54年
6	小路谷	9,509.0	仮設建物（資材置場）	指定なし	昭和55年
7	山手一丁目	12,773.0	住宅団地	商業・住居	昭和55年
8	上内膳	27,351.0	クラブハウス（グランド）	準工業	昭和57年
9	千草	10,563.0	住宅団地	指定なし	昭和61年
10	上物部	3,120.0	住宅団地	指定なし	昭和62年
11	小路谷	6,141.0	住宅団地	指定なし	昭和62年
12	下内膳	11,819.4	住宅団地	指定なし	昭和62年
13	大野	18,501.9	住宅団地	指定なし	昭和62年
14	安乎	10,379.2	住宅団地	指定なし	昭和63年
15	千草	37,726.3	住宅団地	指定なし	平成　4年
16	大野	12,577.8	住宅団地	指定なし	平成　4年
17	安乎	6,566.7	住宅団地	指定なし	平成　9年
18	新村	3,427.3	住宅団地	指定なし	平成　9年
19	下加茂	8,811.8	店舗	第一種住居	平成　9年
20	金屋	8,618.0	住宅団地	指定なし	平成13年
21	物部	3,218.0	住宅団地	第一種中高層	平成20年
22	納	11,595.9	店舗	指定なし	平成23年
23	大野	4,127.8	店舗	指定なし	平成25年
24	五色町鮎原	28,564.0	企業誘致	都市計画区域外	平成26年
25	物部一丁目	4,210.4	サ高住	第二種中高層	平成26年
26	大野	5,624.7	店舗	指定なし	平成27年
27	五色町鮎原	75,520.0	倉庫兼事業所	都市計画区域外	平成27年
28	上内膳	30,668.8	店舗	準工業	平成28年
29	物部三丁目	11,491.2	住宅団地	第一種住居	平成28年
30	大野	4,572.3	店舗	指定なし	平成29年
31	五色町広石	49,817.6	企業団地造成	都市計画区域外	平成31年

本市においては、これまでに施工された土地区画整理事業や、公有水面埋め立て事業により都市基盤が整備され、市街化が進んでいます。

■市街地の基盤整備事業等

番号	名称	面積（ha）	事業名
1	宇原大坪土地区画整理事業	5.9	土地区画整理事業
2	古茂江港	22.4	公有水面埋め立て事業
3	由良港	1.0	公有水面埋め立て事業
4	中浜埋立地	3.4	公有水面埋め立て事業
5	洲本港	4.1	公有水面埋め立て事業
6	鳥飼漁港	2.2	公有水面埋め立て事業
7	船瀬漁港	0.1	公有水面埋め立て事業

都市計画区域外である五色地域においては、合併以前の町施工による宅地開発事業を行い、住宅地を整備してきました。

■住宅団地開発（旧五色町施工）

番号	地区名	開発場所	面積（㎡）	開発年
1	鮎の郷団地	鮎原鮎の郷	51,217	平成元年～平成６年
2	さかえ団地	上堺	22,328	平成３年～平成６年
3	神陽台団地	鮎原神陽	82,249	平成５年～平成13年
4	若葉台団地	広石中	28,957	平成10年～平成13年

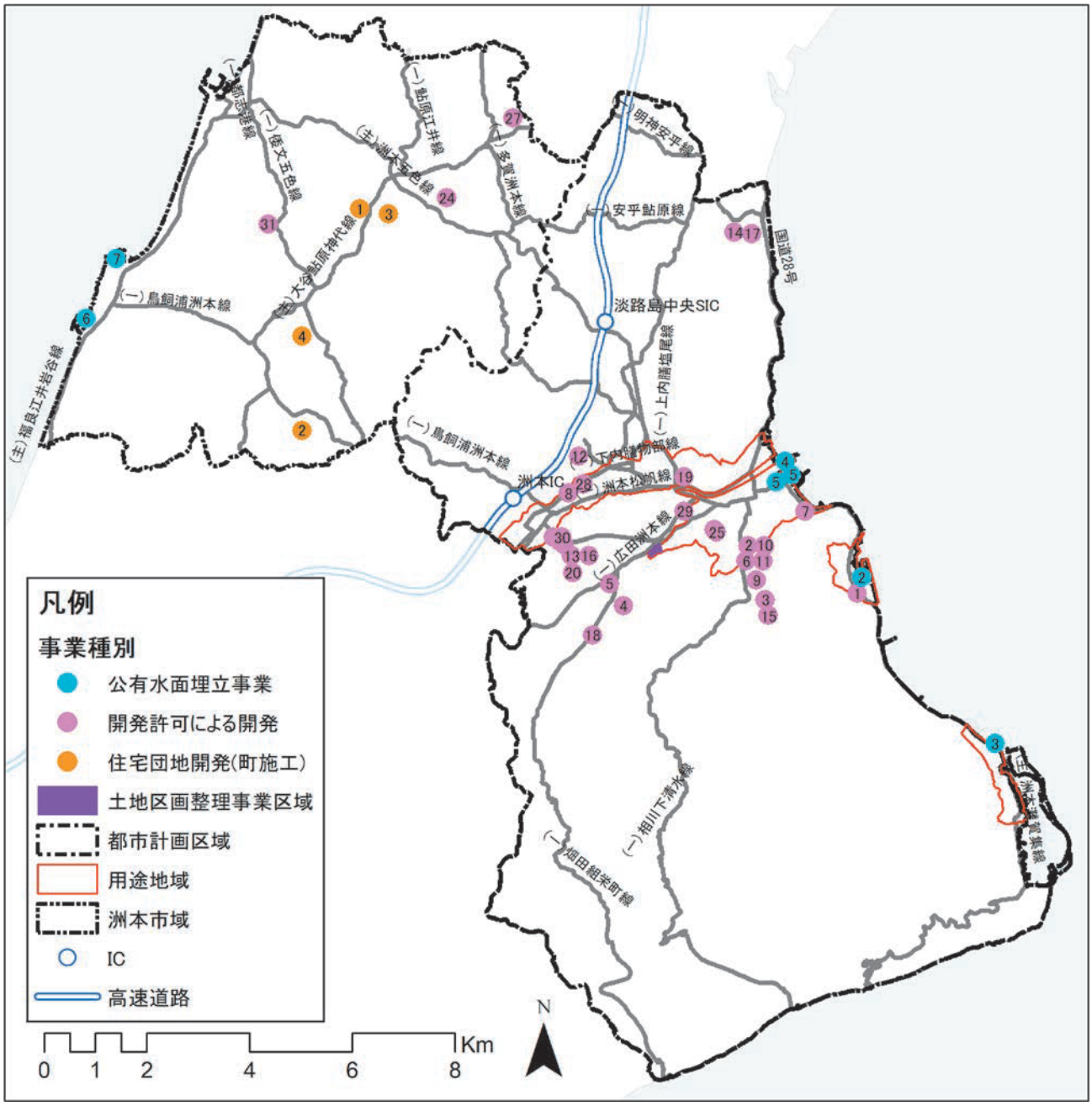

■宅地開発事業等位置図

2）交通

本市の主な道路交通網は、市の中心部を神戸淡路鳴門自動車道が通り洲本インターチェンジ（以下「洲本 IC」）と淡路島中央スマートインターチェンジ（以下「淡路島中央 SIC」）の 2 つの IC が存在します。また、東海岸沿いから市の中心部へと国道 28 号が通っています。それら 2 本の道路を軸に、主要地方道と一般県道が市内および島内のほぼ全域にわたってはりめぐらされています。

本市の都市計画道路は幹線道路 16 路線によりネットワークを形成しており、整備率は令和元年度末で 62.9%に留まっており、未整備の路線については、将来にわたり多大な費用と期間を要することから、今後の都市計画道路網のあり方が課題となっています。

公共交通アクセス圏域内にある 100m メッシュ人口の合計値は、約 1.7 万人であり、総人口の約 37%となっています。本市の公共交通アクセス圏域は、東海岸沿いから由良地区にかけての人口集積地、五色地域の人口集積地を概ねカバーする一方、中心市街地南部や、(一）広田洲本線、(一）畑田組栄町線の沿道の人口集積地をカバーできていません。

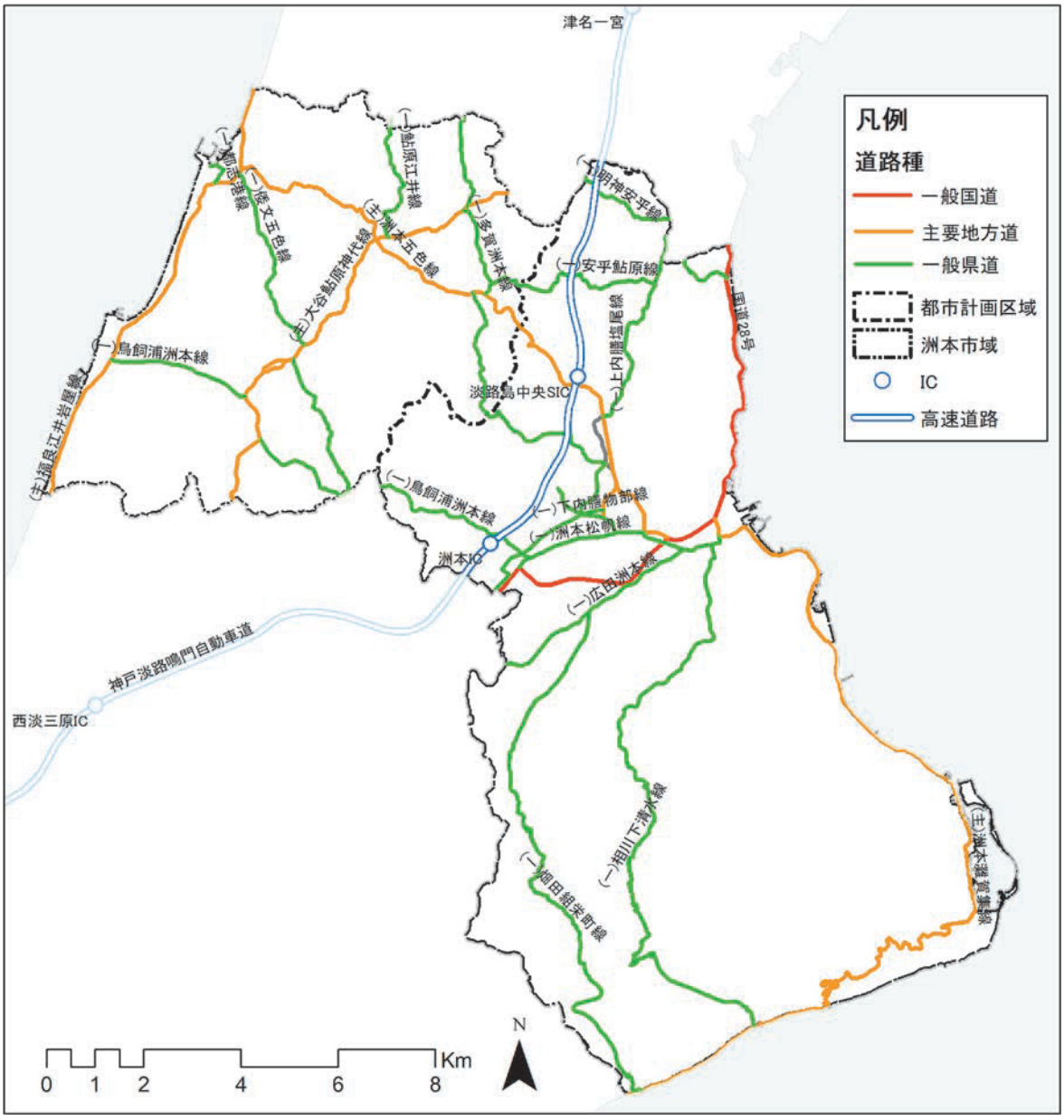

■交通網図

出典：淡路県民局管内図、交通センサス

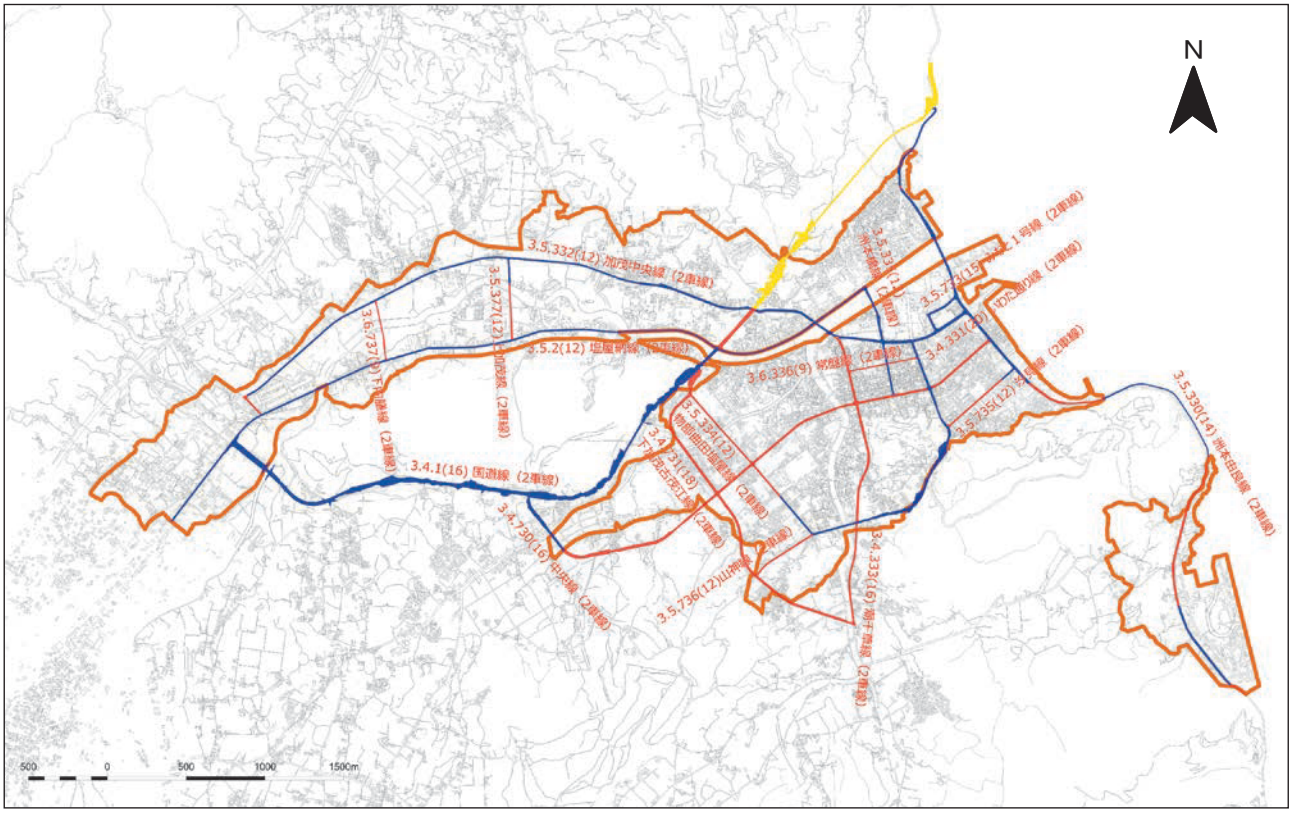

■都市計画道路の整備状況（令和元（2019）年度時点）

種別	名称				決定告示年月日	幅員	車線数	延長			整備率（%）
	番号			路線名				計画	改良	概成済	
幹線街路	3	4	1	国道線	S57. 6.15	16	2	6,040	4,860	0	80.4%
	3	5	2	塩屋納線	S48.12.11	12	2	4,890	210	4,660	99.6%
	3	5	330	洲本由良線	S22. 3.31	14	2	5,050	1,090	2,740	75.8%
	3	4	331	いわた通り線	H 9.12. 5	20	2	380	380	0	100.0%
	3	5	332	加茂中央線	S48.12.11	12	2	3,650	1,400	1,680	84.4%
	3	4	333	潮千草線	S24. 3.31	16	2	2,300	560	0	24.3%
	3	5	334	物部曲田塩屋線	S39. 3.23	12	2	3,410	2,560	0	75.1%
	3	5	335	洲本橋線	S39. 3.23	12	2	700	200	500	100.0%
	3	6	336	常磐線	S22. 3.31	9	2	440	0	0	0.0%
	3	5	337	上加茂線	S48.12.11	12	2	510	150	0	29.4%
	3	4	730	中央線	S48.12.11	16	2	3,450	400	0	11.6%
	3	4	731	下加茂古茂江線	S48.12.11	18	2	2,160	0	0	0.0%
	3	5	733	みなと１号線	H 9.12. 5	15	2	310	310	0	100.0%
	3	5	735	汐見線	S39. 3.23	12	2	570	0	100	17.5%
	3	5	736	山神線	S48.12.11	12	2	450	0	0	0.0%
	3	6	737	下内膳線	S48.12.11	9	2	380	0	0	0.0%
16 路線の計								34,690	12,150	9,680	62.9%

出典：都市計画現況調査

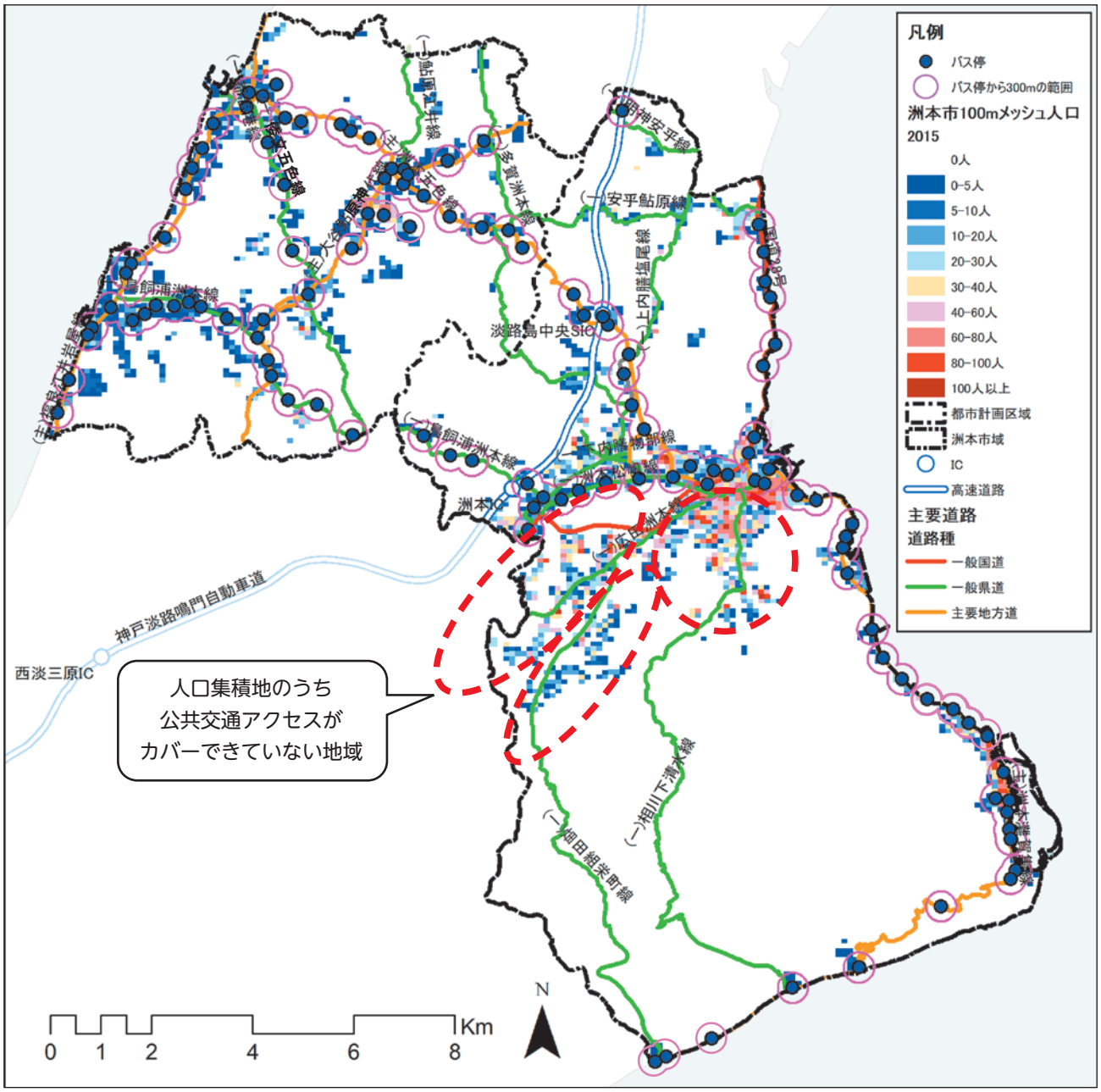

■バス路線のカバー圏

出典：交通センサス、国土数値情報

3）公園・緑地

本市における公園緑地は、都市公園の大浜公園をはじめとして、農業公園、宅地開発で作られた小規模な公園などがあり、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場として、潤いのある生活空間を形成するために整備が進められ、利用されています。

このうち大浜公園のみが都市計画公園となっています。

また、一人当たりの公園面積は 6.7㎡ / 人と全国平均（10.5㎡ / 人）および兵庫県平均（11.2㎡ / 人）を下回っています。

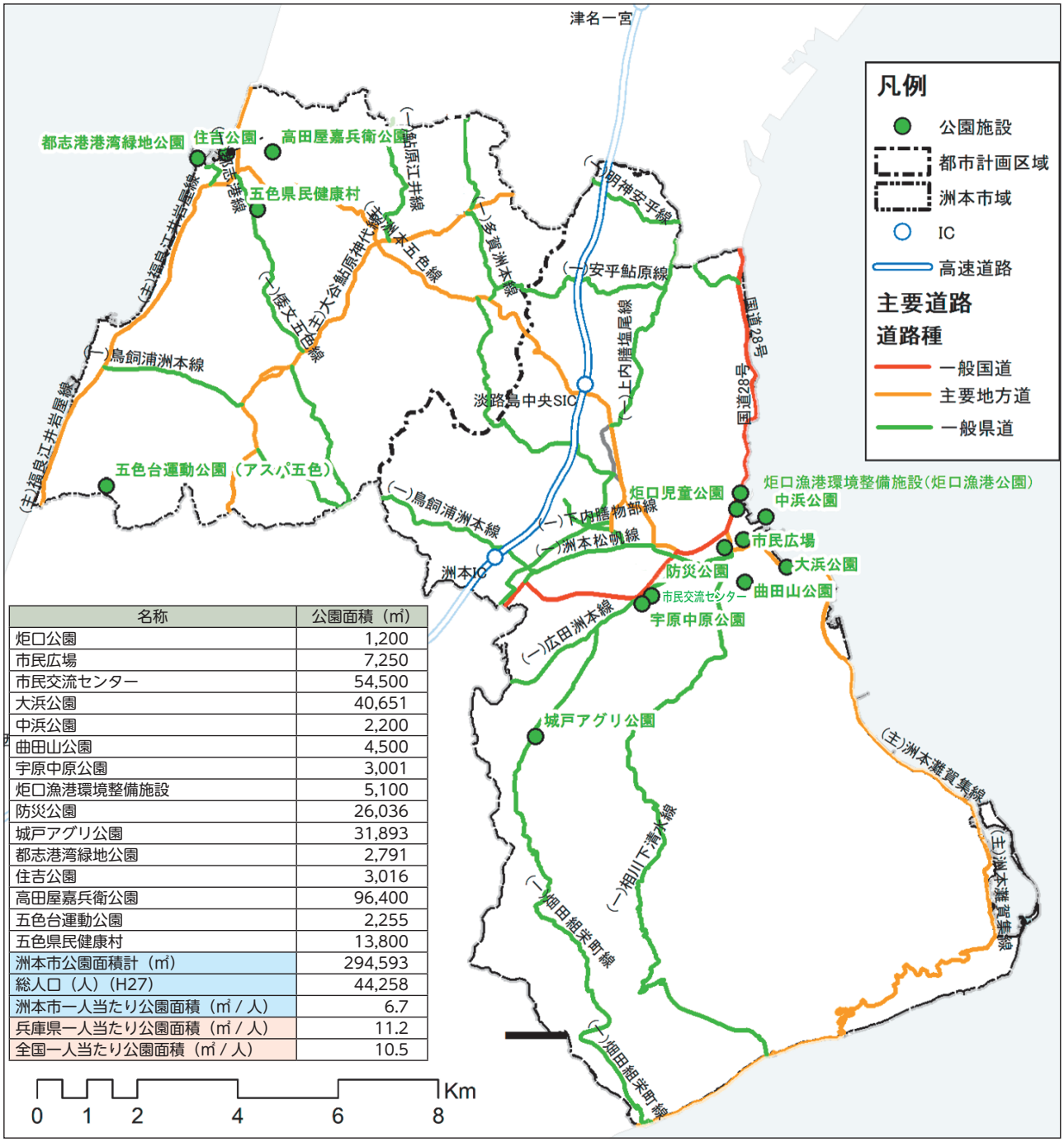

名称	公園面積（㎡）
炬口公園	1,200
市民広場	7,250
市民交流センター	54,500
大浜公園	40,651
中浜公園	2,200
曲田山公園	4,500
宇原中原公園	3,001
炬口漁港環境整備施設	5,100
防災公園	26,036
城戸アグリ公園	31,893
都志港湾緑地公園	2,791
住吉公園	3,016
高田屋嘉兵衛公園	96,400
五色台運動公園	2,255
五色県民健康村	13,800
洲本市公園面積計（㎡）	294,593
総人口（人）（H27）	44,258
洲本市一人当たり公園面積（㎡ / 人）	6.7
兵庫県一人当たり公園面積（㎡ / 人）	11.2
全国一人当たり公園面積（㎡ / 人）	10.5

■主な公園緑地等配置図

出典：国土交通省 平成 29（2017）年度末都道府県別一人当たり都市公園等整備現況

4）上下水道

本市は、五色地域の鳥飼浦周辺、先山周辺、柏原山周辺等の山地を除く区域が水道供給区域となっており、人口が集積する平地等を概ねカバーしています。

下水道は、洲本処理区と都志処理区があり、洲本処理区の処理区域面積は 302ha で、整備率 37.7%、都志処理区は 68ha で、整備率 89.4%となっています。

また、これらの汚水処理は、洲本処理区は洲本環境センター（すいせん苑）で、都志処理区は五色浄化センターで行っています。

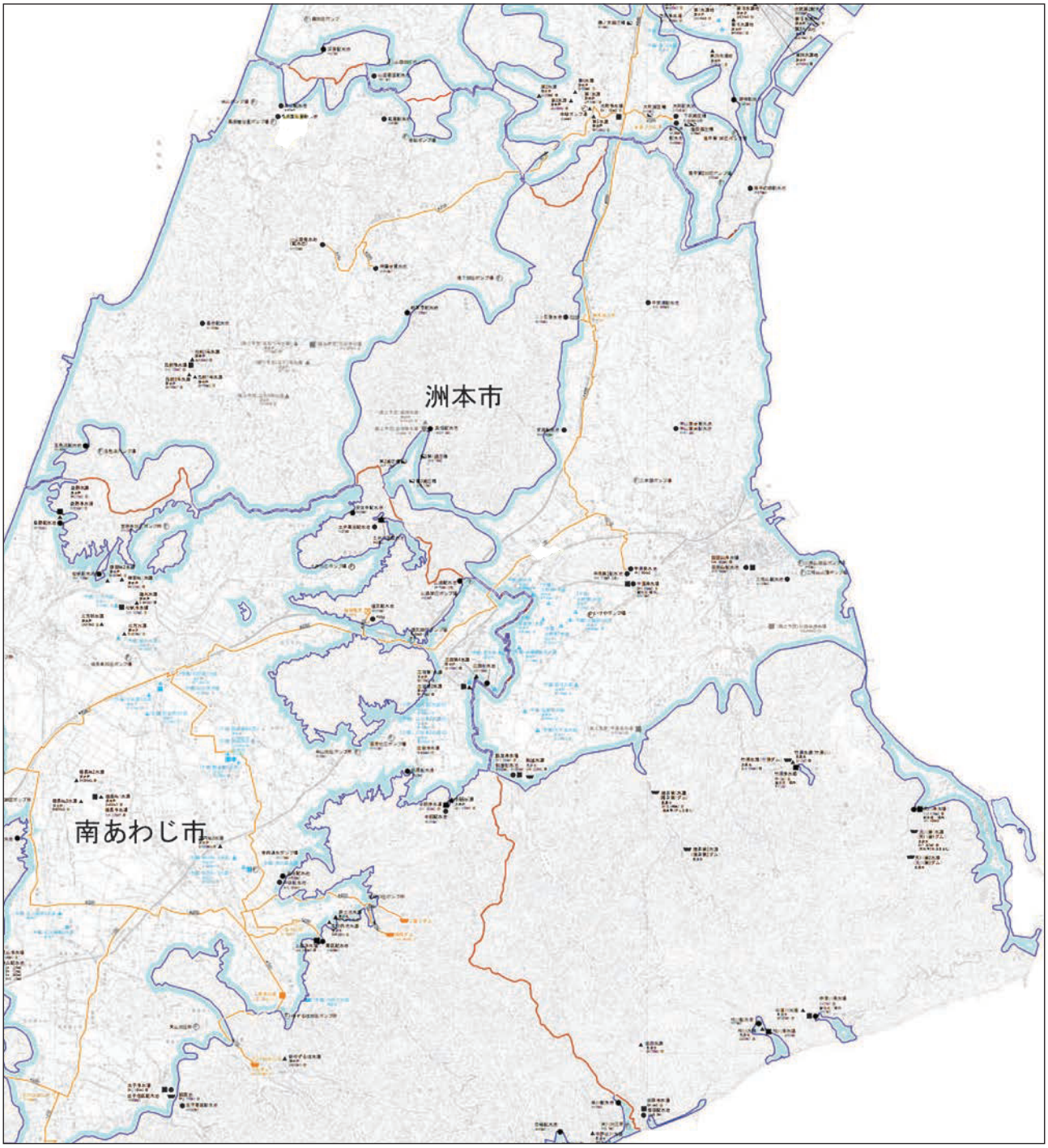

■洲本市の水道供給区域（平成 22（2010）年 3 月時点）　出典：淡路広域水道事業創設認可一般平面図

処理区	事業種別	排除方式	計画処理区域面積	供用開始区域面積	整備率
洲本処理区	単独	分流式	800ha	302ha	37.7%
都志処理区	単独	分流式	76ha	68ha	89.4%

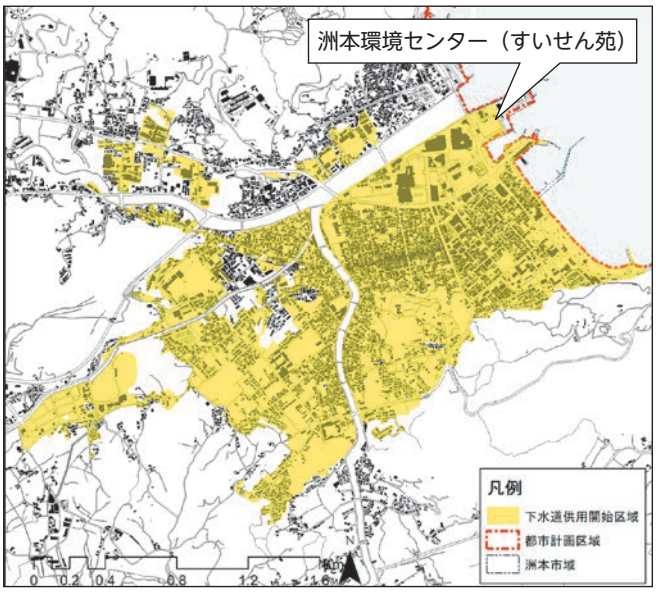

■公共下水道処理区域（洲本処理区）

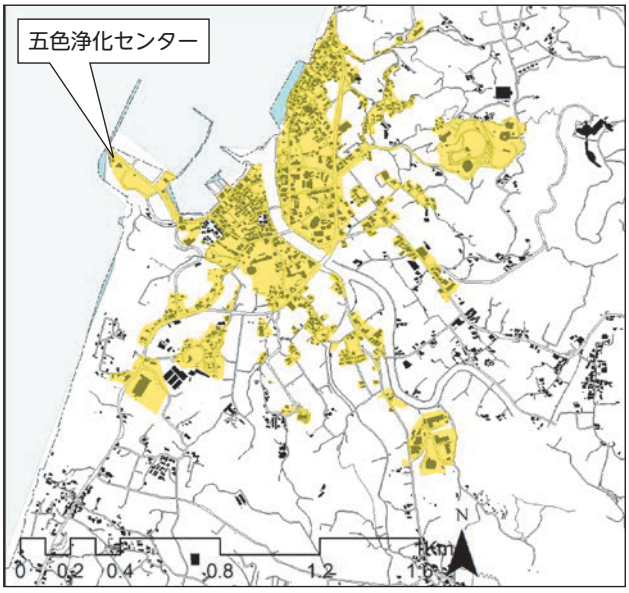

■特定環境保全公共下水道処理区（都志処理区）

（令和３（2021）年３月時点）

5）その他都市施設

そのほかに市民生活を支えるための施設としては、不燃ごみ・粗大ごみ処理場（淡路広域行政事務組合粗大ごみ処理場）や可燃ごみ処理場のやまなみ苑（洲本市･南あわじ市衛生事務組合）、し尿･浄化槽汚泥高度処理施設（塩屋衛生センター）、洲本地域と五色地域の２か所で稼動している火葬場があります。

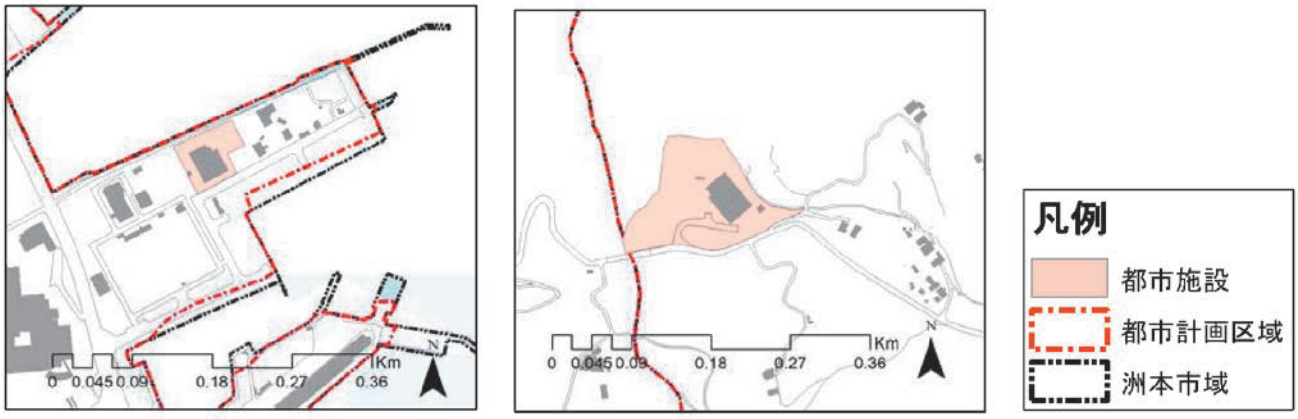

■左：塩屋衛生センター　右：淡路広域行政事務組合粗大ゴミ処理場

（5）防災

1）土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

本市の土砂災害警戒区域は、先山の斜面、由良地区の背後の斜面地において指定されているほか、中心市街地縁辺部にも多く存在します。

また、淡路市との境界付近に、一部土砂災害特別警戒区域が指定されている地域も存在します。

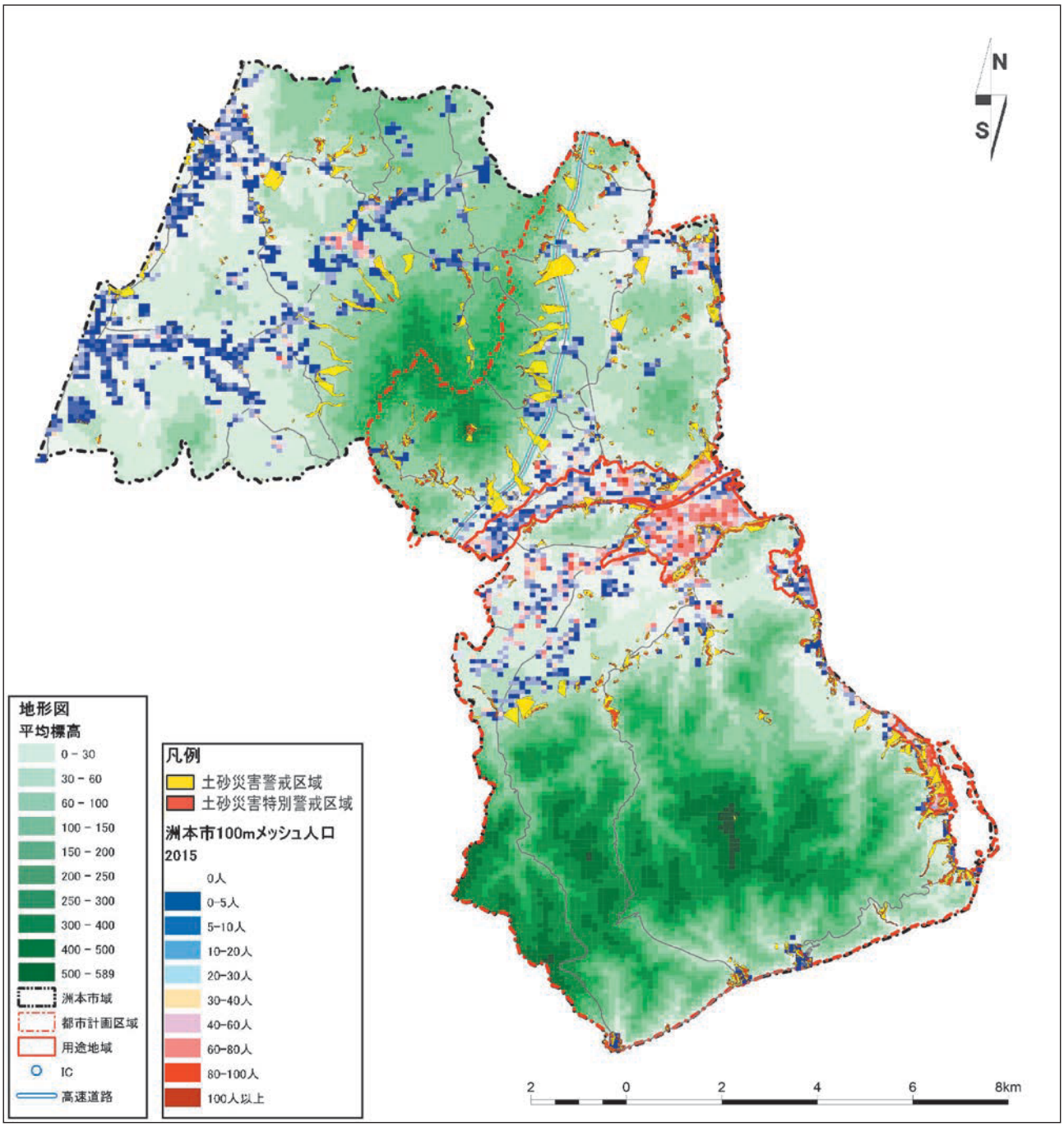

■土砂災害（特別）警戒区域（令和３（2021）年３月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（土砂災害）

2）洪水浸水想定区域

本市の中心部の用途地域の大半が洪水浸水想定区域に指定されているほか、五色地域の沿岸部においても、一部洪水浸水想定区域に指定されています。

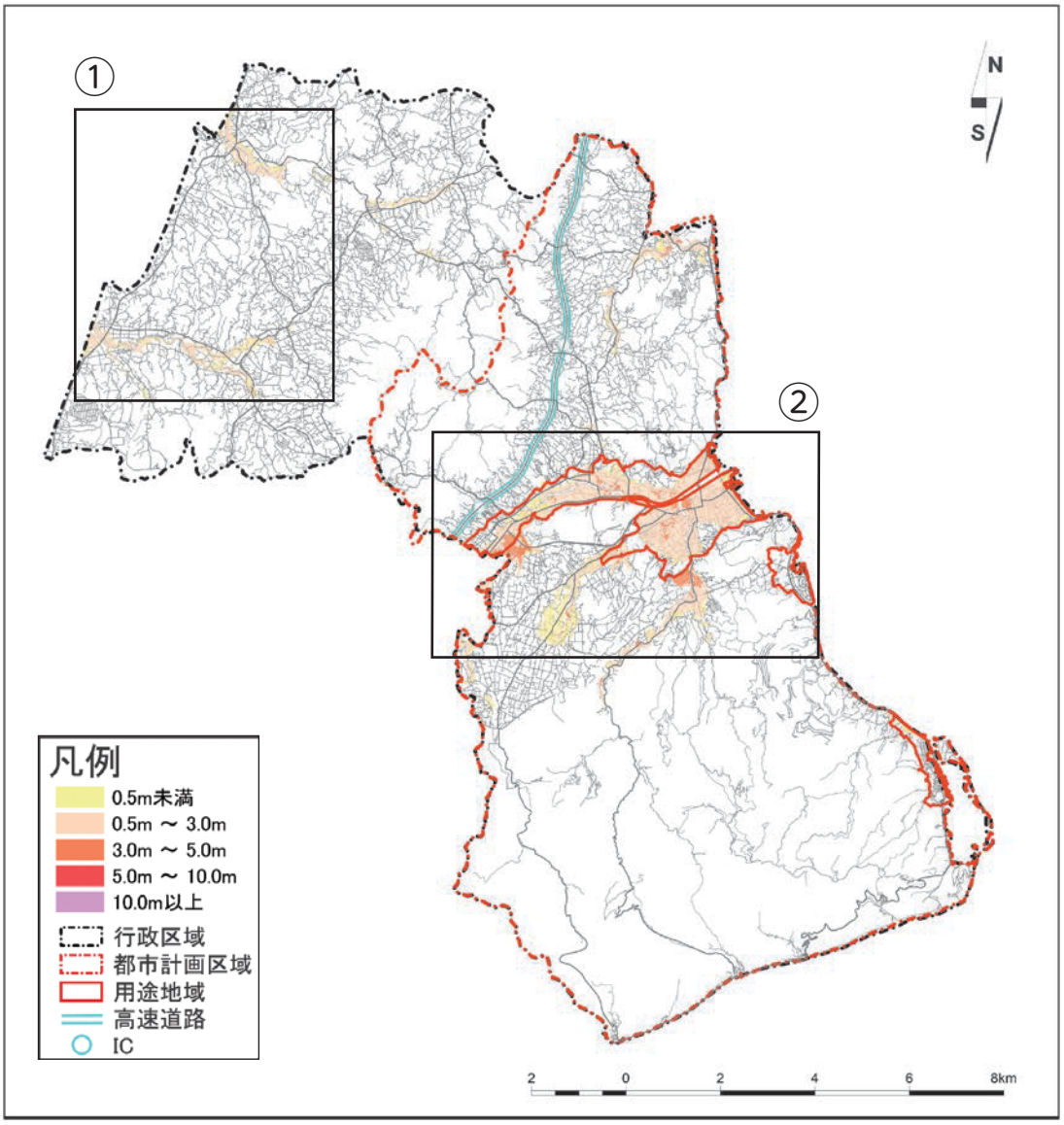

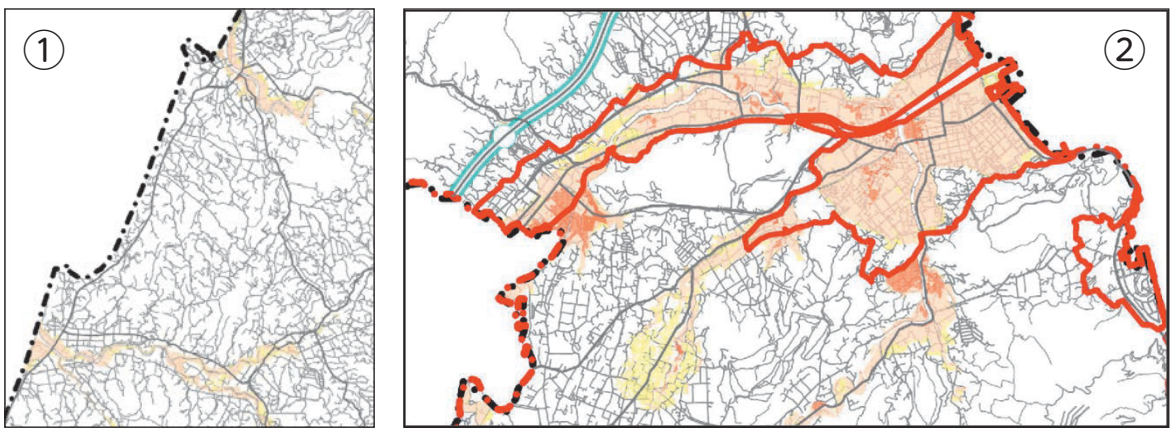

■洪水浸水想定区域（令和元（2019）年８月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（洪水）

3）津波浸水想定区域

用途地域内の中心市街地のほか、由良地区周辺においても津波浸水想定区域が指定されています。洲本川の北側の地域においては一部１m 以上～２m 未満の浸水が想定されている地域もあります。

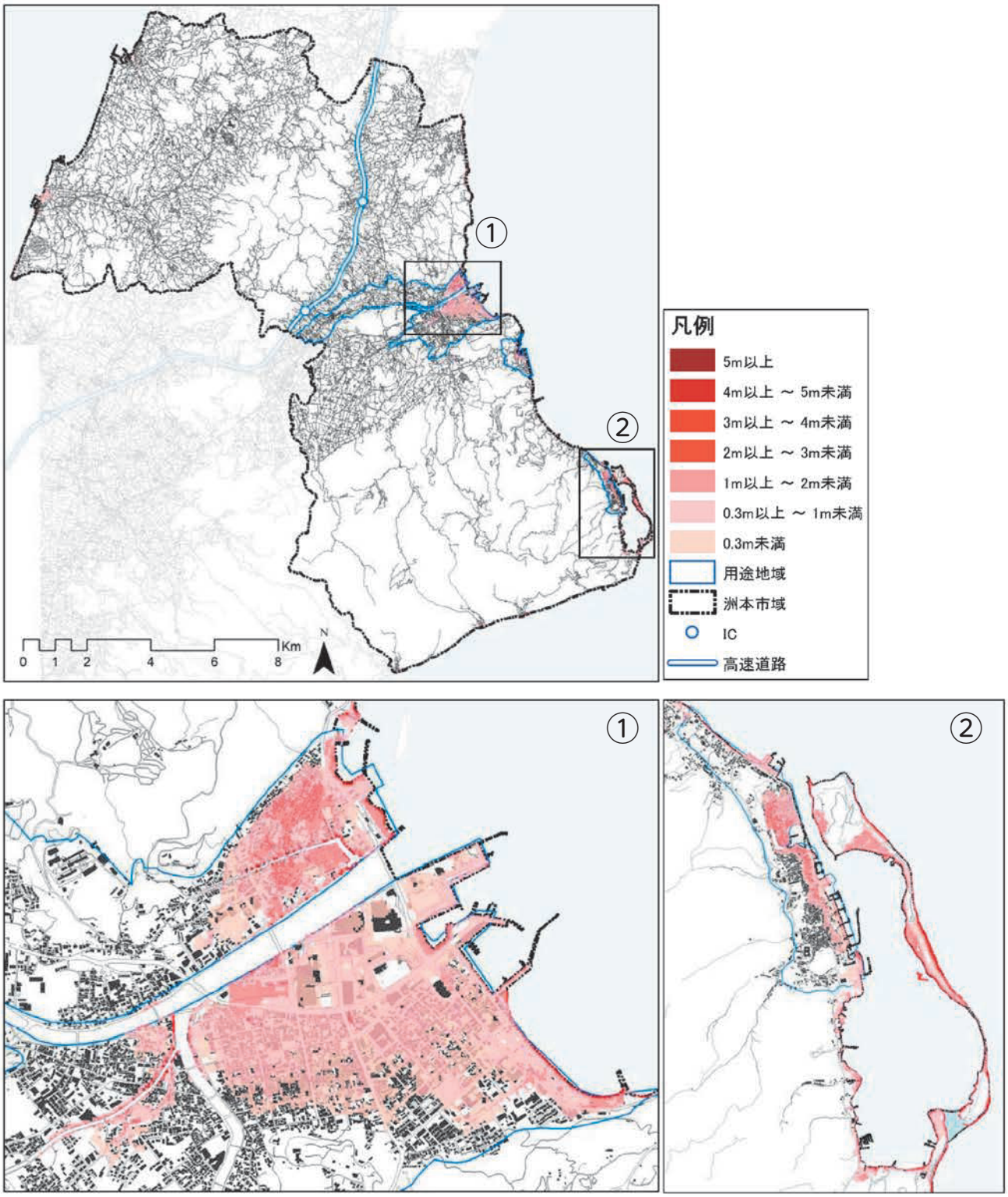

■津波浸水想定区域（平成 25（2013）年 12 月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（津波）

（参考）津波防災インフラ整備計画による取り組み（兵庫県）

南海トラフ巨大地震による津波に備え、防潮堤の整備・補強等の津波対策を計画的・効率的に推進するため、平成 27（2015）年 6 月に防潮堤等の沈下対策を追加するとともに、津波対策による浸水想定区域の縮減効果をとりまとめ、「津波防災インフラ整備計画」を策定しました。

上記計画の中で本市は重点整備地区に位置付けられています。

洲本地区は、L1 津波を防潮堤・樋門で防ぎ、L2 津波は防潮堤・樋門の対策により浸水被害を軽減するという取り組み方針を掲げています。

対策後の効果としては、L2 津波の場合、「堤内地の浸水面積を約 9 割縮減（103ha → 13ha）」、「人家部の浸水深を避難行動がとれる 0.3 m未満に低減」することとなっております。

なお、主な対策一覧や対策効果は下表の通りです。

■洲本地区対策一覧

対策	事業量	工程	
		H25（2015）- H30（2020）年度	R1（2021）- R5（2025）年度
①陀仏川樋門の整備	1 基	■	
②防潮堤の整備（市施工含む）〔越流対策、沈下対策を含む〕	0.3km	■	■
③防潮堤の越流対策	0.7km	■	
④防潮堤の沈下対策	0.2km	■	

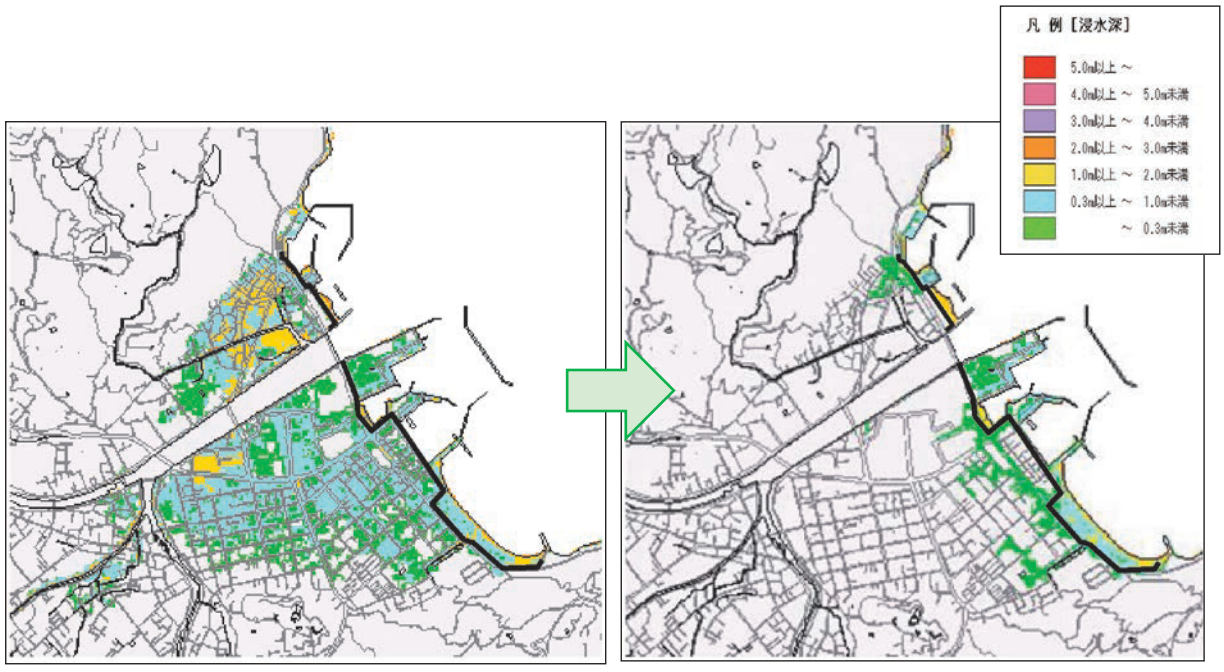

■対策前後の浸水想定区域図

出典：津波防災インフラ整備計画（令和 2（2020）年 7 月版）

4）高潮浸水想定区域

用途地域内の中心市街地のほか、由良地区周辺や五色地域の都志、鳥飼地区周辺においても高潮浸水想定区域が指定されています。特に洲本川、都志川、鳥飼川の河口付近両岸では、広い範囲で１m 以上～３m 未満の浸水が想定されています。

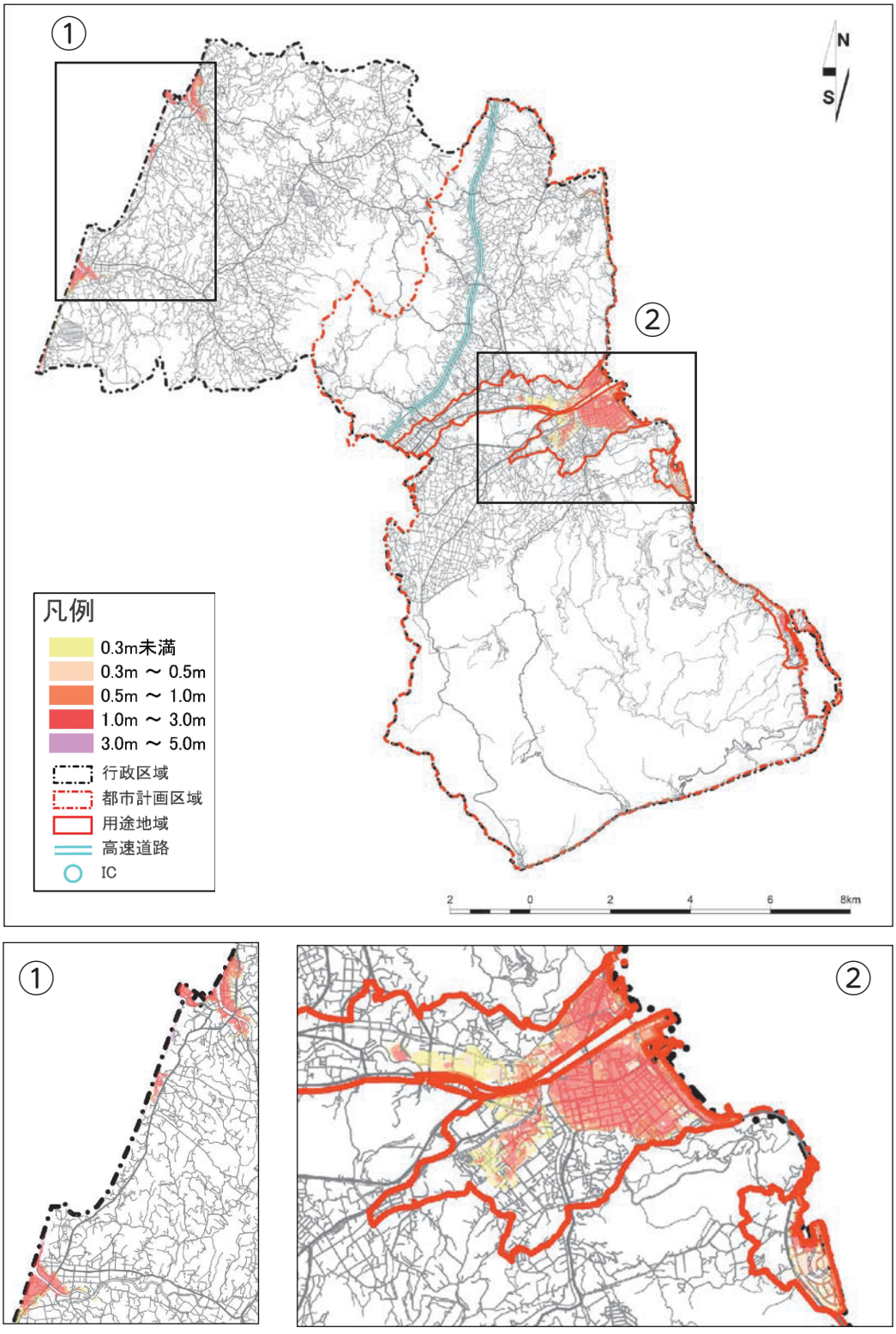

■高潮浸水想定区域（令和３（2021）年４月時点）

出典：兵庫県 CG ハザードマップ（高潮）

（6）財政

歳入は、市税収入が、人口減少、景気低迷による個人・法人所得の減少、地価下落等を反映して平成９（1997）年の 73.3 億円をピークに減少傾向にあります。平成 24（2012）年では、59 億円をやや下回る程度にまで落ち込み、15 年間で 14 億円以上減少しています。今後とも人口減少が見込まれるなかで、市税収入はさらに減少していくことが予想されます。

歳出は、普通建設事業費が、平成 17（2005）年以降、大幅に減少していますが、経常的な扶助費や公債費、公共施設等に係る維持補修費が年々増加しており、今後の財政を圧迫していくことが予想されます。

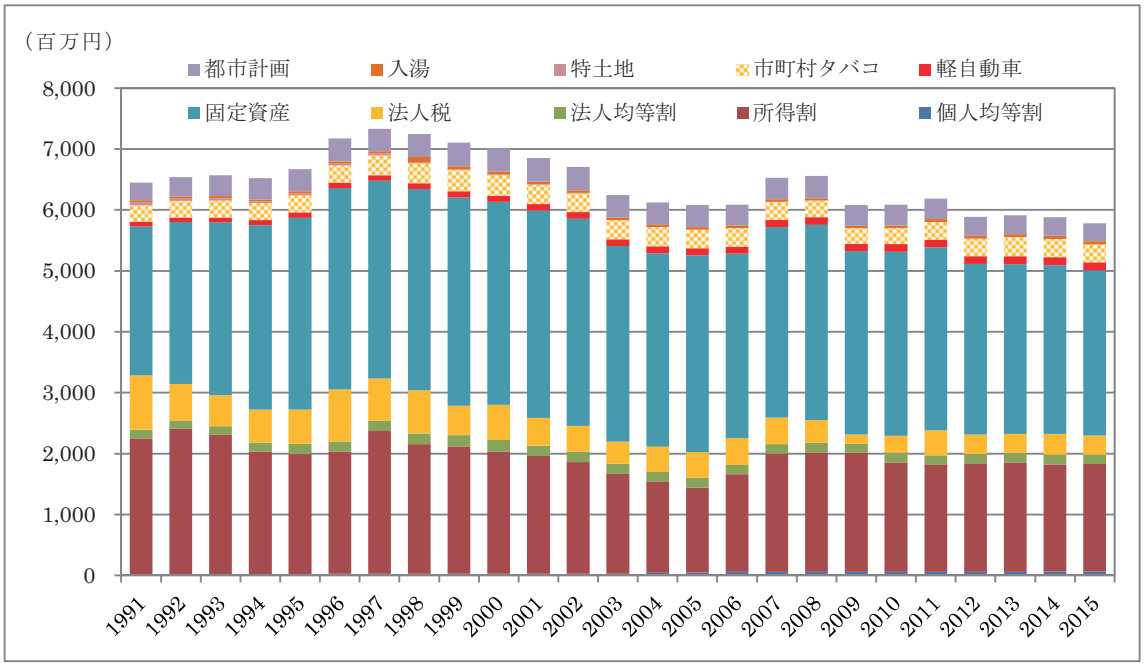

■市税収入額の推移

出典：洲本市公共施設等総合管理計画

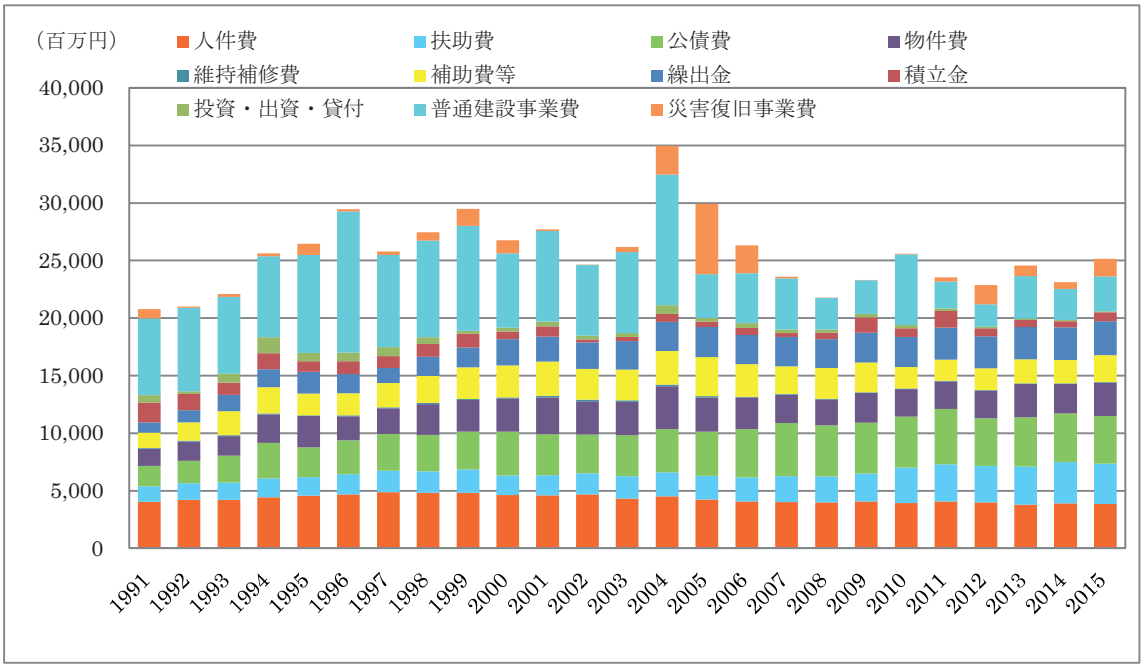

■歳出決算額の推移

出典：洲本市公共施設等総合管理計画

1.2 上位・関連計画

1．淡路地域都市計画区域マスタープラン

策定年月	令和３年３月	策定機関	兵庫県
計画の趣旨位置付け	本市の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の上位計画にあたり、中長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの		
目標年次	令和７年（2025 年）		
将来の都市像	県内で人口減少率及び高齢化率が最も高くなることが予測される本区域においては、交通ネットワークによる神戸市や徳島市などの地域外や地域内の都市機能集積地区間の連携強化により、地域全体での都市機能の確保を図る。また、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。 **○市街地エリア** ・国内外の来訪者との多様な交流・環流の拡大　・市街地の拡散の防止や景観の保全 ・災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて、立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する **○市街地以外のエリア** ・地域主導による集落の機能維持や地域活性化の促進 ・デマンド型交通の導入、情報ネットワーク等により都市機能集積地区との連携を維持・確保し、活力を維持		
主要な都市計画の決定方針	**都市づくりに関する方針** **(1) 地域連携型都市構造化の方針** 洲本市役所周辺を都市機能集積地区として、都市機能の充実や人口の集積を図りながら、隣接市と相互補完を行い、淡路地域全体で都市機能の確保を図る。また、神戸淡路鳴門自動車道等からなる広域連携軸によって地域外との都市機能の相互補完及び、交流の促進を図る。 **(2) 土地利用に関する方針** 地域の特性に応じた土地利用コントロールを行い、特に洲本 IC や淡路島中央 SIC 周辺、国道 28 号、県道福良江井岩屋線の沿道等においては、周辺環境と調和した適切な開発を誘導するとともに、緑条例の計画整備地区制度を活用し、土地利用の誘導を図る。洲本 IC 周辺等の地域においては、産業立地を促進する。条例による国準則の緑地面積等の緩和など、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。 **(3) 都市施設に関する方針** 計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた、戦略的な維持管理・更新を進める。長期未着手の都市計画公園等は、廃止を含めた適切な見直しを行う。学校、公民館、病院等の施設は、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。余剰となった公有地は、民間事業者等による活用を促進する。 **(4) 市街地整備に関する方針** 既成市街地では、都市機能の充実を図り、古民家等の空き家を活用した観光交流、二地域居住や移住を促進する。地区の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強い市街地の整備を図るとともに、建築基準法の特例制度等を活用し、自主的な建替え等を促進する。ユニバーサル社会づくり推進地区の中心市街地周辺地区は、高齢者や女性、障害のある人等の社会参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進する。 **(5) 防災に関する方針** 災害時における都市機能の強靭化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化等や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを促進する。特に、南海トラフ地震や中央構造線断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。 **(6) 景観形成に関する方針** 屋外広告物条例による広告物の整除、緑条例による緑地の保全・創出等により、淡路地域にふさわしい景観を誘導する。インターチェンジ周辺等においては、地域の玄関口としての景観形成に配慮する。公共施設等への淡路瓦や県産木材の活用、海辺や海上等からの眺望に配慮した緑化を促進する。 **(7) 地域の活性化に関する方針** 観光地においては、多言語対応の案内表示や Wi-Fi アクセス環境の整備等のインバウンドの受入れ基盤の整備を促進する。古民家や町家の空き家等、廃校等の公共施設の再生・活用等により、都市住民との交流、二地域居住や移住定住、テレワークやワーケーション等の新しい働き方に対応したオフィスの提供や企業誘致を促進する。		

2．新洲本市総合計画

策定年月	平成 30 年 5 月	策定機関	洲本市
計画の趣旨 位置付け	洲本市のまちづくりにおける最上位計画と位置付けられ、洲本市の目指すべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示す。		
計画期間	2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までの 10 年間		
将来都市像	豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本		
将来人口 （戦略人口）	洲本市総合戦略に基づく戦略的な取組により、人口減少を緩やかにする「戦略人口」を設定。 前期基本計画最終年（2022 年）：40,200 人　後期基本計画最終年（2027 年）：37,900 人		
土地利用の基本的な方向性	**■拠点：都市の発展を牽引する都市機能の集積拠点** **中心市街地拠点** 中心市街地拠点では、商業・業務・医療・公共機能などが集中している利便性の高さや、既存ストックを最大限に活用することで、本市のみならず淡路島の中核として一層の機能強化、再整備を図ります。 **地域生活拠点** 地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能が集約されていることから、地域の都市活動の拠点として、まとまりのある市街地を形成します。 **■ゾーン：連続的な自然環境の整備保全と住環境との調和を推進するゾーン** **定住・田園ゾーン** 定住・田園ゾーンでは、地域の特性に応じた良好な生産と生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適正な土地利用を図るとともに、生活サービスとしての機能を補完するため、中心市街地拠点や地域生活拠点と地域公共交通などのネットワークでつなぎます。 また、農地が持っている多面的な機能を発揮させるための管理、農地集積・集約を進め、耕作放棄地の発生防止と解消、効率的な利用を図ります。 **市街地ゾーン** 市街地ゾーンでは、まちなか再生や都心居住、公園整備、市街地緑化などの取組を推進することで、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図るとともに、道路網の整備により、計画的な市街地の整備を図ります。 **臨海交流ゾーン** 臨海交流ゾーンでは、水産業の生産基盤の一層の充実を図るとともに、海辺を結ぶ回遊性の高い交流空間としての利用を図ります。 **森林ゾーン** 森林ゾーンでは、国土の保全や水源かん養など、豊かな緑地空間としての機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策や森林空間の総合的な利用を図ります。		

■土地利用基本構想図

3．淡路島地域公共交通網形成計画

策定年月	平成 30 年 3 月	策定機関	淡路島地域公共交通活性化協議会
計画の趣旨 位置付け	淡路島の地域公共交通網のマスタープランであり、交通政策の方向性及び諸施策を示す。本計画に基づき実施する事業については、淡路島定住自立圏構想への位置づけも検討。		
計画期間	2018（平成 30）年度から 2027（令和９）年度までの 10 年間		
めざすべき 将来像	誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現 ～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～		

課題解決に向けた具体の施策

■施策１　取組を推進していくための体制づくり

○統一的な推進体制を構築する
- ３市の企画・立案機能の統一
- コミュニティバス運営統一に向けた検討
- 地域内公共交通の一元管理組織の立ち上げ

■施策２　高速バスの維持・充実

○ IC カードにより高速バスの利便性を向上する
- IC カードシステムの導入
- 利用割引サービスの導入

○高速バスの地域内乗降（クローズドドアの解消）を調査・検討する
- 既存ネットワークへの影響、高速バス運行上の課題調査
- 実施エリアの検討、社会実験の実施

○結節点としての広域拠点機能を充実する
- 岩屋ポートターミナル建て替え
- 津名港ターミナル移転
- 待合環境の品質向上

■施策３　地域内バスネットワークの再編

○地域内バスネットワークを再編する
- 路線見直し案のとりまとめ
- 輸送力の確保
- 運行頻度、運行時間帯の拡大

○自主運行バスによりきめ細かいサービスを実現する
- 自主運行バスの導入検討

○乗り換え利便性を高める
- 結節点としての広域拠点機能の充実（再掲）
- 結節点としての地域拠点機能の充実
- 広域交通に合わせた運行ダイヤの調整
- 乗り継ぎ連絡切符の検討

○シームレスなバス利用環境を整える
- 生活交通バスへの IC カードシステム導入の検討
- 乗り継ぎ連絡切符の検討（再掲）
- 地域内統一の運賃体系の検討
- バスロケーションシステム導入の検討

■施策４　観光地への公共交通の利用促進

○観光地へバス等で移動できるようにする
- 案内機能の充実
- 観光客が公共交通で周遊できる環境の整備
- 公共交通と観光施設への送迎とバス等との連携

○観光地の情報を容易に入手できるようにする
- 観光客に向けた情報発信の強化
- 総合時刻表（あわじ足ナビ）の発行
- 案内機能の充実（再掲）

○特定観光施設へのバス路線のシンボル化に取り組む
- 導入検討（先行事例の調査など）

○地域内バスネットワークを補完する端末交通を充実・強化する
- 端末交通の充実・強化

■施策５　公共交通の利用推進

○バス等公共交通の利用気運を高める
- 公共交通を利用した通勤の推進
- 高校生等への公共交通利用の働きかけ
- 高齢者に対する公共交通利用の働きかけ
- 体験乗車の社会実験の実施
- 利便性・実用性等情報発信
- 総合時刻表（あわじ足ナビ）の発行（再掲）

◆地域公共交通ネットワークの将来像◆

4．第２期淡路島定住自立圏共生ビジョン

策定年月	平成 30 年 12 月 7 日	策定機関	洲本市
計画の趣旨位置付け	複数の市町村が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な都市機能・生活機能を圏域全体で確保し、圏域の一体的発展と定住人口の促進を図る取組として、定住自立圏構想が創設された。本計画は定住自立圏の形成に向けた具体的なアクションプランである。		
目標年次	2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度までの５年間		
定住自立圏の形成に向けた基本的な考え方	（1）定住自立圏構想の趣旨に基づき、定住及び交流人口の増加を最優先目標とします。 （2）定住自立圏の形成に向けて、３市それぞれの個性ある地域づくりを基本に、中心市である洲本市の人材、技術、情報発信力、機能集積等を圏域内で共有し、３市が持つ地域資源の連携・活用に取組みます。 （3）中心市である洲本市は、圏域の発展を支える都市機能の集積をより一層、量的･質的に向上を図り、リーダーシップを発揮しながら、圏域住民の暮らしやすさの向上や圏域全体の活性化といった大きな視点から連携施策を検討し、実行します。 （4）圏域内の役割分担とネットワークの強化により、圏域全体のレベルアップを図るよう努めます。		
中心市宣言書に記した圏域の将来像（抜粋）	洲本市は、瀬戸内海に浮かぶ淡路島のほぼ中央部に位置しており、中世以後淡路地域の政治、経済、文化の中心として発展してきました。淡路島は気候風土が穏やかで、山海の幸に恵まれ、万葉の時代には朝廷に食材を献上する「御食国（みけつくに）」であり、現在も風光明媚な自然や豊かな食を求めて多くの観光客が訪れる観光地としても知られています。また、洲本市の中心に、明治、大正期に建てられた紡績工場のレンガ建物が、レストランや図書館などに姿を変え、近代化産業遺産を今に伝えています。淡路島は今、急速に進む人口減少、少子高齢化、経済の低迷など、一つの自治体では対応困難な課題に直面しています。こうした中、兵庫県、淡路島三市が共同で「あわじ環境未来島特区」を国に申請し、平成 23 年 12 月 22 日に国の地域活性化総合特区に指定されました。「あわじ環境未来島特区」は、「生命つながる環境の島」として、「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の三つの柱を掲げ、エネルギー、農と食、暮らしの３つの分野で淡路島の可能性を引き出し、地域の自立力・持続力を高めていくための様々な取組を出来ることから進め、国内や国内外の先進的モデルとなる地域づくりを推進することとしています。こうした特区の事業を更に推進し、また、人口減少、少子高齢化、経済の低迷といった課題に取り組むために、国が掲げる定住自立圏構想の下、本市を中心市として「淡路島定住自立圏」を形成し、連携する市と役割を分担・協力しながら暮らしに必要な生活機能を確保し、活力・魅力ある淡路島を実現していくことをここに宣言します。		
圏域づくりの目標	**(1) 安心・便利な環境づくり** ・医療環境が充実するとともに、犯罪が少なく、安全で便利な地域の中で、誰もが健康で安心して暮らし続けられる圏域をめざします。 ・移動の自由を確保するため、公共交通の利便性を高めるとともに、充実した生活サービスが利用できる圏域をめざします。 **(2) 田舎暮らしの推進、人口減少・少子高齢化への対応** ・都市部在住の人を対象に、田舎暮らしを進めるため、地域の魅力を向上し、定住・定着が可能な圏域をめざします。 ・子育て世代に対する支援制度を充実し、安全で安心して暮らせる圏域をめざします。 **(3) 地域の活力増進、歴史・文化などの継承** ・農業、漁業、商業、工業、観光業等の活力を増進し、地域で働く人々の力を結集することで、付加価値を生み出し続ける圏域をめざします。 ・低炭素社会の構築をめざし、環境に負荷をかけないやさしい社会づくりをめざします。 ・歴史・文化・伝統を継承・活用し、個性豊かな文化を創造する圏域をめざします。 **(4) 自立・協働の促進** ・地域のコミュニティ活動や市民活動を活発に行うことで、住民が主体的にまちづくりに取り組める圏域をめざします。 ・行政、市民、ＮＰＯなどが相互に役割分担しながら、共通の目標に向かってまちづくりに取り組む圏域をめざします。		

5．その他関連計画

計画名	洲本市国土利用計画	策定年月	令和 3 年 6 月
	洲本市空家等対策計画		平成 30 年 7 月
	洲本市津波避難計画		平成 29 年 4 月

1-3 住民意向

土地利用や、集約型都市形成に関する住民意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

なお、住民意向調査の対象は、無作為に抽出する 2,000 名とし、調査票を郵送により配布し、回収することで実施しました。

また、住民意向調査を行う範囲は 20 歳以上の洲本市全域に在住する住民と設定しました。

なお、回答者が特定の地区の住民に偏ることを防ぐことに加え、性別、年齢など多様な属性を持つ住民からの意見を反映させるため、地区ごとの調査票の配布数を全体人口に占める割合で按分し、年齢、性別の異なる属性に対し、均等に配布数を割り当てました。

■調査結果概要

調査時期	・郵送日：令和元（2019）年 9 月 30 日 ・締切日：令和元（2019）年 10 月 25 日（当日消印有効）
回収数 （回収率）	・回収数：731 票（回収率：36.6%）
人口	**・洲本市に暮らし続けたいか（定住意向）：** 「これからも洲本市で暮らし続けたい」と回答した割合：約 60% **・現在の住み心地に対する満足度：** 「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において不満、やや不満と回答した割合の合計：83.4% **・人口減少や高齢化の進行で生じる問題：** 「空き家や空き地が増加する」と回答した割合：57.7% **・住みよいまちづくりのために重要なこと：** 「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において重要、やや重要と回答した割合の合計：9 割超
産業	**・市外に転出する（したい）理由：** 「働く場所がないから」と回答した割合：28.2%（3 番目） **・淡路島中央 SIC 周辺で進めていくべき土地利用について：** 「観光交流施設の設置」と回答した割合：38.3%（最多） 「企業の誘致」と回答した割合：26.4%（2 番目）
土地利用	**・現在の住み心地に対する満足度：** 「空き家・空き地」において不満、やや不満と回答した割合の合計：84.5% 「大規模な未利用地などの活用」において不満、やや不満と回答した割合の合計：78.5% **・今後、洲本市の土地利用を、どのように進めていくべきか：** 「市街地の空地などを有効利用する」と回答した割合：36.8%（最多）
建築施設分布	**・「市外へ転出する予定がある」、「転出の予定はないが、市外に転出したい」回答者の、転出する（したい）理由：** 「生活するのに不便（買物・交通など）だから」と回答した割合：56.5%（最多） **・今後のまちづくりにおいて、徒歩で行ける範囲で充実させたい施設：** 「食料・日用品店舗」と回答した割合：42.1%（最多） 「診療所、医院」と回答した割合：29.4%（2 番目）
都市施設	**・現在の住み心地に対する満足度：** 「市民協力による河川、公園、道路の維持」において満足、やや満足と回答した割合の合計：43.1% **・今後のまちづくりにおいて、徒歩で行ける範囲で充実させたい施設：** 30 代の 40.0% が「公園、緑地」を徒歩圏で充実させたい施設に挙げている。
防災	**・住みよいまちづくりのために重要なこと：** 「耐震・耐火・避難場所・避難経路の確保」及び「道路・公園緑地・河川・ため池改修などによる雨水対策の推進」において重要、やや重要と回答した割合の合計：9 割超

第2章 時代の潮流

急激な人口減少・少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2 千 8 百万人をピークに減少に転じ、令和 32（2050）年には 1 億人を割り込み、約 4 割が高齢者という、「超高齢社会」となることが予測されます。

加えて、高齢化や人口減少社会の進展により、買い物や病院への通院が困難な高齢者等の増加や、空き家の増加などの課題が発生することが予想されます。

都市間競争の激化

地方分権が進む中、各都市が人口の定着や交流人口の増加に向けた施策を打ち出し、都市間での競争が発生しています。そのため、他都市との差別化・ブランド化を図ることが求められます。

さらに、インバウンド需要の増加などを踏まえ、都市における外国人の居住者や来訪者に対応したソフト・ハード両面の取り組みが求められます。

災害への対応

東日本大震災を契機に災害リスク管理の重要性が高まり、南海トラフ巨大地震の発生も予測される中、公助だけでなく、自助、共助による災害リスクへの管理や災害対応力の強化が求められます。

併せて、身近で発生する犯罪や交通事故などから身を守るため、道路の安全施設の充実や防犯活動の強化なども求められます。

行財政のひっ迫とインフラの老朽化への対応

今後、全国的に人口減少と生産年齢人口の減少により市民税の税収が減少し、財源確保が厳しくなることが予想されます。一方、現在ある国土基盤ストックの維持管理・更新費は、令和 12（2030）年ごろには現在の約 2 倍になると予測されています。

また、老朽化する公共施設の効率的な維持管理を行うには、市全体の公共施設マネジメントの考え方をまとめ、それに沿った適切な対応が求められます。

環境・エネルギー問題への対応

地球規模の人口増加や科学技術の発展・普及により、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が増加し、世界的規模で地球温暖化が進行しています。日本における温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因しています。とりわけ二酸化炭素の排出は、エネルギー需要に左右される面が大きいため、二酸化炭素の排出量の削減に向けたエネルギー効率のさらなる向上や消費量の抑制、再生可能エネルギーの積極的な導入等、脱炭素（カーボンニュートラル）・循環型社会の構築が求められています。

市民協働

行財政経営が一層の厳しさを増す中、市民ニーズは多様化し、全てに応えていくことが困難となる一方、市民が自主的、自発的に地域の課題を解決していくことが求められており、自治会や NPO 法人、市民団体などによる活動が活発化しています。

SDGs の達成に向けた取組の推進

平成 27（2015）年に国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に基づき、日本では、「持続可能な開発目標の実施方針」が示され、まちづくり分野でも、経済・社会・環境の三側面における持続可能な取組みの推進が求められます。

新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症への対策を背景に、罹患者の分布や来訪者数などのビッグデータの収集・処理や、テレワークや web 会議など、情報通信技術（ICT）を活用した取組が積極的に行われました。これらの取り組みは、今後もまちづくりに関連する、産業・生活・交通・行政・市民活動等、あらゆる領域に影響が及ぶことが予測されており、これらへの対応が求められます。

第3章 まちづくりの主要課題

1 島内市と連携したコンパクトで住みやすい土地利用の誘導

○本市の中心市街地や由良地区、五色地域などの地域拠点などを中心に、日常の買い物や医療などの都市機能を集約させ、利便性を向上させることが必要です。
また、淡路島の中心地として、本市の中心市街地や各地域拠点に都市機能の集積をしつつ、足りない都市機能については、隣接市との連携によって相互補完し、淡路島が一体となった利便性の向上を図ることが必要です。
○公共交通では、路線バスやコミュニティバス・デマンド交通が市内を運行していますが、住民の多くは自家用車で移動しています。今後、高齢化が進む中で、交通弱者に対する交通手段の維持など高齢者の外出を支援する取組みがますます重要となっています。
○特に、中心市街地において空き家が集中して存在しており、高齢化率の増加に伴い、今後も増加することが考えられます。
また、空き家の増加による人口密度の低下が、まちの効率の低下や賑わい感の喪失をもたらすことに加え、災害・犯罪リスクの増大や町並み景観への悪影響など、地域イメージの低下をもたらすため、同様に増加しつつある空き地と併せ、空き家の解消が必要です。

2 企業誘致や観光資源の活用による地方創生

○人口減少が進む中、活力あるまちづくりを進めていくため、企業誘致をはじめ、空き家の改善・活用や良好な住環境の整備、子育て支援の充実など、定住促進策を講じていく必要があります。
○本市には、レンガ造りの旧工場をはじめ、レクリエーションの場となる海岸や、碁盤の目状に町割りが形成された城下町、サントピアマリーナに代表されるリゾート施設など、数多くの観光資源が存在しています。今後もこれらの観光資源を効果的に活用するため、市内に点在する観光資源を有機的につなぐような整備が必要です。
○本州と四国の中間地点にある本市においては、平成 30（2018）年に神戸淡路鳴門自動車道の淡路島中央 SIC の供用が開始されるなど、より一層企業誘致や観光等における優位性が高まっていることから、適切な土地利用を踏まえた計画的な企業誘致が求められています。

3 大規模災害に対する備え

○本市の中心市街地は、洲本川の河口付近に位置しているため、河川浸水や津波による浸水が懸念されています。このことから、避難施設の更なる充実や避難路の確保、住宅密集地などの解消やオープンスペースの設置といった都市基盤の整備など、住民の命と生活を守るための対策が急務となっています。

4 豊かな自然環境の保全活用

○本市の土地利用の大半は自然的土地利用となっており、瀬戸内海国立公園などの豊かな自然が広がるほか、市街地近郊においては農地が広がっています。
一方で、近年は農地転用や、担い手不足による耕作放棄地の増加が見られ、環境悪化が懸念されることから、持続可能なまちづくりに向けた、自然環境の保全が重要です。
○新型コロナウイルス感染症を背景に、生活需要に対応した公園・緑地などのオープンスペースの整備、活用が求められています。

5 効率的な行財政経営と住民・行政の協働の推進

○人口減少など今後大きな財政収入が見込めない中で、今後は、長期未着手の都市施設の見直しや公共施設の適切な維持管理等による長寿命化を図るなど、有効かつ効率的な行財政経営が求められます。
○多くのまちづくり施策を行政だけで実現することは難しく、道路や公園などの公共施設の維持管理など住民と行政が協働で取り組むことが重要です。

4 1 将来の都市のすがた

（1）まちづくりの目標

1）将来都市像

本市は、平成 18（2006）年２月 11 日に旧洲本市、旧五色町が合併して現在の「洲本市」が誕生しました。

本市の位置する淡路島は、古くから畿内と四国を結ぶ交通の要衝として位置づけられており、平成 30（2018）年に神戸淡路鳴門自動車道の淡路島中央 SIC の供用が開始され、より一層淡路島の中で、都市間、地域間交通の要衝として重要な地位を占めています。

本市は、人口の多くは洲本川の河口付近の用途地域内に集中していますが、近年、中心市街地は人口減少、高齢化が著しい反面、用途地域外で人口の集積が見られるなど市街地の拡大が進んでいます。

また、淡路島中央 SIC の供用開始により、企業誘致や観光等における優位性が高まる一方、市街地を包み込む雄大な自然と共存する、適切な土地利用が求められています。

さらに、本市の河川浸水想定区域及び津波浸水想定区域は、主に中心市街地において指定されているため、密集市街地の改善やオープンスペースの設置などの、基盤整備による災害対策が求められています。

このように、本市が淡路島の中心に位置するだけでなく、島内の都市機能や産業の中心である本市の優位性を活かし、交流人口を増大させるとともに、これからも増加する高齢者が安心して健康に住み続けられるまち、子育て世代が住みやすいまちを目指し、都市将来像を次のように設定します。

交流でにぎわい・住み継がれる淡路島の中心都市
～みんなでつくる安心のまち～

（新しいまちが目指す都市のイメージ）

市全体	○人口増加や都市の発展に際しては、本市の都市環境の保全を前提とした開発や計画的な土地利用規制が行われるなど、市街地とそれ以外の地域においてメリハリの効いた土地利用がなされている。 ○市街地内を循環し、市内２カ所のバスターミナルを起点に、各拠点を結ぶバスが運行し、人々の足となっている。 ○住民の移動のみで不足する交通需要については、地域外からの観光客の需要で量的充足が図られている。 ○農村集落では、田園回帰による人の流れが進み、地域での居住や関わりの選択肢を増やし、地域資源の保全活用や地域コミュニティの維持といった農村地域づくりが進んでいる。 ○洲本 IC や淡路島中央 SIC の周辺においては、規制・誘導による適切な土地利用を図りつつ、企業が進出し、雇用が創出され、地域経済がうるおっている。
中心市街地	○淡路島の中心地として、隣接市と連携しながら、淡路島が一体となった利便性の高いまちとなっている。 ○隣接市からは、買い物やレクリエーションのために、また、島外からは、主に観光を目的に人々が集い、にぎわっている。 ○津波や河川浸水などの災害リスクをはらむ中心市街地においては、密集市街地の改善やオープンスペースの設置などの基盤整備によって安心して暮らすことができる。 ○中心市街地に集中した空き家の除却や利活用により、まちなかへの居住が進んでいる。
キーワード	○淡路島の中心地　○隣接市との連携　○ IC、SIC 周辺への産業集積、企業の誘致 ○安全安心なまちづくり　○空き家・空き地の利活用　○居住のゆるやかな誘導と基盤整備の推進

2）まちづくりの基本目標

淡路島の地域の核となるまちづくり

淡路島の中心地として、本市の中心市街地に都市機能の集積をしつつ、足りない都市機能については、各地域拠点または隣接市との連携によって相互補完し、淡路島が一体となった利便性の向上を図ります。

そのために、密集市街地の改善や中心市街地の空き家・空き地の利活用によって土地利用の集約を行い、利便性の高いまちなか居住を促進するとともに、空き地を活用したゆとりある暮らしを実現します。

また、中心市街地以外の地域においては、新たな情報通信技術の活用によって、路線バスやコミュニティバス等を効率的に運営することで利便性を向上させます。

さらに、感染症対策のための新しい生活様式に対応したまちづくりを検討します。

企業誘致や観光振興など賑わいのあるまちづくり

地方創生に向け、本市の強みを生かした産業の集積や企業誘致に加え、地域産業の振興、人材育成など人材の確保、さらには第二創業を含む起業支援や新産業の創出支援を図ります。

関西と四国のどちらにも近接している位置条件を活かして、魅力ある企業の誘致を進め、雇用の創出を図ります。特に、洲本 IC 及び淡路島中央 SIC 周辺への企業誘致や観光目的の活用においては、近隣環境と調和した、計画的な土地利用を推進します。

さらに、本市の特徴的な産業である農業・漁業や観光業といった地場産業の育成を図ります。

併せて、本市への観光客を積極的に誘致するため、デジタルマーケティングなどの手法を用いたシティープロモーションと並行し、まちの回遊性の確保のための基盤整備等を検討します。

安全・安心に住み続けられるまちづくり

本市の強靭化に向け、人口動態を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域への居住を誘導するとともに、災害リスクの高い地域においては、土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ、都市の防災性の向上に努めます。特に災害リスクの高い中心市街地においては、住宅の耐震性向上の支援や危険空き家の除却、防災拠点や延焼遮断帯となるオープンスペースの整備など、都市基盤整備を推進します。

併せて、避難地や避難路の確保、消防施設の整備を行うなど、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた安全性の確保に努めます。

さらに、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害からの速やかな復旧・復興に備え、復興事前準備など必要な取り組みを図ります。

豊かな自然環境を活かしたまちづくり

市街地周辺は豊かな自然に包み込まれており、これらの自然を、観て（景観）、触れて（ｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ等）、活用しながら、豊かな自然を枯渇させることがないよう、市街地内外において環境負荷が少ないまちづくりを進めます。

また、都市内の主要なみどりである公園等は、感染症のパンデミックを受け、公衆衛生の観点からもより一層重視されつつあるため、地域住民と連携しながら、維持管理の強化に努めます。

さらに、本市の集落景観を特徴づける田畑などの農地を維持するため、担い手の育成などにより、担い手を確保するとともに、美しい田園景観を保全するため、太陽光発電施設などの設置においては、基準に基づいて地域との調和を図ります。

多様な主体の交流によるまちづくり

現在の市街地の規模を抑え、無秩序な市街地や集落地等の拡大を抑制しながら、市街地更新を進めるといったコンパクトなまちづくりを推進することにより、一人あたりの行政コストを低減します。

また、公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウを活用するなど、人・モノ・金・土地・ハコモノなど資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。

そして、住民が率先してまちづくりに取り組めるよう、積極的な参加機会を創出し、これらの行政、企業、住民の協働による、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。

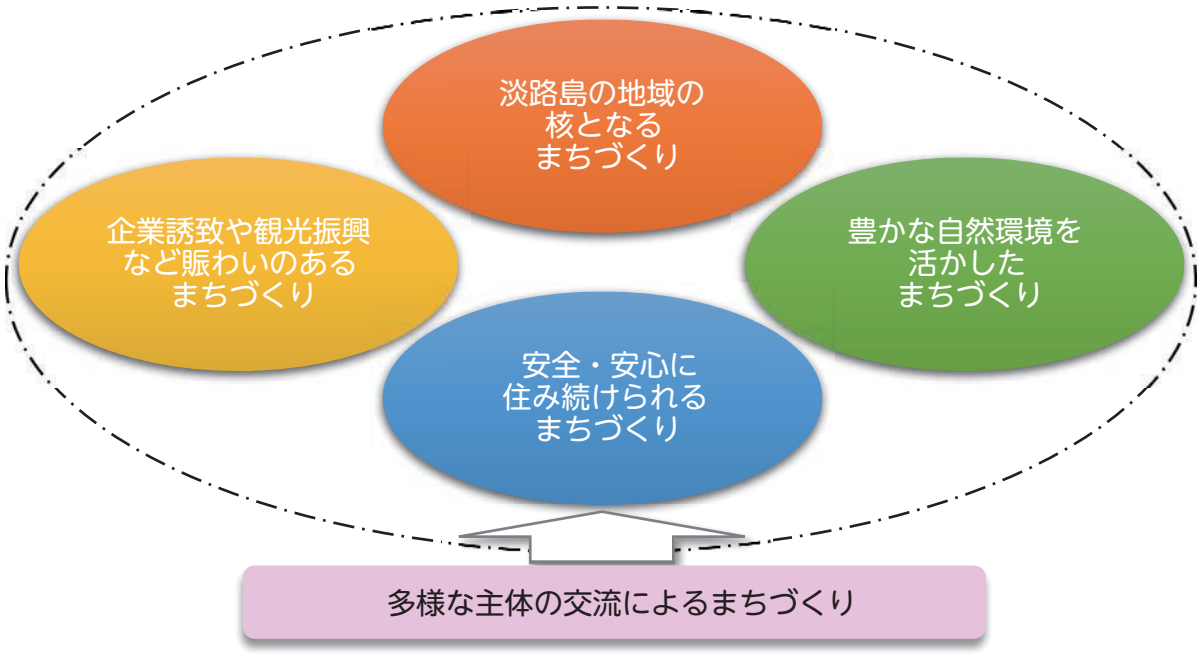

■まちづくりの基本目標概念図

（2）将来人口

本市の総人口は令和２（2020）年現在で約 4.1 万人、高齢化率は 36.8％であり、25 年前の総人口 52,839 人から約 22％減少、高齢化率も約 16％増加し、国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）の推計結果から本市は、今後も人口減少・高齢化の傾向が続き、目標年次である令和 13(2031)年には、総人口 34,595 人、高齢化率は 40.9％と予測されています。

新洲本市総合計画、洲本市国土利用計画では、効果的な施策を実施することで定住人口、交流人口を増加する「戦略人口」を将来人口として設定しています。しかしながら、本計画や立地適正化計画は、コンパクトで効率的な土地利用を目指す計画であることに鑑み、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基に、その推計人口を上回ることを目指し、将来人口を設定することとします。

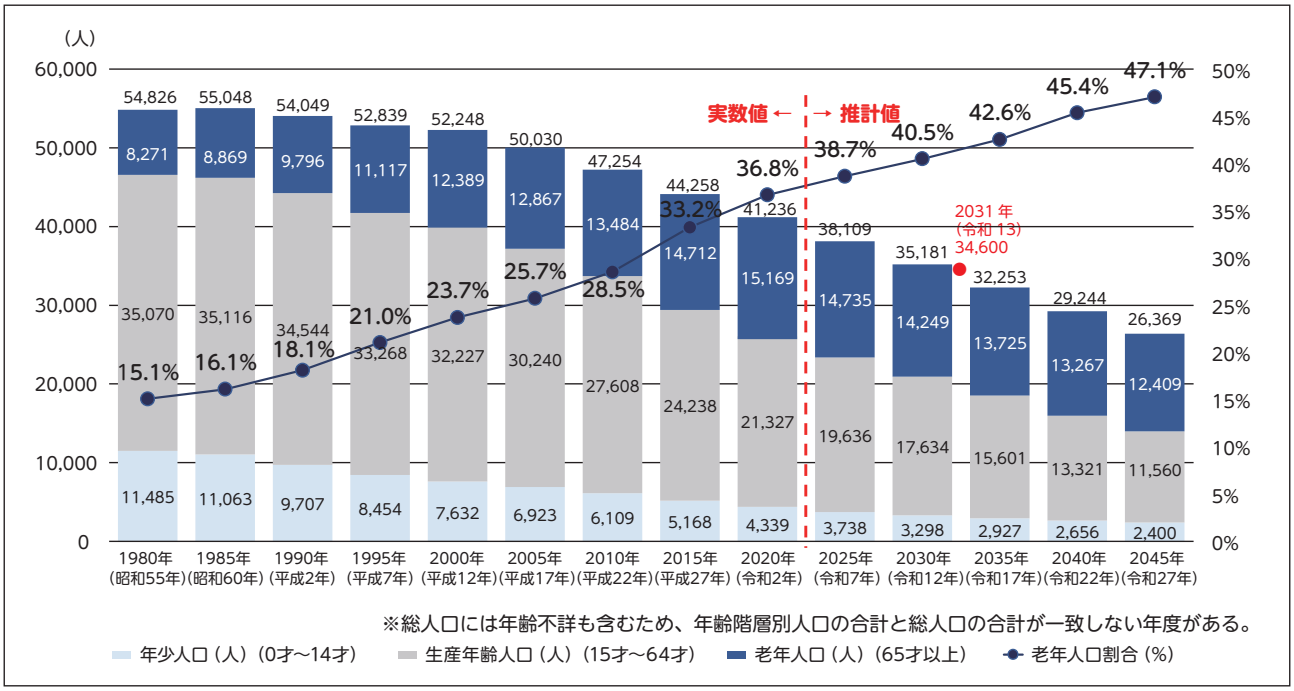

■年齢３区分別人口の推移

出典：国勢調査、国立・社会保障・人口問題研究所

そこで、本計画の目標年次における将来人口を、以下のように設定します。

目標年次（令和 13（2031）年）の将来人口目標

34,600 人を上回る人口

（3）将来都市構造

将来都市構造は、将来都市像を実現するため、都市づくりの基本方針に基づく基本的な土地利用区分や骨格的な都市施設等の配置に関する考え方を示すためのものです。

本市では、市内の各地にある市街地や集落を連携しつつ、それら市街地や集落のコンパクト化を実現するため、都市的土地利用と自然的土地利用の基本的なゾーニング、主要な都市拠点の配置とそれら拠点間を結ぶネットワーク、そして地域間を結ぶ骨格的なネットワークという３つの視点から、洲本市の将来都市構造を示します。

■将来都市構造図

(1) 都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分

＜ゾーン＞

■市街地ゾーン	中心部と洲本 IC 周辺を結ぶ国道 28 号などの幹線道路周辺を「市街地ゾーン」とし、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図り、交通利便拠点との連携を強化し、地域の実状を十分にふまえながら、計画的な市街地の整備を図ります。 さらに、古茂江港周辺、由良港周辺、都志川下流部・都志港周辺を「市街地ゾーン」に位置づけ、自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用の推進とともに生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、住環境の向上を図ります。
■農村環境保全ゾーン	安乎・中川原地区と加茂・納地区、大野・鮎屋地区と千草地区、五色地域の各郊外部を「農村環境保全ゾーン」とし、農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図るとともに、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。
■森林ゾーン	先山周辺や三熊山・柏原山周辺を「森林ゾーン」とし、公益的機能の高い森林として自然環境を保全し、多面的機能の持続的な効果発揮の促進やすぐれた自然環境や歴史的風土を活かし、交流空間としての利用を図ります。
■臨海・交流ゾーン	安乎・中川原地区から炬口漁港に至る臨海部、大浜海岸から古茂江港、由良地区を経て上灘地区に至る臨海部、都志地区から鳥飼地区に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン」とし、すぐれた自然環境を保全しつつ、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。

(2) 骨格的拠点の配置と拠点間連携の強化

＜拠点＞

■広域中心拠点	洲本川河口部・洲本港周辺に発達した市街地は、「広域中心拠点」と位置づけます。この拠点では、商業・業務・医療・福祉・公共機能などが集中していることから、その利便性の高さや既存ストックを最大限に活用し、本市の中心拠点としてだけでなく、淡路島の中核として、一層の機能強化・再整備を図ります。
■地域拠点	都志川下流部・都志港周辺に発達した市街地を「地域拠点」と位置づけます。この拠点では、五色地域における代表的な公共機能等が集約されていることや、道の駅などを整備することから、特に生活上重要となる健康・福祉機能と観光機能の充実を図ります。
■地域交流拠点	洲本地域と都志地区、あるいは他市を結ぶ幹線道路が交差し、公共機能等が集積する鮎原地区や、本市の漁業の拠点であり、港周辺に集落が形成されている由良地区の市街地を「地域交流拠点」と位置づけ、特に生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。
■生活拠点	上記以外の地区に立地する公民館又は出張所は、地区の拠点となっていることから、公民館又は出張所周辺を「生活拠点」と位置づけます。この拠点では、特に地区の生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。
■物流拠点	神戸淡路鳴門自動車道洲本 IC 周辺、淡路島中央 SIC 周辺を「物流拠点」と位置づけます。この拠点では、交通利便性の高さを活かし、産業立地や観光振興に資するすぐれた条件を有していることから、産業・流通、グリーンツーリズム等の機能強化及び沿道商業機能の充実を図ります。
■健康交流拠点	農村環境保全地に隣接しているスポーツ施設、レクリエーション施設及び教養文化施設などについては、花と緑があふれる交流の拠点づくりを目指します。
■観光交流拠点	炬口漁港周辺から洲本港周辺にかけて、及び大浜公園から洲本温泉付近、サントピアマリーナ、ウェルネスパーク五色等においては、海や山の景観を活かしたリゾートやレクリエーションのための地域を「観光交流拠点」として位置づけ、明るく活気のある街なみ景観の形成を図ります。
■海辺の交流拠点	自然環境に囲まれた成ヶ島、公園など整備された生石地区、色彩豊かな五色浜は、海辺の体験活動、環境貢献活動、都市との交流活動などを図ります。

＜連携軸＞	
■広域連携軸	神戸淡路鳴門自動車道については、京阪神方面や四国方面との連携の強化を図ります。
■都市間連携軸	国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道大谷鮎原神代線、主要地方道洲本灘賀集線など、他都市と結ぶ主要幹線道路及び沿道では、円滑な交通の確保と周辺環境に調和する沿道サービス機能の充実を図ります。
■地域連携軸	主要地方道洲本五色線、一般県道鳥飼浦洲本線など、洲本地域と五色地域を連絡する主要幹線道路で、一体の都市としての発展を目指して、地域間の連携を図ります。
■都市環状軸	主要地方道洲本灘賀集線や市道である小路谷千草線、宇原千草線、加茂中央線や物部曲田塩屋線などは、本市中心市街地の重要な環状軸として位置づけ、未着手区間の早期整備を進め、円滑な市街地の交通環境を形成します。
■緑の環状軸	都市部において、風致地区指定されているエリアを中心に、樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観の維持を図ります。
■水のうるおい軸	水辺におりて川の水と接するなど、川が身近になり憩える空間となるよう、河川環境整備を図ります。

■拠点と軸の具体箇所一覧

拠点・軸	名称	凡例	具体箇所
ゾーン	市街地ゾーン		国道 28 号などの幹線道路周辺、古茂江港周辺、由良港周辺、都志川下流部・都志港周辺
	農村環境保全ゾーン		安乎・中川原地区と加茂・納地区、大野・鮎屋地区と千草地区、五色地域の各郊外部
	森林ゾーン		先山周辺や三熊山・柏原山周辺
	臨海交流ゾーン		安乎・中川原地区から炬口漁港に至る臨海部、大浜海岸から古茂江港、由良地区を経て上灘地区に至る臨海部、都志地区から鳥飼地区に至る臨海部
拠点	広域中心拠点		洲本川河口部・洲本港周辺
	地域拠点		都志川下流部・都志港周辺
	地域交流拠点		鮎原地区、由良地区
	生活拠点		上記以外の地区に立地する公民館又は出張所
	物流拠点		洲本 IC 周辺、淡路島中央 SIC 周辺
	健康交流拠点		洲本市市民交流センター（プール、陸上競技場）、アスパ五色
	観光交流拠点		炬口漁港周辺から洲本港周辺、大浜公園から洲本温泉付近、サントピアマリーナ、ウェルネスパーク五色等
	海辺の交流拠点		五色浜、成ヶ島、生石地区
軸	広域連携軸		神戸淡路鳴門自動車道
	都市間連携軸		国道 28 号（含洲本バイパス）、大谷鮎原神代線、福良江井岩屋線、洲本灘賀集線
	地域連携軸		洲本五色線、鳥飼浦洲本線
	都市環状軸		小路谷千草線、宇原千草線、洲本灘賀集線、加茂中央線、物部曲田塩屋線
	緑の環状軸		都市部において風致地区指定されているエリア
	水のうるおい軸		洲本川

4-2 部門別整備方針

都市づくりの目標を達成するため、将来都市構造を踏まえた本市の整備方針として、以下の８つの部門を設定し、それぞれの方針を示します。

将来都市像

交流でにぎわい・住み継がれる淡路島の中心都市
～みんなでつくる安心のまち～

まちづくりの基本目標

- ○淡路島の地域の核となるまちづくり
- ○企業誘致や観光振興など賑わいのあるまちづくり
- ○安全・安心に住み続けられるまちづくり
- ○豊かな自然環境を活かしたまちづくり
- ○多様な主体の交流によるまちづくり

部門別の整備方針

1. 土地利用の方針
2. 道路・公共交通の方針
3. 公園・下水道等の整備方針
4. 市街地整備の方針
5. 自然環境等の保全の方針
6. 景観形成の方針
7. 安全安心の方針
8. その他都市に関係する施設の整備方針

1 土地利用の方針

（1）基本的な考え方

本市は、旧洲本市と旧五色町が平成 18（2006）年に合併して誕生しましたが、旧五色町が都市計画区域外であったため、現在も非線引き都市計画区域（旧洲本市）と都市計画区域外（旧五色町）となっています。

本市が目指す将来都市像を実現するため、土地利用の方針においては、都市拠点などにおける都市機能の充実を図り、多様な都市機能や公共交通などにより、各種サービスが持続的に提供される良好な居住環境の維持を図るとともに、豊かな自然環境を保全活用することにより、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した、洲本市ならではの都市環境を形成していくことを目指します。

また、都市計画制度における基本的かつ根幹的な土地利用に関する制度である用途地域については、土地利用の現況や動向、及び将来の土地利用の方向性を踏まえて、それぞれの地域における土地利用に対して、良好な市街地の形成と住居、商業・業務、工業等の諸機能の適切な配置等、土地利用の誘導・規制を図っていくため、用途地域の見直しも検討していきます。

- ●コンパクトで効率的な土地利用の規制誘導
- ●都市と田園の共生
- ●ゆとりある洲本市らしい暮らし方の推進

（2）土地利用の基本方針

系統	ゾーン	基本方針
都市機能系	広域都市機能誘導ゾーン	淡路島の中心的な機能を担うため、また、商業業務、行政などの多様な都市機能の集積による賑わいあふれる市街地を形成するため、高度な都市機能の集積を図ります。
	都市機能集積ゾーン	周辺エリアの中心的な機能を担うため、生活サービスなどの多様な都市機能の集積を図ります。
	生活利便ゾーン	旧来からの集落形成過程で培った機能集積を維持し、周辺の居住者の生活利便の向上を図ります。
居住系	居住誘導ゾーン	高度な都市機能が集積するゾーンに近い利点を活かし、中心部へのアクセス性と良好な居住環境を向上させ、積極的に居住の誘導を図ります。
	居住ゾーン	地域環境と調和した良好な居住環境を維持します。
産業系	工業ゾーン	企業団地については、本市の産業を支える工業用地として機能の維持を図るとともに、周辺の居住環境や営農環境に配慮した土地利用を誘導します。
	住工協調ゾーン	住宅地の居住環境の保全や調和を図りながら、主として商業や工業などの複合的な産業集積を図ります。
	沿道産業ゾーン	幹線道路沿道の沿道型商業、工業及び流通業務の産業集積や操業環境の保全を図ります。
	IC 周辺ゾーン	広域交通の結節点として工業、流通、商業業務や観光など異なる産業同士や周辺環境と調和させながら機能強化を図ります。
観光系	観光交流ゾーン	炬口漁港周辺から洲本港周辺にかけて、大浜公園から洲本温泉付近、サントピアマリーナ、ウェルネスパーク五色において、明るく活気のある街並み景観の形成を図ります。
農村系	農村環境保全ゾーン	まとまった優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地では、農業生産活動の維持のために農地の保全を図ります。
山林系	自然環境保全ゾーン	先山などの森林・丘陵地においては、多くの動植物の生息環境を有しているとともに、水源かん養機能及び土砂流出などの防災機能を有しているため、その保全に努めます。また、登山や自然体験学習の場など交流の場として活用します。

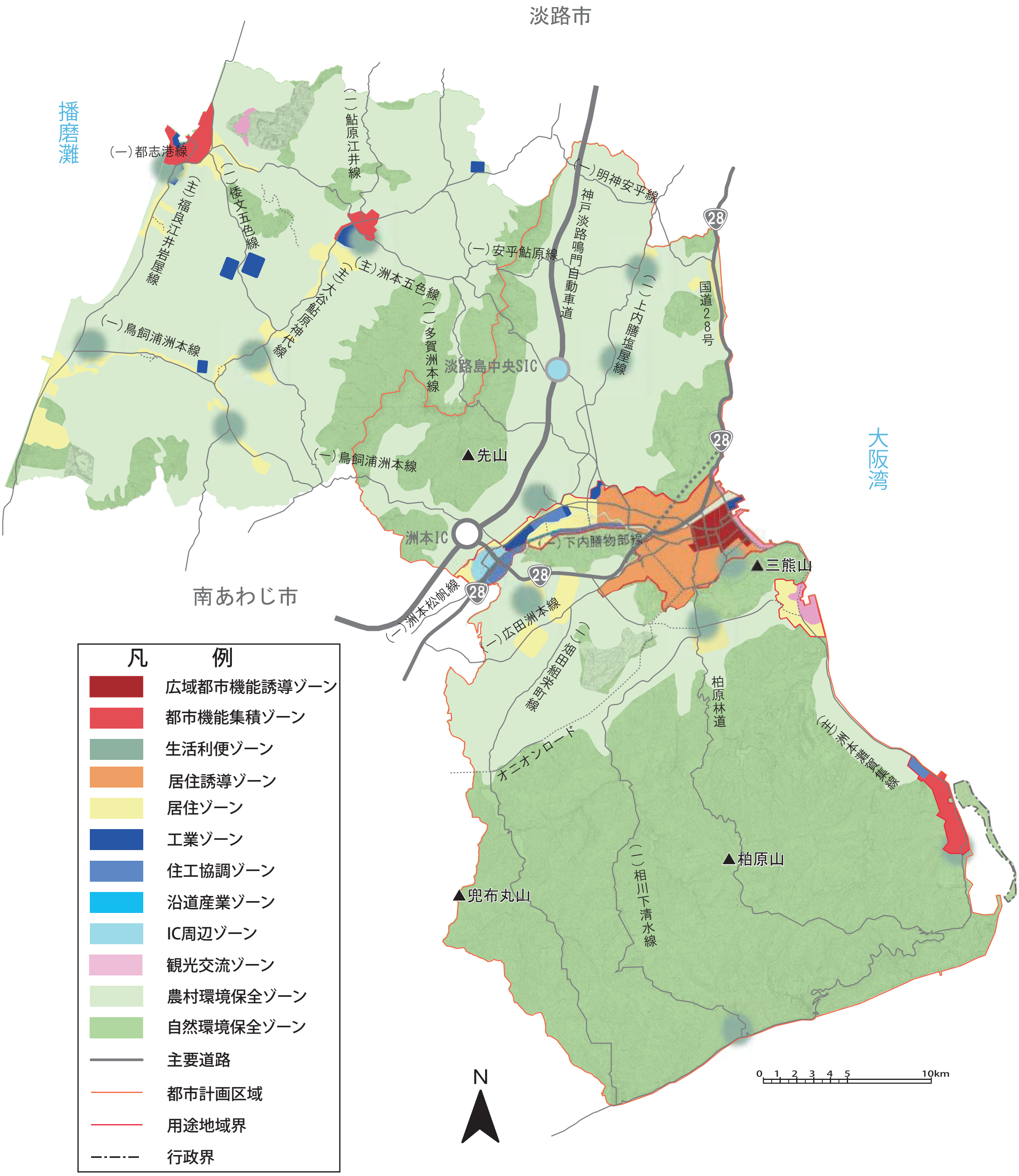
淡路市
播磨灘
大阪湾
南あわじ市
(一)都志港線
(主)福良江井岩屋線
(一)倭文五色線
(一)鮎原江井線
(主)洲本五色線
(主)大谷鮎原神代線
(一)鳥飼浦洲本線
(一)多賀洲本線
(一)安平鮎原線
(一)明神安平線
神戸淡路鳴門自動車道
(一)上内膳塩屋線
国道28号
淡路島中央SIC
▲先山
(一)鳥飼浦洲本線
洲本IC
(一)下内膳物部線
▲三熊山
(一)洲本松帆線
(一)広田洲本線
柏原林道
オニオンロード
▲柏原山
▲兜布丸山
(一)相川下清水線
N
0 1 2 3 4 5 10km
凡　例
広域都市機能誘導ゾーン
都市機能集積ゾーン
生活利便ゾーン
居住誘導ゾーン
居住ゾーン
工業ゾーン
住工協調ゾーン
沿道産業ゾーン
IC周辺ゾーン
観光交流ゾーン
農村環境保全ゾーン
自然環境保全ゾーン
主要道路
都市計画区域
用途地域界
行政界

■土地利用方針図

2 道路・公共交通の方針

（1）基本的な考え方

市内の道路ネットワークについては、コンパクトプラスネットワークの観点から、主要幹線道路に接続し、洲本地域と五色地域に存する各拠点間をつなぐ都市幹線・補助幹線道路の整備など、交通需要の変化に対応した計画的な道路網の整備を進めます。

また、防災上の観点から、災害時における輸送の多重性・代替性の確保を図るため、必要な道路ネットワークの整備を進めていきます。

コンパクトなまちづくりを推進する過程で、官民のパブリック空間を人中心の空間に転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するためにも、道路空間の平面構成の見直し等も併せて検討していきます。

都市計画道路については、社会経済状況の変化を踏まえ、必要性・実現性等を検証し、見直しを進めていきます。

なお、必要性が低いと判断した道路については、廃止も含めた手続きを進めるとともに、必要性が高いと判断した道路については、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。

あわせて、公共交通機関の利便性の向上や自転車走行環境の改善などにより、過度に自動車に依存しないまちづくりを目指します。

（2）道路の整備方針

1）主要幹線道路

神戸淡路鳴門自動車道については、京阪神方面や四国方面をつなぐ国土軸であり、他都市との連携強化、災害時の緊急輸送ルートとして本市にもたらす効果が期待されることから、関係機関に対し、引き続き整備維持の促進を働きかけます。

国道 28 号については、淡路島管内で、特に重要な隣接市と連携する幹線道路であり、神戸淡路鳴門自動車道の開通後も地域の産業経済や住民の生活を支える大切な道路です。本市中心部の深刻な渋滞を緩和するため、さらには異常気象時の代替道路として整備されている洲本バイパスの早期開通と開通後も含めた維持管理について、関係機関に対し働きかけます。

紀淡海峡道路については、開通に向けて、兵庫県、大阪府、和歌山県の関係市町で構成する「紀淡連絡道路実現期成同盟会」で、その実現に向けて引き続き国等へ要望等を行ってまいります。

2）都市幹線道路

主要地方道大谷鮎原神代線、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道洲本灘賀集線については、隣接市や都市の各拠点をつなぐ幹線道路として、アクセス性の向上と自転車・歩行者の安全確保による拠点間の連携強化を促進します。

3）地域幹線道路

主要地方道洲本五色線、一般県道鳥飼浦洲本線については、洲本地域と五色地域をつなぐ主要な幹線道路であり、本市の均衡ある発展において、特に重要な路線であることから、アクセス性の向上と自転車・歩行者の安全確保による拠点間の連携強化を促進します。

本市中心部を通過する広域交通を排除するため、外環状線である国道 28 号から宇原、千草、小路谷地区を経て主要地方道洲本灘賀集線に連絡する区間と、内環状線である都市計画道路物部曲田塩屋線および内環状線と外環状線をつなぐ都市計画道路山神線の未整備区間における整備の促進を図ります。

4）補助幹線道路

その他の一般県道や近年供用開始された洲本五色線のバイパスについて、引き続き整備維持を促進するとともに、地域内幹線である都市計画道路下内膳線、市道加茂中央線、美の越線、角川中央線の未整備区間における整備の促進を図ります。

南淡路広域農道（オニオンロード）は、農産物等の輸送ルートであるとともに、災害時の緊急輸送路としても重要な役割を持つことから、外環状線からこれに接続する大野千草線、宇原猪鼻線とともに、未整備区間における整備の促進を図ります。

5）生活道路

地域の安全性や利便性を高め、快適な生活空間を創出するため、身近な生活道路の整備や適切な維持管理を図るとともに、歩道、通学路の整備や幹線道路の整備促進による生活道路への流入車両の抑制などを図ります。

密集した市街地においては、災害時における円滑な避難救助活動や居住環境の向上のため、住宅の建て替えなどの土地利用の更新にあわせた道路空間の確保を図ります。

6）自転車通行空間

「洲本市自転車ネットワーク計画（令和３（2021）年３月）」に基づき、日常的に自転車利用の多いエリアを中心に、安全性や快適性の向上の観点から、また、広域自転車ネットワークとして位置付けられているアワイチルートについて、ネットワークの連続性の観点から自転車通行空間の整備を目指します。

7）交通安全

見通しの悪い箇所へ設置したカーブミラーは、その維持管理に努めることに加え、危険個所については、随時設置するとともに、街灯の維持管理を徹底するなど、交通安全施設の整備を推進します。

（３）公共交通の整備方針

1）バス

高速バスのサービス水準の確保、維持に向けた協力体制の構築や、広域バスの路線再編の推進による利便性の高い広域交通ネットワークの形成を関係機関に要請します。

市民や通勤・通学者の快適な移動環境を確保するとともに、生活利便性向上を図るため、路線バスの輸送力や定時性、速達性の向上など、バス路線の機能強化を関係機関に要請します。

沿道における生活利便性の向上のため、バス停及びバス路線周辺における生活利便施設の維持や、施設が不足する地域における必要な施設の誘導に取り組みます。

バス待ち環境の向上や車両のバリアフリー化、バス停の段差解消などを進め、誰もが快適に公共交通を利用しやすい環境の整備を促進します。

バス乗換えターミナルの整備や待合環境、情報提供を充実し、交通結節点の強化による交通ネットワークの機能向上を図ります。

2）路線バスを補完するサービスの提供

公共交通空白地の解消・減少に向け、市民ニーズに合致したコミュニティバスの路線検討とともに、新しいモビリティの導入による活性化支援や、周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。

誰もが利用しやすい公共交通となるよう、拠点となるバス停から目的地までの移動に利用する交通機関である二次交通の充実や、新技術を活用した自動運転など、バス停から離れた地域における補完的な移動サービスの導入に向けた取り組みを進めます。

3）公共交通の利用促進

公共交通を身近に体験できるイベント等を通して、過度に自動車に頼る状態から、バス・自転車などを適度に利用する状態へと、市民の自発的な意識転換を促す取り組み（MM：モビリティ・マネジメント）を進めます。

また、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスである MaaS（Mobility as a Service）の導入を検討し、市民だけでなく観光客の公共交通の活用を促進します。

4）航路

洲本港においては、大阪や和歌山方面からの玄関口として大阪湾地域との航路再開の検討とともに、親水空間や賑わい空間の活用・活性化を推進します。

また、古茂江港においては、サントピアマリーナの有効活用を促進し、海洋レクリエーションの交流拠点として機能維持に努めます。

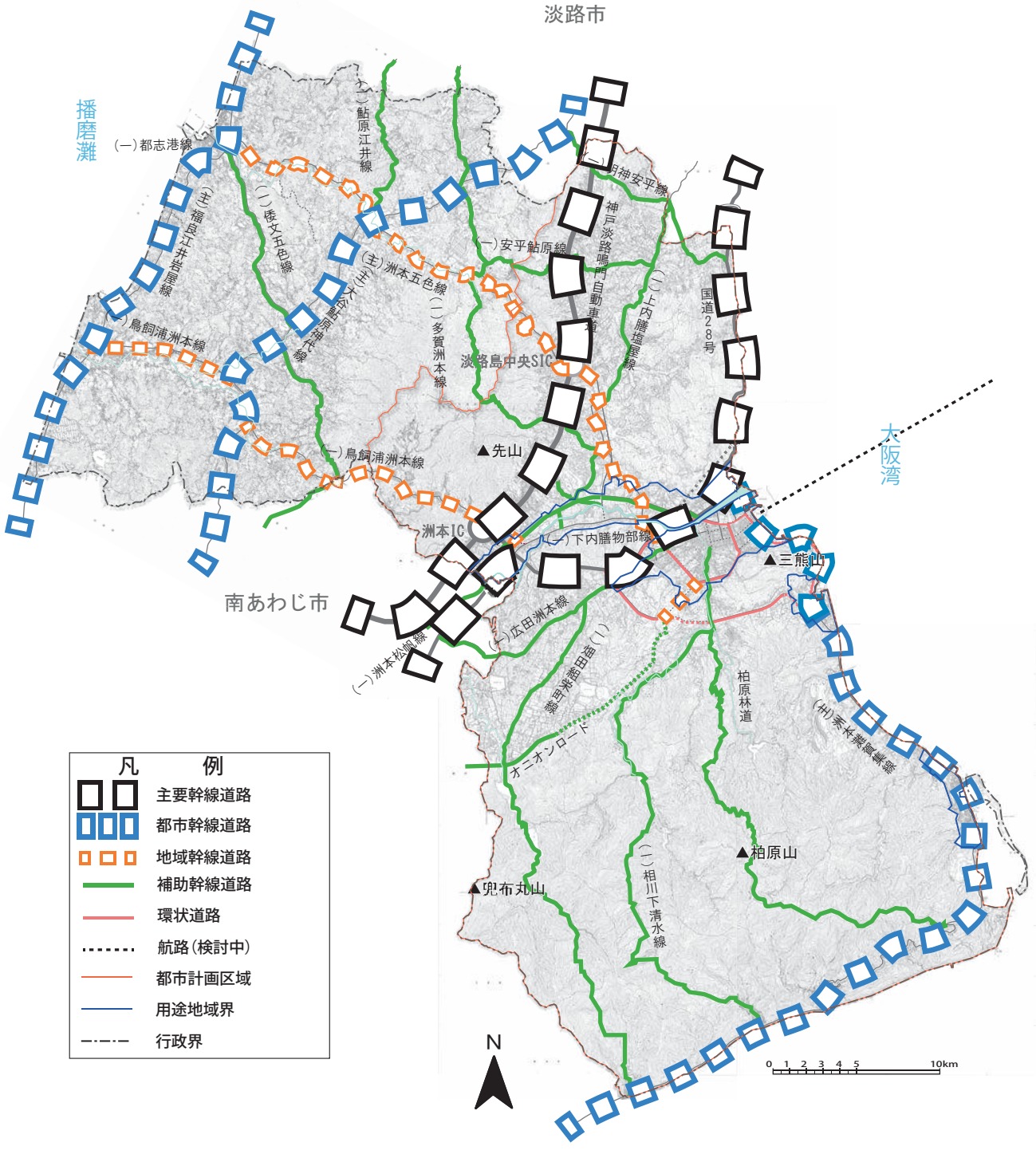
淡路市
播磨灘
(一)都志港線
(一)鮎原江井線
(一)明神安平線
(主)福良江井岩屋線
(一)倭文五色線
(一)安平鮎原線
神戸淡路鳴門自動車道
(主)洲本五色線
(主)大谷鮎原神代線
(一)多賀洲本線
(一)上内膳塩屋線
国道28号
(一)鳥飼浦洲本線
淡路島中央SIC
▲先山
大阪湾
(一)鳥飼浦洲本線
洲本IC
(一)下内膳物部線
▲三熊山
南あわじ市
(一)広田洲本線
(一)洲本松帆線
(一)畑田組栄町線
柏原林道
(主)素木灘賀集線
オニオンロード
▲柏原山
▲兜布丸山
(一)相川下清水線
凡例
主要幹線道路
都市幹線道路
地域幹線道路
補助幹線道路
環状道路
航路(検討中)
都市計画区域
用途地域界
行政界
N
0 1 2 3 4 5 10km

■交通体系方針図

3 公園・下水道等の整備方針

（1）基本的な考え方

1）公園の基本的な考え方

本市の市民一人当たりの公園面積は低いものの、市民にとって身近な公園、農地や河川などを保全活用することにより、都市が市民にもたらす緑の潤いを確保します。加えて、災害時の避難場所となる公園・緑地への機能強化など、公園・緑地・農地が有する機能や役割を踏まえ、魅力の維持・向上を図ります。

2）下水道等の基本的な考え方

良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全を図るために、下水道汚水管渠整備、及び合併処理浄化槽の設置の促進に努めます。

また、河川整備や下水道雨水整備にも取り組み、浸水被害の軽減を図ります。なお、将来人口予測や土地利用形態の変化を見据え下水道全体計画区域の見直しの検討をしていきます。

（2）公園

1）公園の整備方針

既存の都市公園をはじめ、市内に分散する小規模な既存広場を極力活用するとともに、市街地整備や住宅地開発に合わせて適切な配置を検討します。

また、都市計画決定した大浜公園については、美しい景観と調和した公園を維持し、広域的なレクリエーション施設として活用します。

なお、老朽化した公園のリニューアルや防災機能の強化を検討する際には、地域住民のニーズの取り入れや地域の自主的な管理を前提とすることとします。

2）公園・緑地の維持管理

公園の役割に応じた施設の長寿命化を図りつつ、民間活力の活用も視野に入れた計画的な維持管理を進めます。

3）公園の管理運営

交流機能を充実させるため、公園の質の向上に向け、移住者や来訪者に向けたニーズを取り入れながら、大規模公園ではＰＦＩ手法による施設整備、指定管理者制度など民間活力の導入について検討します。

（3）下水道等

1）汚水

生活排水など、都市活動や市民生活によって生じる汚水の処理を行うため、人口の密集度や地域の特性を勘案して、計画的に公共下水道や合併処理浄化槽の効率的な整備を推進します。さらに、継続的な循環型社会の形成に向けて、下水処理場で発生する処理水の有効利用や、下水汚泥の有効活用に取り組みます。

2）雨水

雨水整備計画に基づき、浸水規模・浸水実績を勘案した整備促進を行い、順次整備を進めていきます。

3）合併浄化槽

洲本処理区及び都志処理区以外は、個別合併処理浄化槽により生活排水処理を進め、生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全を図ります。

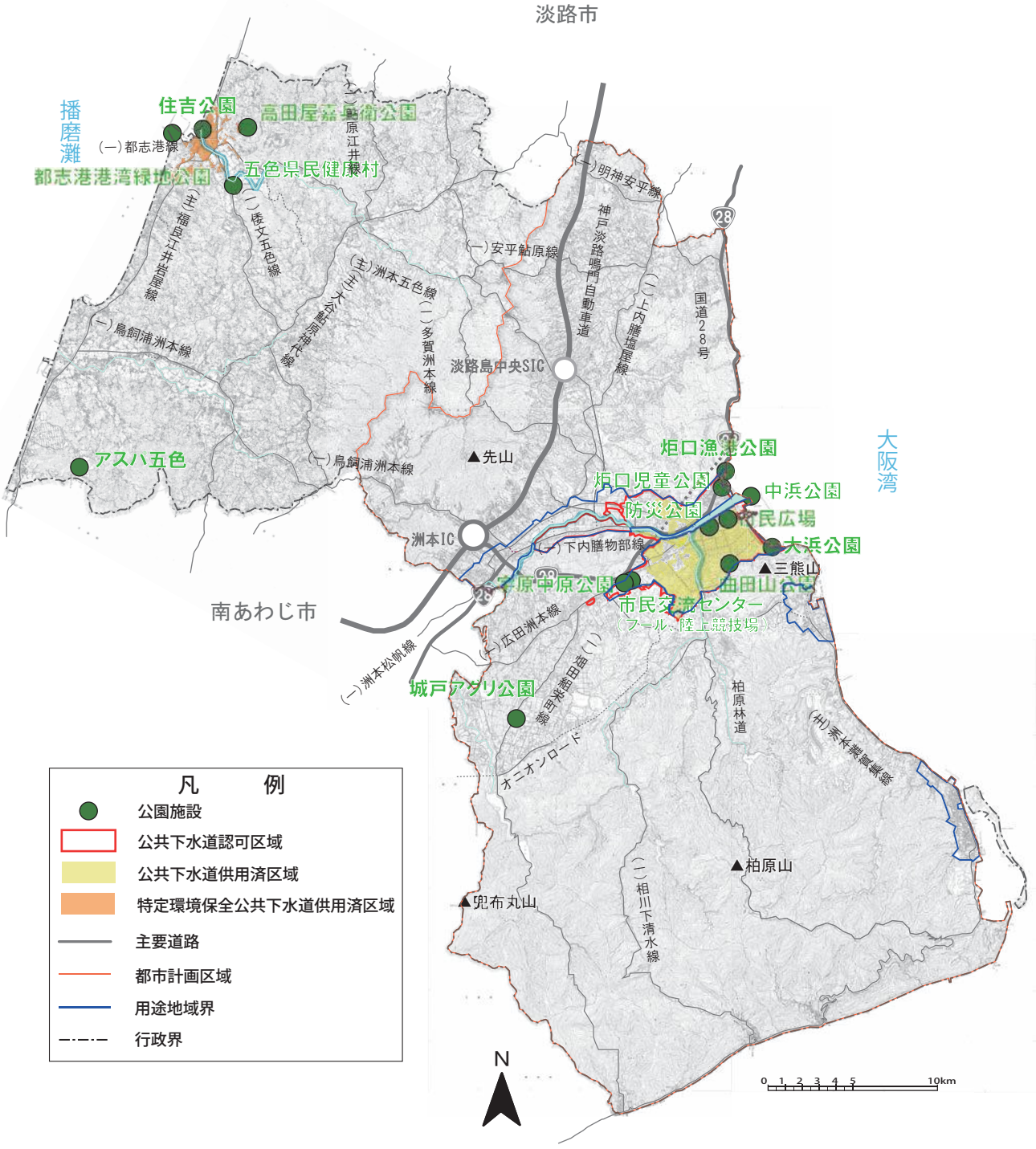

■公園・下水道等の整備方針図

4 市街地整備の方針

（1）基本的な考え方

市街地が拡大する時代から成熟した都市型社会へ移行し、市街地整備は既成市街地の再編・再構築へと変化しており、市街地の特性と整備の目的を踏まえた適正な整備手法の選択が重要となっています。地域の特性にあわせたきめ細かな市街地整備を地域住民と協働しながら計画的に進めることにより、相互に関連しあい、一体性のある良好な市街地の形成を目指します。

（2）中心市街地、既成市街地の再構築

本市の中心市街地では、城下町の区画を活かしながら市街地の大部分が形成されてきましたが、人口減少が進む今日においては、市街地内の空き家・空き地がランダムに発生しつつあることから、都市のスポンジ化の解消にむけ多様な事業手法の活用を検討します。

道路が狭く建物が密集している市街地については、特に防災性能を向上させるため、官民の協働により、地区計画制度などの各種整備手法を活用しながら、緊急車両も通れるような道路の拡幅や行き止まりの解消、広場の整備などをおこなうことにより、安全で良好な市街地環境の形成を図ります。

また、公設市場付市営住宅の跡地の活用について検討します。

（3）住宅地

一定規模のまとまった既存の住宅地では、適正な住環境が持続するよう、区域内の道路や公園などの維持管理に努めます。

散発的に小規模な宅地化が行われた地域では、地区計画や建築協定などの制度を用い、その周辺において土地利用の連続性の確保や、もともとの土地利用を阻害しない緩衝的な利用方策を検討します。

（4）幹線道路沿道

主要な道路沿道では、さまざまな沿道型の商業・業務施設が連担して立地する可能性があり、その後背地の土地利用の流動化の阻害要因となることが考えられることから、一体的な土地利用が図られるよう検討します。

（5）インターチェンジ周辺

広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成に向けて、既存農業や自然環境への影響等に配慮しながら、産業地や観光振興に資する新たな土地利用の誘導を検討します。

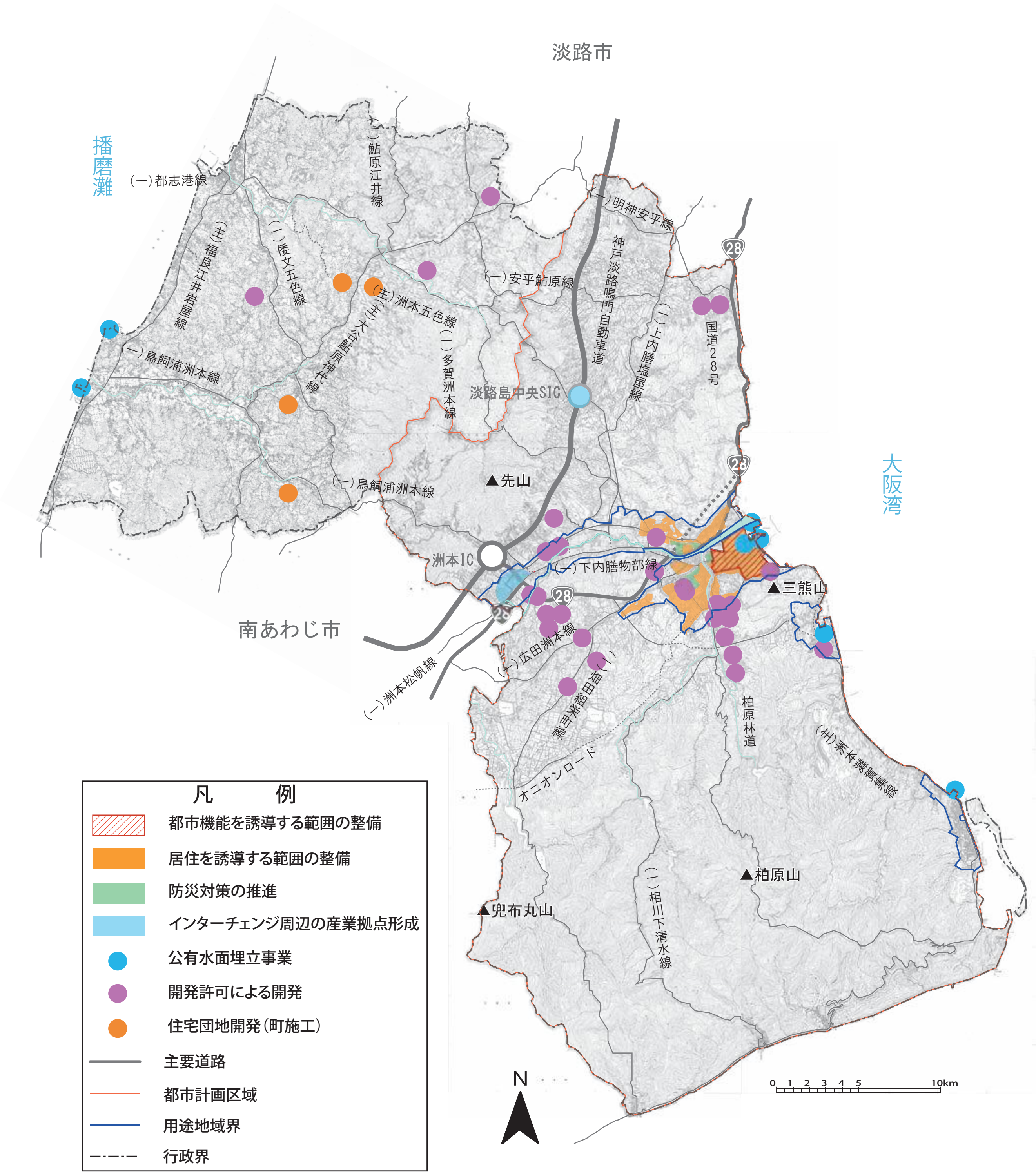
淡路市
播磨灘
大阪湾
南あわじ市
(一)都志港線
(一)鮎原江井線
(主)福良江井岩屋線
(一)倭文五色線
(主)洲本五色線
(主)大谷鮎原神代線
(一)多賀洲本線
(一)明神安平線
(一)安平鮎原線
神戸淡路鳴門自動車道
(一)上内膳塩屋線
国道28号
(一)鳥飼浦洲本線
淡路島中央SIC
▲先山
洲本IC
(一)下内膳物部線
▲三熊山
(一)広田洲本線
(一)洲本松帆線
柏原林道
オニオンロード
(一)相川下清水線
▲柏原山
▲兜布丸山
N
0 1 2 3 4 5 10km
凡　　例
都市機能を誘導する範囲の整備
居住を誘導する範囲の整備
防災対策の推進
インターチェンジ周辺の産業拠点形成
公有水面埋立事業
開発許可による開発
住宅団地開発(町施工)
主要道路
都市計画区域
用途地域界
行政界

■市街地整備方針図

5 自然環境等の保全の方針

（1）基本的な考え方

各地域の特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成します。

また、それぞれの地域の特性に応じた近隣地域等と、共生・対流により広域的なネットワークや経済的つながりを構築し、新たなバリューチェーンを生み出す「地域循環共生圏」の考え方に基づき、自然環境を保全していきます。

（2）自然環境

1）グリーンインフラの推進

自然環境が有する多様な機能を活用し、強靭性（レジリエンス）の向上など、持続可能で魅力ある市土づくり・地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みを推進します。

2）国立公園の保全活用

瀬戸内海国立公園に指定されている三熊山・先山・由良・慶野松原地区に含まれている五色浜については、今後とも残すべき本市固有の財産として、自然公園法に基づき、貴重な自然環境・景観の保全を図るとともに広域的なレクリエーションの拠点として活用します。

3）生態系ネットワークの構築

生物多様性の保全や地域振興と経済活性化を促進するとともに、気候変動などの環境変化に際し、生物が移動・分散する経路の確保ができるよう、流域全体の生態系ネットワークの構築を推進します。

また、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害が懸念される外来種への対応として、関係機関への働きかけを行っていくとともに、取扱いについて住民への周知を図っていきます。

4）エコツーリズム等の推進

地域の自然環境を保全しつつ、自然資源を持続的に活用するとともに、自然環境資源の魅力を伝えることで、地域の活性化に貢献するエコツーリズムや、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取り組みを推進します。

5）再生可能エネルギーの適切な導入

CO_2 削減、エネルギー自給率の向上を推進することによって、地域活性化につなげるため、再生可能エネルギーの活用を推進します。

なお、活用に当たっては、中長期的な電源の自立化を目指すため、自然環境や地域と調和した開発を促進することとします。

6）土地の適正な管理

人口減少下において土地の適正な管理を実現するため、土地所有者による所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理、もしくは所在把握が困難な場合は、所有者以外の者の管理を促進します。

加えて、適正な管理を続けることが困難な土地については、管理コストを低減する工夫や自然林への移行、自然環境の再生など選択的な市土利用を選択することとします。

（3）農業

非農業者も含めた人口減少により存続が危ぶまれる集落が増加する中、新型コロナウイルス感染症の広がりを背景に、従来の田園回帰による人の流れに加え、U・Iターン等地方への移住を考える若い世代の増加の流れを取り込むため、更なる農地の集積・集約化の推進に加え、農村マルチワーカー、半農半X、地域資源の保全活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持といった農村地域づくりを推進します。

（4）森林

先山をはじめ、柏原山から続く山林については、市土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等、多面的機能を有する森林の効果を発揮させるため、地域住民や森林所有者等が協力し、山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動（雑草木の刈払い、歩道等の改修、植栽、緩衝帯、風倒木等の除去、鳥獣害防止柵等の設置）など、多様で健全な森林づくりを推進します。そのため、森林資源の適切な管理に向け森林環境贈与税を適切に活用し森林の整備・保全に取り組みます。

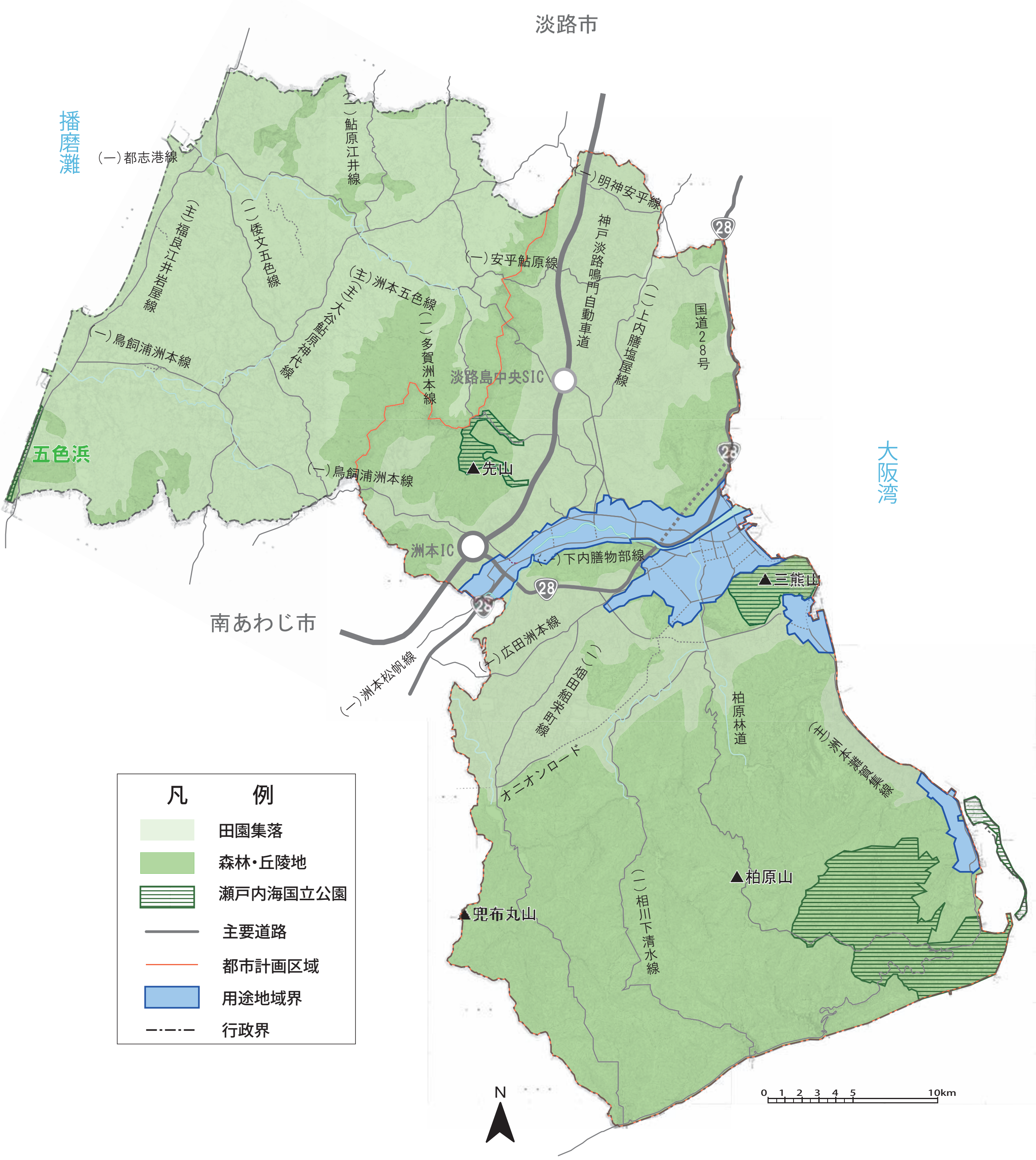
淡路市
播磨灘
大阪湾
南あわじ市
五色浜
(一)都志港線
(一)鮎原江井線
(主)福良江井岩屋線
(一)倭文五色線
(一)明神安平線
神戸淡路鳴門自動車道
(一)安平鮎原線
(主)洲本五色線
(主)大谷鮎原神代線
(一)多賀洲本線
(一)上内膳塩屋線
国道28号
(一)鳥飼浦洲本線
淡路島中央SIC
▲先山
洲本IC
(一)下内膳物部線
▲三熊山
(一)広田洲本線
(一)洲本松帆線
柏原林道
オニオンロード
▲柏原山
▲兜布丸山
(一)相川下清水線
凡例
田園集落
森林・丘陵地
瀬戸内海国立公園
主要道路
都市計画区域
用途地域界
行政界
N
0 1 2 3 4 5 10km

■自然環境等保全方針図

6 景観形成の方針

（1）基本的な考え方

本市には、山や田畑、海や河川の水辺などの自然景観、歴史的景観、地域住民がつくりあげてきた地域固有の景観、都市化に伴って新たにつくられた市街地景観や道路沿道景観などがあります。

景観は、まちを特徴付ける重要な要素であるため、地域の特性にあわせて大切に保全し、改善していく必要があります。

そのため、都市景観を構成する景観特性などは、景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区の活用や、自然景観等と調和した良好な都市景観の形成、また、緑豊かな地域環境の形成に関する条例も踏まえて、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然に配慮した開発を誘導することにより、自然と調和した地域環境の形成を目指します。

（2）景観形成の方針

1）良好な市街地景観の形成

再生が望まれる中心市街地では、都市機能の集約や空き施設の活用によるコンパクトなまちづくりにあわせて、まち全体に賑わいを生む景観づくりを目指します。景観ルールの導入によって建築物や広告物の景観誘導を図り、調和の中に地域の個性と賑わいが感じられるまちなみ形成を図ります。

地域らしさを象徴する建造物や、まちなみ等の景観資源を積極的に活用し、地域の核として人を呼び込める取り組みを進めます。

郊外住宅地では、ゆとりある緑豊かな住環境を適切に管理し、暮らしやすい快適な住宅地としての魅力が維持されるような景観づくりを目指します。

商業･業務施設が集積するバスターミナル周辺では、内外から多くの人々を呼び込む都市の玄関口として、住民、事業者、行政が一体となって、オープンスペースや回遊性のある空間・まちなみ形成を進め、活力とうるおいを生む景観づくりを進めます。

2）歴史的景観の保全

歴史的・文化的価値の高い建造物や、地域固有の歴史的まちなみの魅力と価値を住民が共有し、将来にわたってその保全と活用が図られる仕組みを構築することで、歴史・文化を活かした景観づくりを目指します。

3）自然景観の保全

市内中央部に広がる山地は、市街地の背後の景観を形づくる重要な要素となっており、三熊山からは大阪湾が、先山からは瀬戸内海が一望できる美しい眺望景観を有していることから、風致地区などを活用し、保全に努めるとともに、自然を活用した交流空間づくりを目指します。

4）レクリエーション景観の形成

古茂江海岸周辺では、リゾート感覚あふれるまちづくりを進めるため、水辺や背景に広がる山麓にあわせた表情づくりや、緑豊かで人にやさしい空間をつくるためのルールを定め、リゾート地にふさわしい景観づくりを推進します。

5）農山漁村景観の保全

本市では、豊かな自然や変化に富んだ地形、地域固有の気候などに応じて多くの農山村集落が形成されています。

また、豊富な海の幸を抱える大阪湾や瀬戸内海の海岸沿いには、漁村集落が点在しています。これらの古くからの集落やその周りでは、人々の長い営みを通じてつくられた農地やため池、周辺の里山や河川、海などの自然と一体となって、誰もが懐かしさを感じる景観をつくりだしています。

これらの景観を保全するため、景観づくりに共感する都市住民との交流や農地・里山を管理・整備する担い手の育成などによって、美しい周辺環境の維持・保全するための取り組みを進めます。

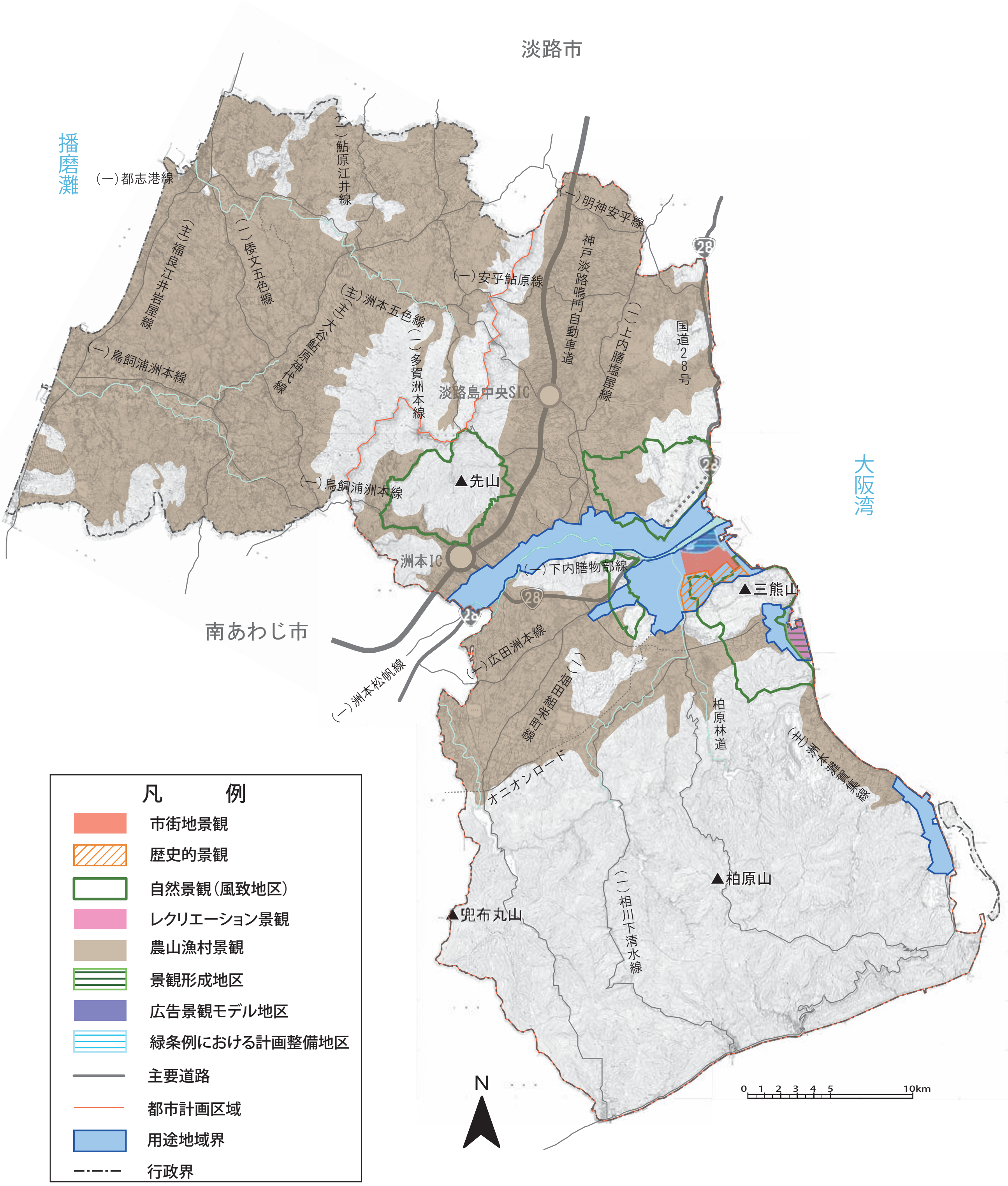
淡路市
播磨灘
大阪湾
南あわじ市
(一)都志港線
(一)鮎原江井線
(主)福良江井岩屋線
(一)倭文五色線
(主)洲本五色線
(主)大谷鮎原神代線
(一)多賀洲本線
(一)安平鮎原線
(一)明神安平線
神戸淡路鳴門自動車道
(一)上内膳塩屋線
国道28号
(一)鳥飼浦洲本線
淡路島中央SIC
▲先山
洲本IC
(一)下内膳物部線
▲三熊山
(一)広田洲本線
(一)洲本松帆線
柏原林道
オニオンロード
▲柏原山
▲兜布丸山
(一)相川下清水線
N
0 1 2 3 4 5 10km
凡例
市街地景観
歴史的景観
自然景観(風致地区)
レクリエーション景観
農山漁村景観
景観形成地区
広告景観モデル地区
緑条例における計画整備地区
主要道路
都市計画区域
用途地域界
行政界

■景観形成方針図

7 安全安心の方針

（1）基本的な考え方

本市の地形や地質などを十分考慮したうえで、地震、洪水浸水、土砂崩れなど様々な災害への備えにより、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

また、災害時には市民の安全を確保し、迅速な救援・救護活動をおこなうとともに、災害から早期の復旧・復興を実現するため、災害に応じた復興対策をあらかじめ準備する事前復興の取り組み等を進めます。

（2）災害に強いまちづくり

大規模な地震から、市民の生命・身体・財産を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の補助などの支援策について、引き続き周知を図り、建物の耐震化等を推進します。

火災の延焼を遅延･防止するために、河川や道路、公園･緑地などによる延焼遮断機能を確保していくとともに、沿道建築物の不燃化・耐震化の促進や街路樹の植栽などによる防災機能を確保していきます。

耐震性を満たさない木造住宅や狭あい道路が多い住宅地など、消火活動や避難活動が困難な地区は、共同・協調建替えや面的整備による建築物の更新に加え、老朽建築物の自立更新の促進により、防災性の向上を図るとともに、防災空間の確保や狭あい道路の改善に取り組みます。

大規模な浸水等が想定される区域は、市民等に対して災害のリスクや避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図るなど、市民協働による防災・減災対策を推進します。洪水・高潮浸水想定区域となっている市街地の一部では都市機能が集積していることから、避難対策や浸水時でも都市機能を維持する対策を推進します。

気候変動による水害リスクの増大に備えるため、河川流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方に基づき、河川管理者だけでなくあらゆる関係者と協力して水害対策を進めます。

（3）安全・迅速に避難や救援救護活動ができるまちづくり

指定緊急避難場所及び指定避難所は、必要な防災機能の確保に向けた取り組みを進めます。

ハザードマップなどを活用し、災害の危険性が高い地域や災害時における避難方法などに関する情報提供及び意識啓発に取り組むとともに、市民と協働による防災・減災対策を推進します。

（4）速やかな復興活動ができるまちづくり

被災時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、復興都市づくりに備えた事前復興計画の策定や様々な災害に対応した防災都市づくりを進めるため、防災都市づくり計画の策定に向け検討します。

（5）防犯まちづくり

携帯電話などによる身近な防犯情報の提供や防犯知識の普及啓発に努め、市民の防犯意識の高揚及び、地域の防犯活動の促進など、市民、行政、事業者などの協働による防犯力の強化を推進し、コミュニティづくりとの連携、防災、交通安全、福祉などの分野との連携により、より高次元の「安全・安心」を目指します。

特に、道路、公園、駐車場などの不特定多数の人が利用する場所では、街路灯、防犯灯、防犯カメラなどの設置や見通しの確保などを図るとともに、住宅地については、防犯設備の設置や死角の排除など、犯罪の防止に配慮した構造、設備などを検討し、防犯性の高い住環境づくりを促進します。

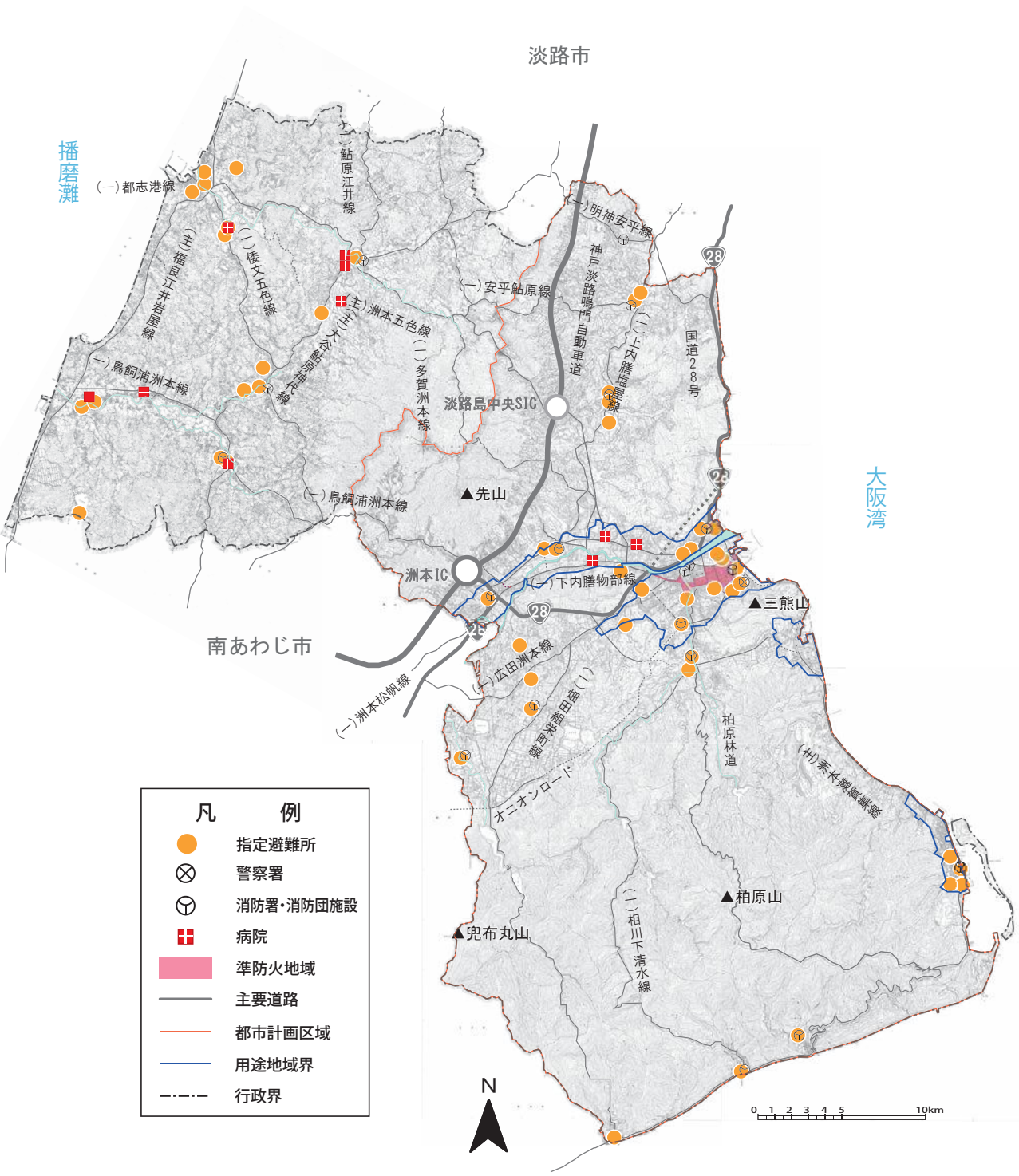
淡路市
播磨灘
大阪湾
南あわじ市
(一)都志港線
(一)鮎原江井線
(主)福良江井岩屋線
(一)倭文五色線
(主)洲本五色線
(主)大谷鮎原神代線
(一)鳥飼浦洲本線
(一)多賀洲本線
(一)安平鮎原線
(一)明神安平線
神戸淡路鳴門自動車道
(一)上内膳塩屋線
国道28号
淡路島中央SIC
▲先山
洲本IC
(一)下内膳物部線
▲三熊山
(一)広田洲本線
(一)洲本松帆線
(一)宮田鮎原町線
オニオンロード
柏原林道
(主)湊本灘賀集線
▲柏原山
▲兜布丸山
(一)相川下清水線
凡例
指定避難所
警察署
消防署・消防団施設
病院
準防火地域
主要道路
都市計画区域
用途地域界
行政界
N
0 1 2 3 4 5 10km

■安全安心方針図

8 その他都市に関係する施設の整備方針

（1）基本的な考え方

今後、過去に建設された公共施設等の多くが更新時期を迎えるなか、公共施設等の整備に充当できる財源は以前にも増して厳しくなることに加え、人口減少の進展や少子高齢化に伴う人口構造の変容などによる、公共施設等の利用・需要の変化が予測されています。

そのため、これらの変化に適応しつつ、市民ニーズに即した施設全体の最適化を図るため、公共施設等について、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現します。

（2）その他の都市施設の整備方針

1）汚水処理施設

し尿・浄化槽汚泥高度処理施設である塩屋衛生センターについては、汚泥再生処理センターへの改修を行い、処理水を下水道施設へ放流することにより、維持管理経費の削減と汚泥の資源化を図ります。

2）ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設としては、現在、やまなみ苑（洲本市・南あわじ市衛生事務組合）で処理されていますが、今後、施設の更新時期に併せて島内 1 施設に統合し、ごみ処理の効率化と財政負担の軽減を図っていきます。

不燃ごみ処理施設としては、粗大ごみ処理場（淡路広域行政事務組合）で処理されており、今後、施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新を検討していきます。

（3）その他の都市に関する施設の整備方針

1）公営住宅

市営住宅ストックについては、長寿命化改善策として、計画的なストックの改善工事を進めるとともに、耐用年数の経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止も含め計画的に進めます。

2）学校等

学校施設等については、児童・生徒のより良い教育環境の充実をめざし、学校の統合、校区再編成など学校規模の適正化を図るとともに、子どもたちが安全に過ごせるように、施設の計画的な維持・管理に努めます。

また、統廃合などにより利用されなくなった学校用地・校舎などで、有効利用可能なものについては、跡地も含めて起業・創業への支援や企業誘致など、地域のまちづくりの方向性に応じた利活用を検討していきます。

3）火葬場

市内 2 か所ある火葬場のうち、洲本火葬場については、施設の長寿命化を図るとともに、更新時期に併せて五色台聖苑火葬場との統廃合や新設による移設も検討していきます。

第5章 地域別構想

地域別構想は、全体構想の内容について、５つのまちづくりの基本目標をもとに横断的に結びつける役割を持つとともに、これからのまちづくりの主役である地域住民が、まちづくりを身近な問題としてとらえ、参画と協働により、住みやすく活力ある地域づくりを行うためのガイドラインの役割を担うものです。このため、市域を特性に応じて４つの地域に区分し、地域ごとのまちづくりの方針を示します。

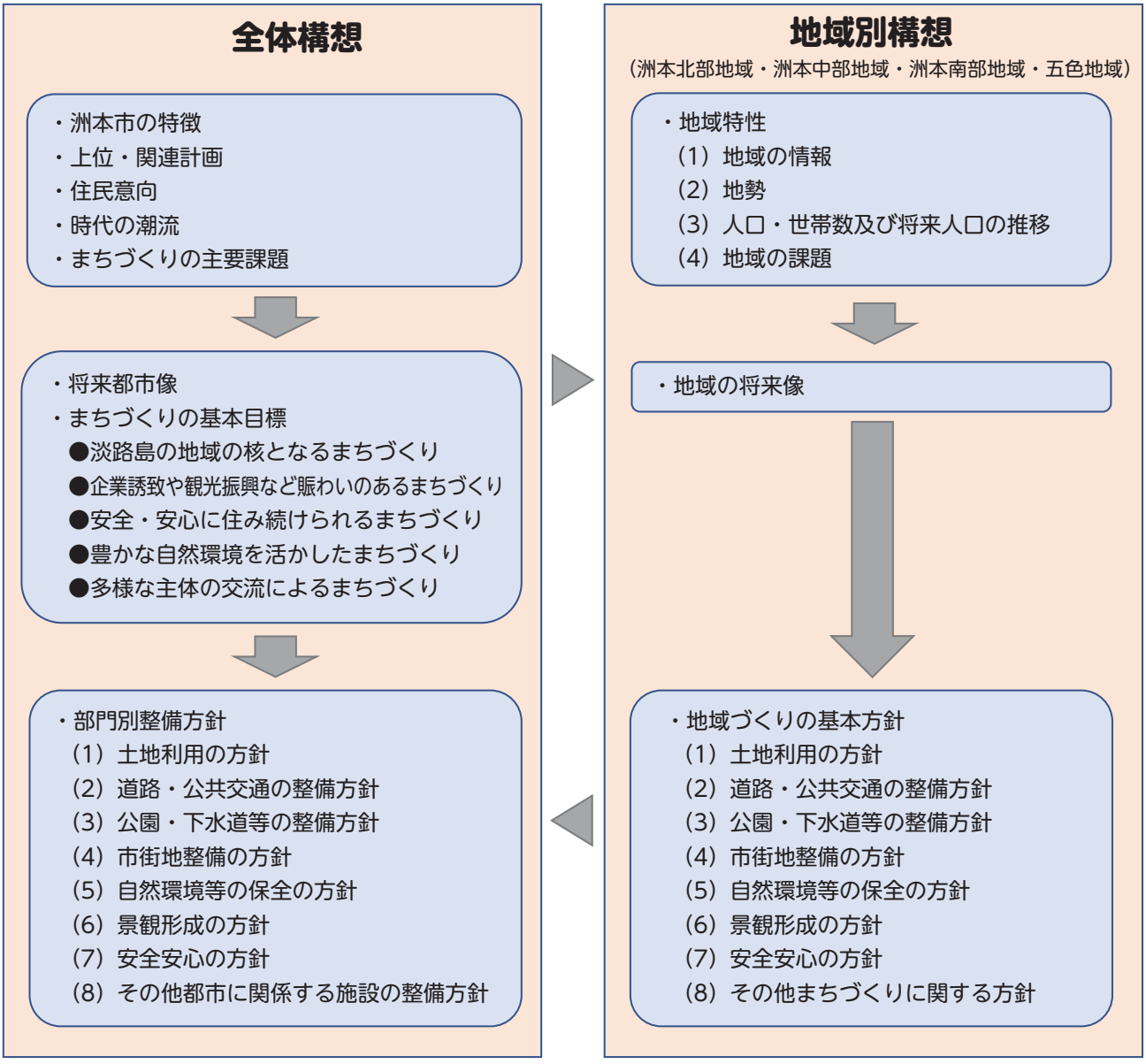

■地域区分

地域区分	該当地区	地域の特性
洲本北部地域	中川原・安乎	・非線引き都市計画区域内にあり、用途地域の指定はありません。 ・内陸部は農地及び丘陵地により構成されています。 ・海岸域には良好な自然景観が広がります。
洲本中部地域	内町・外町・潮・物部・上物部・小路谷・千草・加茂・大野・納・鮎屋	・非線引き都市計画区域内にあり、市街地には用途地域が指定されています。 ・中心市街地には商業・行政などの多様な施設が集積しています。 ・郊外部には農業地域、森林地域が広がっています。
洲本南部地域	上灘・由良	・非線引き都市計画区域内にあり、由良地区の一部に用途地域が指定されています。 ・森林が大半を占めています。 ・海岸域とその付近の山林は瀬戸内海国立公園に指定されています。
五色地域	都志・鮎原・広石・鳥飼・堺	・都市計画区域外となっています。 ・内陸部は農地及び丘陵地により構成されています。 ・地区ごとに住宅地が形成され、企業用地が造成されています。 ・海岸域には良好な自然的景観が広がります。

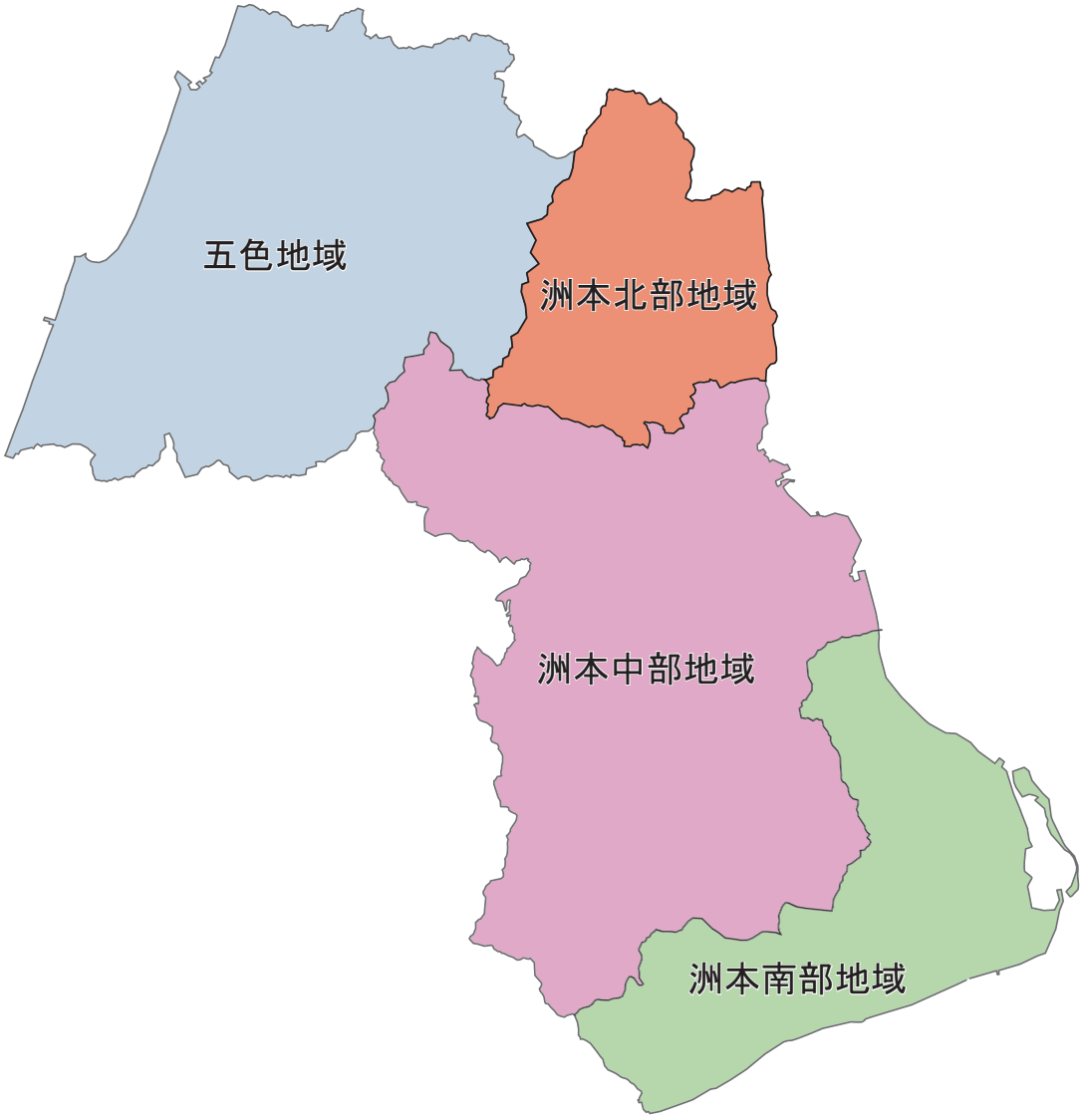

■地域区分図

5 1 洲本北部地域

（1）地域の情報

■洲本北部地域の情報

道路	高速道路 ,IC	神戸淡路鳴門自動車道、淡路島中央 SIC
	一般国道	国道 28 号
	主要地方道・一般県道	主要地方道洲本五色線、一般県道上内膳塩尾線、 一般県道明神安乎線、一般県道安乎鮎原線、一般県道多賀洲本線
	その他の主な道路	—
主要な施設		洲本市教育センター、龍谷フロートソーラーパーク洲本
文化財・観光資源		安乎浜、厚浜、厚浜水大師、蓮花寺（五百羅漢）
自然、公園		先山から続く瀬戸内海国立公園

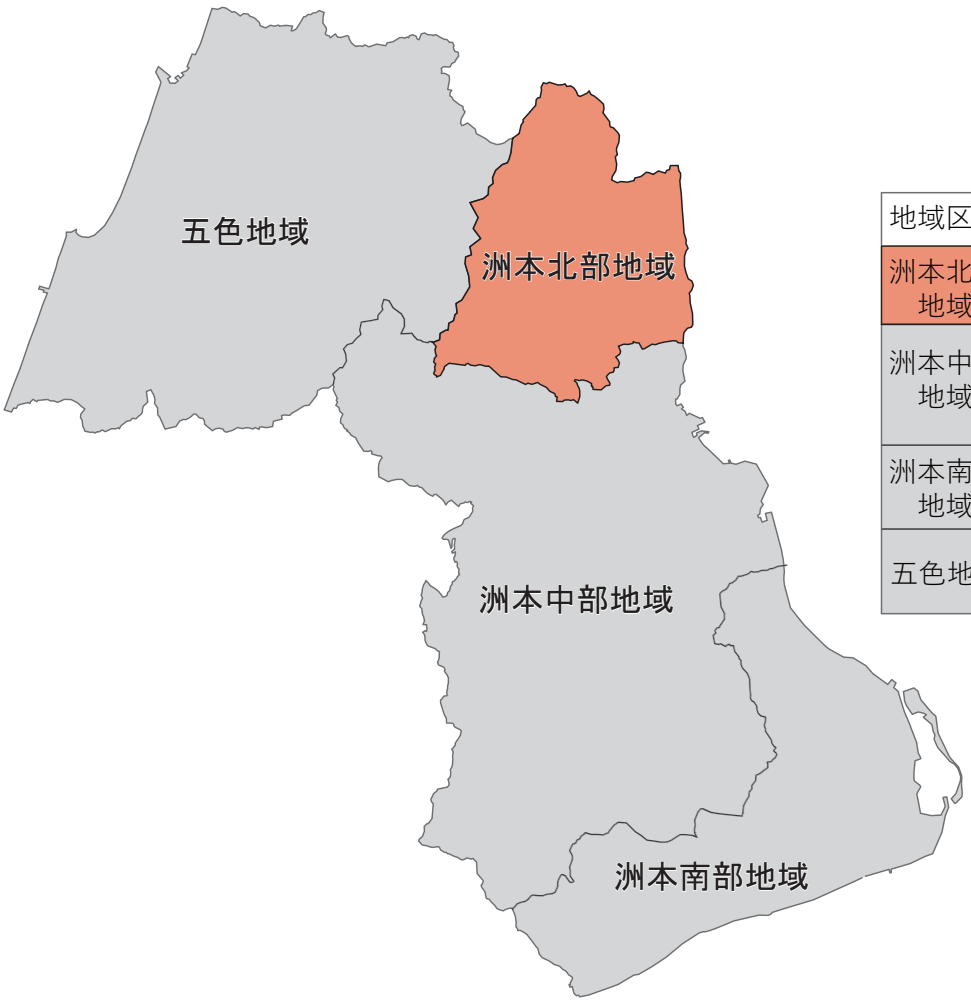

地域区分	該当地区
洲本北部地域	中川原・安乎
洲本中部地域	内町・外町・潮・物部・上物部・小路谷・千草・加茂・大野・納・鮎屋
洲本南部地域	上灘・由良
五色地域	都志・鮎原・広石・鳥飼・堺

■位置図

（2）地勢

・本地域は、市域の北東部に位置し、淡路市に接しています。
・内陸部は森林・丘陵地及び農地が広がっており、東部は大阪湾に面しています。
・地域内の臨海部を国道 28 号、中央部を神戸淡路鳴門自動車道、（一）上内膳塩尾線が縦断しています。

（3）人口・世帯数及び将来人口の推移

人口の動向はほぼ横ばいで、昭和 60（1985）年と比べ、わずかに減少していますが、世帯数は増加傾向にあります。

令和２（2020）年の老年人口（41.5%）は、市平均（36.8%）より高いですが、生産年齢人口の構成比（48.0%）は市平均（51.7%）を下回っています。

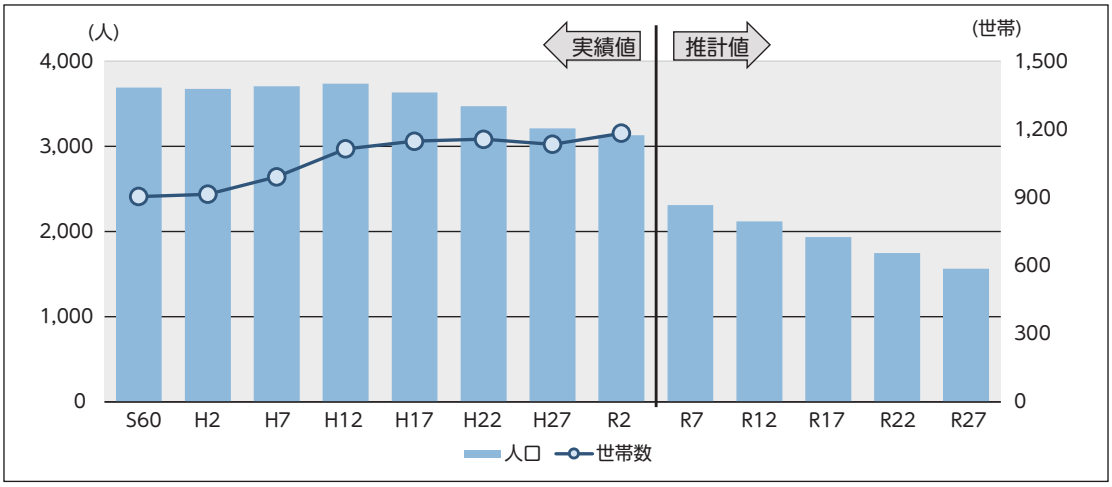

■人口・世帯数の推移

出典：実績値；国勢調査結果
推計値；国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

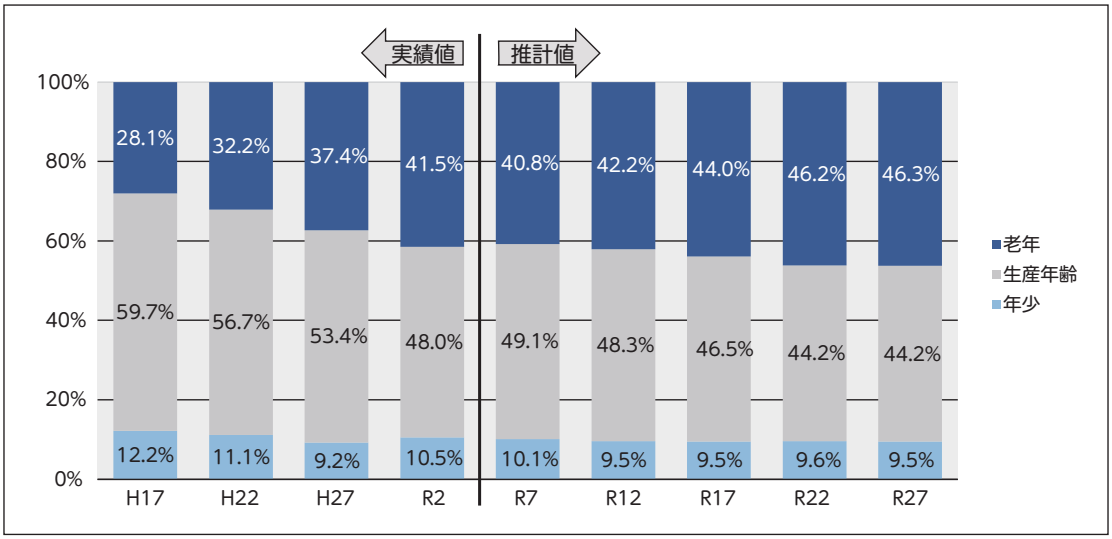

■年齢三区分別人口の推移

出典：実績値；国勢調査結果
推計値；国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

（4）アンケート結果概要

人口	・定住意向割合：約 67%（全市：約 60%）↑ ・住み心地に対する満足度:「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において不満の割合:83.0%（全市：83.4%）↓ ・人口減少高齢化の進展：「空き家や空地が増加する」62.5%（全市：57.7%）↑ ・まちづくりに重要なこと：「若者が定住しやすいまちづくりの推進」9割超（全市：9割超）
産業	・転出する（したい）理由：「働く場所がない」14.3%（全市：28.2%）↓ ・淡路島中央 SIC 周辺の土地利用：「観光交流施設の設置（37.5%）（全市：38.3%）」↓、「企業の誘致（16.1%）（全市：26.4%）」↓
土地利用	・住み心地の満足度：「空き家・空き地」で不満割合：80.8%（全市：84.5%）↓ ・「大規模未利用地の活用」で不満割合：82.0%（全市：78.5%）↑ ・土地利用の進め方：「市街地の空き地などを有効利用する」35.7%（全市：36.8%）↓
建築施設分布	・転出する（したい）理由：「生活が不便」85.7%（全市：56.5%）↑ ・徒歩で行ける範囲で充実させたい施設:「食料・日用品店舗（39.3%）（全市:42.1%）」↓と「診療所、医院（30.4%）（29.4%）」↑
都市施設	・住み心地に対する満足度：「都市施設（河川、公園、道路）の維持」で満足割合 32.7%（全市：43.1%）↓ ・30 代の 33.3%（全市：40.0%）が「公園、緑地」を徒歩圏で充実させたい施設↓
防災	・まちづくりに重要なこと:「防災（耐震・避難場所等）」（8割超）（全市：9割超）、↓「治水対策」（9割超）（全市：9割超）

（5）地域の課題

・大阪湾沿いの一部で人口の集積が見られるものの、地域全体で将来にわたり人口減少傾向が続くと想定されることから、居住環境の維持向上をはじめ集落機能の維持について、効率的な機能再編の検討が必要です。

・用途白地地域である安乎地区の沿岸部では、農地転用、新築の増加が顕著であり、建築のルール化の検討が必要です。

・淡路島中央 SIC 等の整備により地域のアクセス性は高まりましたが、地形や土地利用の制約を考慮した上で SIC 周辺の有効活用が必要です。

・地域はほぼ全域を農村環境保全の土地利用が占めており、農地の維持・保全等、農業生産環境の維持が必要となっています。

・高齢化による農家の担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害などが深刻な問題となっています。

・大雨や災害時には、岩戸川沿いにある土砂災害の恐れがある区域の対策や、ため池の整備などが必要となっています。

・住民意向では、不便であることを転出の理由に挙げている意見が他地域より多く見られました。

（6）地域の将来像

都市へのアクセスの良さを活かしたまちづくり

（7）地域づくりの基本方針

1）土地利用の方針

・公民館周辺は、地域の拠点となっており、特に生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。
・足りない都市機能については、各地域拠点または隣接市との連携によって相互補完します。
・空き家については、空き家を除却していくことだけでなく、ゆとりある暮らしのための活用などを検討するとともに、危険な空き家については適正な管理に向けた指導を行います。
・産業の集積や企業誘致に加え、地域産業の振興や人材確保、さらには起業支援や新産業の創出を支援します。
・地域の特徴的な産業である農業や観光業といった地場産業の育成を図ります。

2）道路・公共交通の方針

・地域を縦断する神戸淡路鳴門自動車道については、淡路島中央 SIC を核として、京阪神方面や四国方面との連携の強化を図ります。
・公共交通空白地の解消・減少に向け、市民ニーズに合致した移動手段の路線検討とともに、新しいモビリティの導入による活性化支援や、周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。
・新たな情報通信技術の活用によって、路線バスの効率的な運行を図ります。
・ネットワークの連続性の観点から、アワイチルートの整備を目指します。

3）公園・下水道等の整備方針

・公園等は、災害時の避難場所としてだけでなく、心と体の健康を保ち、感染症の拡大を防ぐなど、公衆衛生の観点からもより一層重視されつつあるため、地域住民と連携しながら、維持管理の強化に努めます。

4）市街地整備の方針

・魅力ある企業の誘致を進め、雇用の創出を図ります。特に神戸淡路鳴門自動車道・淡路島中央 SIC 周辺への企業誘致においては、近隣環境と調和した、計画的な土地利用を推進するとともに、産業・流通、グリーンツーリズム等の機能強化、及び沿道商業機能の充実を図ります。

5）自然環境等の保全の方針

・安乎・中川原地区の一部では、農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図ります。また、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。
・豊かな自然を枯渇させることがないよう、市街地内外において環境負荷が少ないまちづくりを進めます。
・農地を維持するため、鳥獣害対策の強化や担い手の育成などに加え、農地の集積・集約化を推進します。また、他業種との連携も図りながら、農村地域のコミュニティ維持に努めます。
・安乎・中川原地区の臨海部では、海域と陸域が一体的に調和した、良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。

6）景観形成の方針

・美しい景観づくりに共感する都市住民との交流を進めます。また、農地・里山を管理・整備する担い手を育成することによって、里山や海岸の景観保全に取り組みます。

7）安全安心の方針

・可能な限り、災害リスクの低い区域への居住を誘導するとともに、災害リスクの高い地域においては、土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ、都市の防災性の向上に努めます。
・岩戸川の洪水対策とともに、土砂災害対策や地域に多数存在するため池について、防災対策を推進します。
・指定緊急避難場所及び指定避難所では、必要な防災機能の確保に向けた取り組みを進めます。
・ハザードマップなどを活用し、災害時の危険性が高い地域や、避難方法などに関する情報提供及び意識啓発に取り組みます。また、地元消防団等との協働による防災・減災対策を推進します。
・自主防災組織の強化に取り組みます。
・身近な生活道路の整備や適切な維持管理を図るとともに、歩道、通学路の整備や幹線道路の整備を促進し、生活道路への流入車両の抑制を図ります。
・カーブミラーについては、その維持管理に努めることに加え、新たに認められた箇所や、見通しの悪い箇所については随時設置を進めます。あわせて、街灯の維持管理を徹底するなど、交通安全施設の整備を推進します。
・感染症対策のための、新しい生活様式に対応したまちづくりを検討します。

8）その他まちづくりに関する方針

・公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウを活用するなど、活用可能な資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。
・行政、企業、住民の協働による、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。
・町内会組織の活性化に取り組みます。

（8）地域のまちづくり方針図

■地域別方針図（洲本北部地域）

凡　例

【土地利用】
- 広域都市機能誘導ゾーン
- 都市機能集積ゾーン
- 生活利便ゾーン
- 居住誘導ゾーン
- 居住ゾーン
- 工業ゾーン
- 住工協調ゾーン
- 沿道産業ゾーン
- IC周辺ゾーン
- 観光交流ゾーン
- 農村環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

【交通体系】
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 地域幹線道路
- 補助幹線道路
- 環状道路
- 航路（検討中）

【市街地整備】
- 都市機能を誘導する範囲の整備
- 居住を誘導する範囲の整備
- 防災対策の推進
- インターチェンジ周辺の産業拠点形成
- 公有水面埋立事業
- 開発許可による開発
- 住宅団地開発（町施工）

【景観形成】
- 市街地景観
- 歴史的景観
- 自然景観（風致地区）
- レクリエーション景観
- 農山漁村景観
- 景観形成地区
- 広告景観モデル地区
- 緑条例における計画整備地区

【公園・下水道等】
- 公園施設
- 公共下水道認可区域
- 公共下水道供用済区域
- 特定環境保全公共下水道供用済区域

【自然環境等の保全】
- 田園集落
- 森林・丘陵地
- 瀬戸内海国立公園

【安全安心】
- 指定避難所
- 警察署
- 消防署・消防団施設
- 病院
- 準防火地域

【その他】
- 都市計画区域
- 用途地域界
- 行政界

■洲本北部地域におけるおおむね 10 年以内に整備を予定している主な事業等

砂防整備

名称	事業場所	概要
安坂北谷川	洲本市中川原町安坂	砂防堰堤工
安浦（2）地区	洲本市安乎町平安浦	待受擁壁工

海岸整備

名称	事業場所	概要
安乎中川原海岸	洲本市安乎	離岸堤 600m

ほ場整備

名称	事業場所	概要
市原	洲本市中川原町市原	区画整理 A=16ha

公共交通

名称	事業場所	概要
公共交通網	洲本市中川原	地域内交通の導入
公共交通網	洲本市安乎	地域内交通の導入

5-2 洲本中部地域

（1）地域の情報

■洲本中部地域の情報

道路	高速道路 ,IC	神戸淡路鳴門自動車道、洲本 IC
	一般国道	国道 28 号、国道 28 号洲本バイパス
	主要地方道・一般県道	主要地方道洲本五色線、主要地方道洲本灘賀集線、一般県道広田洲本線、一般県道鳥飼浦洲本線、一般県道洲本西淡線、一般県道上内膳塩尾線、一般県道洲本松帆線、一般県道畑田組栄町線、一般県道相川下清水線
	その他の主な道路	市道物部曲田塩屋線（内環状線）、市道小路谷千草線、市道宇原千草線、市道外環状線（仮称）、市道加茂中央線、南淡路広域農道（オニオンロード）
主要な施設		洲本市役所、洲本高速バスターミナル、兵庫県洲本総合庁舎、洲本防災センター、防災拠点（スポーツセンター）、県立淡路医療センター、洲本市文化体育館、洲本図書館、洲本市健康福祉会館（みなと元気館）、洲本市総合福祉会館（やまて会館）、洲本警察署、洲本税務署、神戸地方法務局洲本支局、淡路広域消防事務組合洲本消防署
文化財・観光資源		洲本城跡、炬口城跡、旧益習館庭園、金天閣（洲本八幡神社）、先山千光寺、太子堂（蓮光寺）、洲本温泉、大浜海水浴場、サントピアマリーナ、鮎屋の滝、鮎屋川ダム、旧紡績工場跡、淡路文化資料館、洲本厳島神社、洲本奥畑のメグロチク
自然、公園		三熊山（瀬戸内海国立公園）、先山（瀬戸内海国立公園）、兜布丸山、柏原山、大浜公園、アグリ公園、みやたき市民の森

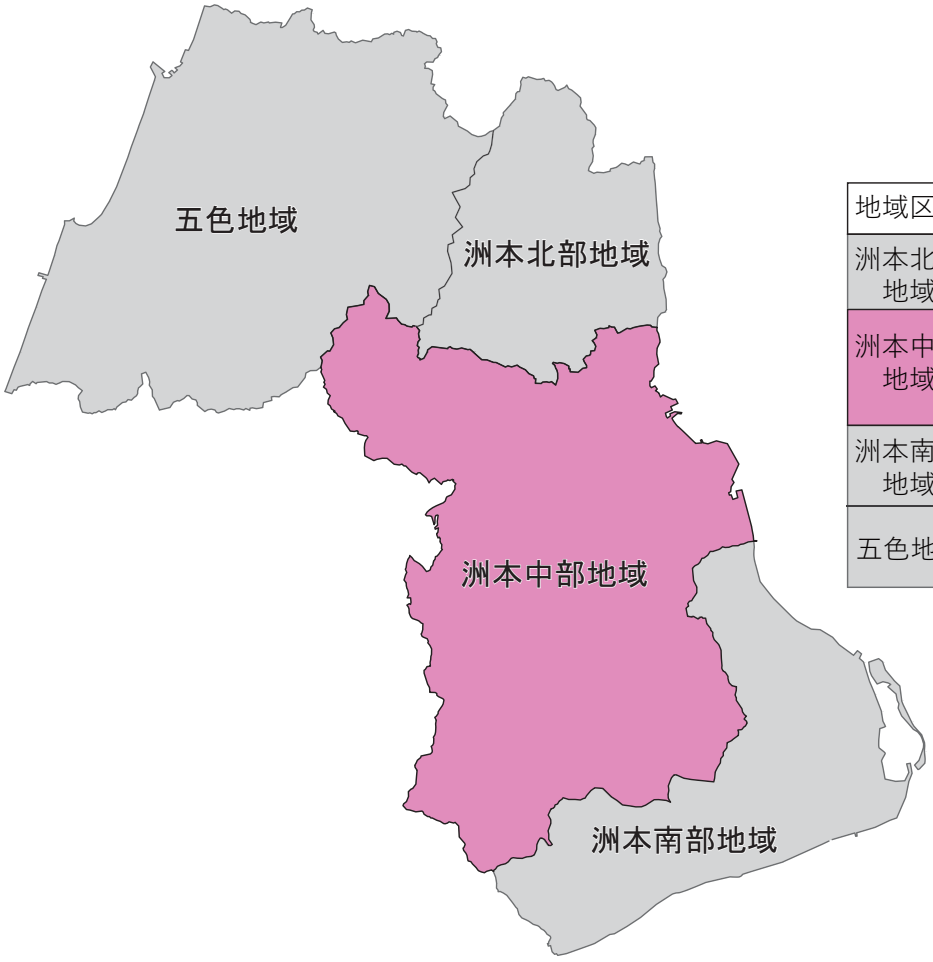

■位置図

地域区分	該当地区
洲本北部地域	中川原・安乎
洲本中部地域	内町・外町・潮・物部・上物部・小路谷・千草・加茂・大野・納・鮎屋
洲本南部地域	上灘・由良
五色地域	都志・鮎原・広石・鳥飼・堺

（2）地勢

本地域は、市域の中部に位置し、西は南あわじ市、東は大阪湾に面しています。

洲本川沿いに発展した中心市街地と、周辺住宅地及び郊外部の農地で構成されています。

地域内の北西部を神戸淡路鳴門自動車道、臨海部を（主）洲本灘賀集線が縦断し、国道 28 号、（一）洲本松帆線が横断しています。また、市街地を外環状線である国道 28 号から宇原、千草、小路谷地区を経て主要地方道洲本灘賀集線に連絡する区間と、内環状線である都市計画道路物部曲田塩屋線、及び内環状線と外環状線をつなぐ路線として、山神線の道路計画が検討されています。

（3）人口・世帯数及び将来人口の推移

市内で人口・世帯数が最も多い地域ですが、人口は減少傾向にあり、世帯数においても平成 12（2000）年より減少しています。

特に、本地域の中で最も高い割合を占める生産年齢人口が、市外へ流出し、減少してきていることに起因していると考えられます。

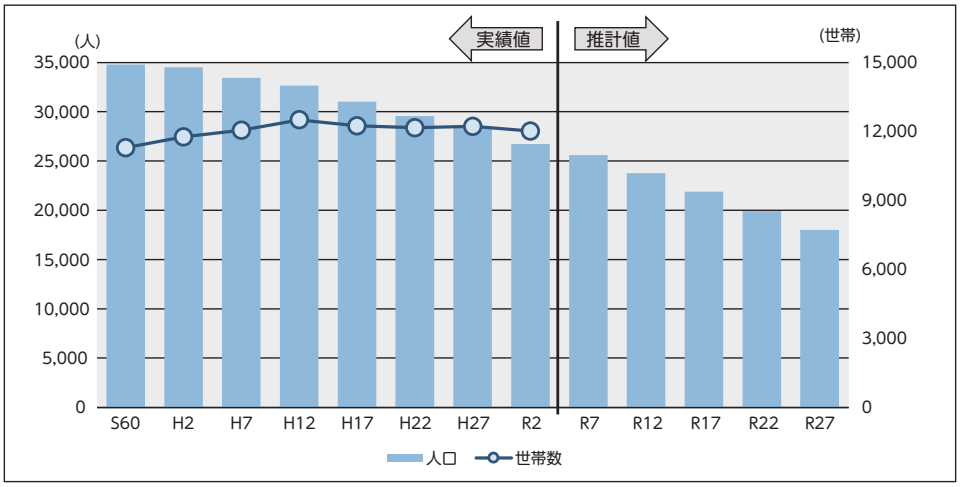

■人口・世帯数の推移

出典：実績値；国勢調査結果
推計値；国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

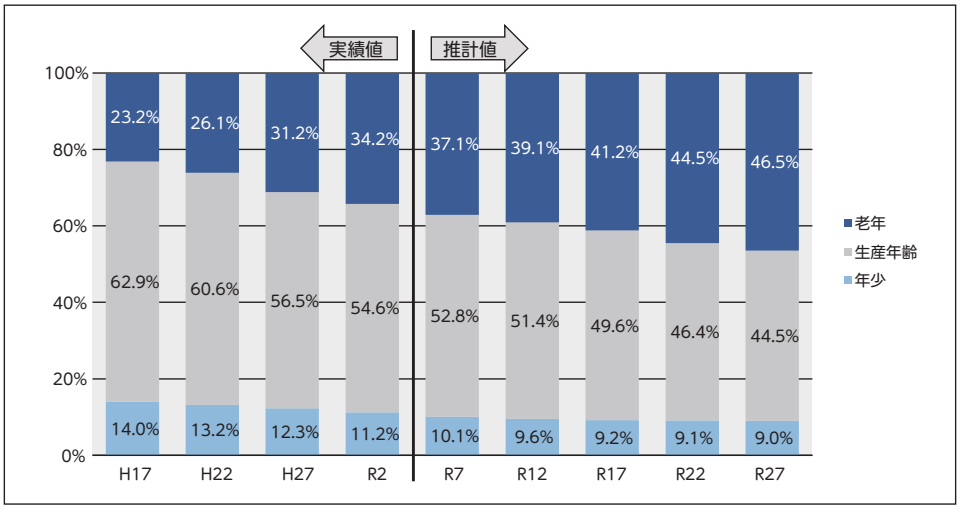

■年齢三区分別人口の推移

出典：実績値；国勢調査結果
推計値；国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

（4）アンケート結果概要

人口	・定住意向割合：約 61％（全市：約 60％）↑ ・住み心地に対する満足度：「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において不満の割合：83.0％（全市：83.4％）↓ ・人口減少高齢化の進展：「空き家や空地が増加する」56.7％（全市：57.7％）↓ ・まちづくりに重要なこと：「若者が定住しやすいまちづくりの推進」９割超（全市：９割超）
産業	・転出する（したい）理由：「働く場所がない」28.4％（全市：28.2％）↑ ・淡路島中央 SIC 周辺の土地利用：「観光交流施設の設置（35.8％）（全市：38.3％）」↓、「企業の誘致（28.7％）（全市：26.4％）」↑
土地利用	・住み心地の満足度：「空き家・空き地」で不満割合：84.2％（全市：84.5％）↓ ・「大規模未利用地の活用」で不満割合：76.7％（全市：78.5％）↓ ・土地利用の進め方：「市街地の空き地などを有効利用する」41.5％（全市：36.8％）↑
建築施設分布	・転出する（したい）理由：「生活が不便」48.1％（全市：56.5％）↓ ・徒歩で行ける範囲で充実させたい施設：「食料・日用品店舗（39.7％）（全市：42.1％）」↓と「診療所、医院（26.9％）（29.4％）」↓
都市施設	・住み心地に対する満足度：「都市施設（河川、公園、道路）の維持」で満足割合 45.0％（全市：43.1％）↑ ・30 代の 47.3％（全市：40.0％）が「公園、緑地」を徒歩圏で充実させたい施設↑
防災	・まちづくりに重要なこと：「防災（耐震・避難場所等）」、「治水対策」（９割超）（全市：９割超）

（5）地域の課題

- 本市のみならず淡路島の中核としての都市機能が集積していますが、中心市街地の商店街は衰退傾向にあり、空き店舗の増加が進んでいます。
- 市街地を中心に DID が形成されているものの、DID 面積の拡大と人口減少により人口密度が低下し続けていることから、本市で最も利便性の高い本地域への居住誘導が必要となっています。
- 用途白地地域である大野地区、千草地区など郊外に宅地化が進展する一方で、中心部の人口減少が著しく、多くの空き家や空き地が発生するなど、中心市街地の空洞化の進行が懸念されます。特に市街地の空き家化した老朽住宅は、一部倒壊の危険があるため対策が必要となっています。
- 小路谷千草線や物部曲田塩屋線など、中心市街地の重要な環状道路であることから、未着手区間の早期整備を進める必要があります。
- 大野地区、千草地区など宅地化が進展している郊外は、一体は公共交通空白地になっており、その解消が必要です。
- 高齢化による農家の担い手の不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害などが深刻な問題となっています。
- 洲本川の河川改修は完了していますが、市街地には依然洪水の浸水想定区域が残ったままとなっており、居住誘導に向けて、水害リスクの低減のためハード、ソフト施策の検討が必要となっています。
- 高齢化に伴い、町内会の祭事等の維持や、消防団員の活力低下のための対策が必要となっています。

（6）地域の将来像

淡路島の中心拠点にふさわしいまちづくり

（7）地域づくりの基本方針

1）土地利用の方針

・洲本川河口部・洲本港周辺の市街地では、商業・業務・医療・福祉・公共機能などが集中する利便性の高さを最大限に活用し、本市の中心市街地としてだけでなく淡路島の中核として、一層の機能強化・再整備を図ります。
・空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図り、交通利便拠点との連携を強化し、地域の実状をふまえながら、計画的な市街地の整備を図ります。
・空き家については、空き家空き地の情報発信を推進します。また、空き家を除却していくことだけでなくゆとりある暮らしのための活用などを検討するとともに、危険な空き家については適正な管理に向けた指導を行います。

2）道路・公共交通の方針

・古茂江港周辺では自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用を推進します。また、生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、住環境の向上を図ります。
・神戸淡路鳴門自動車道については、洲本 IC を核として、京阪神方面や四国方面との連携の強化を図ります。
・国道 28 号沿道では、円滑な交通の確保と周辺環境に調和する沿道サービス機能の充実を図ります。
・主要地方道洲本五色線、一般県道鳥飼浦洲本線は、洲本地域と五色地域とを結ぶ重要な路線であるため、維持・整備を進めることで、一体の都市としての発展を目指し、地域間の連携を図ります。
・小路谷千草線、宇原千草線、加茂中央線や物部曲田塩屋線などは、中心市街地の重要な環状道路であることから、未着手区間の早期整備を進め、円滑な市街地の交通環境を形成します。
・竹原地区周辺については、交流人口流入による道路混雑時の安全対策などを検討します。
・千草地区など、公共交通空白地の解消・減少に向け、市民ニーズに合致した移動手段の路線検討とともに、新しいモビリティの導入による活性化支援や周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。
・ネットワークの連続性の観点から、アワイチルートの整備を目指します。
・洲本港は、大阪や和歌山方面の玄関口として、大阪湾地域との航路再開の検討とともに、親水空間や賑わい空間の活用･活性化を推進します。また、古茂江港は、サントピアマリーナの有効活用を促進し、海洋レクリエーションの交流拠点としての機能維持を努めます。

3）公園・下水道等の整備方針

・公園等は、災害時の避難場所としてだけでなく、心と体の健康を保ち、感染症の拡大を防ぐなど、公衆衛生の観点からもより一層重視されつつあるため、地域住民と連携しながら、維持管理の強化に努めます。
・都市計画決定された大浜公園は美しい景観と調和した公園整備を行い、広域的なレクリエーション施設として活用します。

4）市街地整備の方針

・密集市街地の改善や中心市街地の空き家・空き地の利活用によって土地利用の集約を行い、利便性の高いまちなか居住を促進し、空き地を活用したゆとりある暮らしを実現します。
・魅力ある企業の誘致を進め、雇用の創出を図ります。特に、洲本 IC 周辺への企業誘致においては、近隣環境と調和した、計画的な土地利用を推進するとともに、産業・流通、グリーンツーリズム等の機能強化及び沿道商業機能の充実とともに土地活用のあり方を検討します。
・まちの回遊性の確保のための基盤整備等を検討します。
・公設市場付市営住宅の跡地の活用について検討します。

5）自然環境等の保全の方針

・加茂・納地区、大野・鮎屋地区では農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図ります。また、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。
・豊かな自然を枯渇させることがないよう、市街地内外において環境負荷が少ないまちづくりを進めます。
・先山周辺や三熊山・柏原山周辺では、多面的機能の持続的な効果発揮の促進やすぐれた自然環境や歴史的風土を活かし交流空間としての利用を図ります。
・炬口漁港周辺、大浜海岸から古茂江港に至る臨海部では、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。特に、放置ごみに対する対策を強化します。
・風致地区指定エリアを中心に、樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観の維持を図ります。
・農地を維持するため、鳥獣害対策の強化や担い手の育成などに加え、農地の集積・集約化を推進します。また、他業種との連携を図りながら農村地域のコミュニティ維持に努めます。

6）景観形成の方針

・炬口漁港周辺から洲本港周辺、大浜公園から洲本温泉付近、サントピアマリーナでは、海や山の景観を活かしたリゾートやレクリエーションの場として明るく活気のある街なみ景観の形成を図ります。
・美しい田園景観を保全するため、太陽光発電施設などの設置においては基準に基づいて地域との調和を図ります。

7）安全安心の方針

・可能な限り、災害リスクの低い区域への居住を誘導するとともに、災害リスクの高い地域においては、土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ、都市の防災性の向上に努めます。
・災害リスクの高い中心市街地においては、住宅の耐震性向上の支援や危険空き家の除却、防災拠点や延焼遮断帯となるオープンスペースの整備など、都市基盤整備を推進します。避難地や避難路の確保、消防施設の整備を行うなど、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた安全性の確保に努めます。
・地域に多数存在するため池について、防災対策を推進します。
・指定緊急避難場所及び指定避難所では、必要な防災機能の確保に向けた取組を進めます。
・ハザードマップなどを活用し、災害時の危険性が高い地域や、避難方法などに関する情報提供及び意識啓発に取り組みます。また、地元消防団等との協働による防災・減災対策を推進します。
・自主防災組織の強化に取り組みます。
・身近な生活道路の整備や適切な維持管理を図るとともに、歩道、通学路の整備や幹線道路の整備を促進し、生活道路への流入車両の抑制を図ります。
・カーブミラーについては、その維持管理に努めることに加え、新たに認められた箇所や、見通しの悪い箇所については随時設置を進めます。あわせて、街灯の維持管理を徹底するなど、交通安全施設の整備を推進します。
・感染症対策のための、新しい生活様式に対応したまちづくりを検討します。

8）その他まちづくりに関する方針

・公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウを活用するなど、活用可能な資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。
・行政、企業、住民の協働による、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。
・町内会組織の活性化に取り組みます。
・大学生、地域おこし協力隊や企業との協働によるまちづくりを推進します。

（8）地域のまちづくり方針図

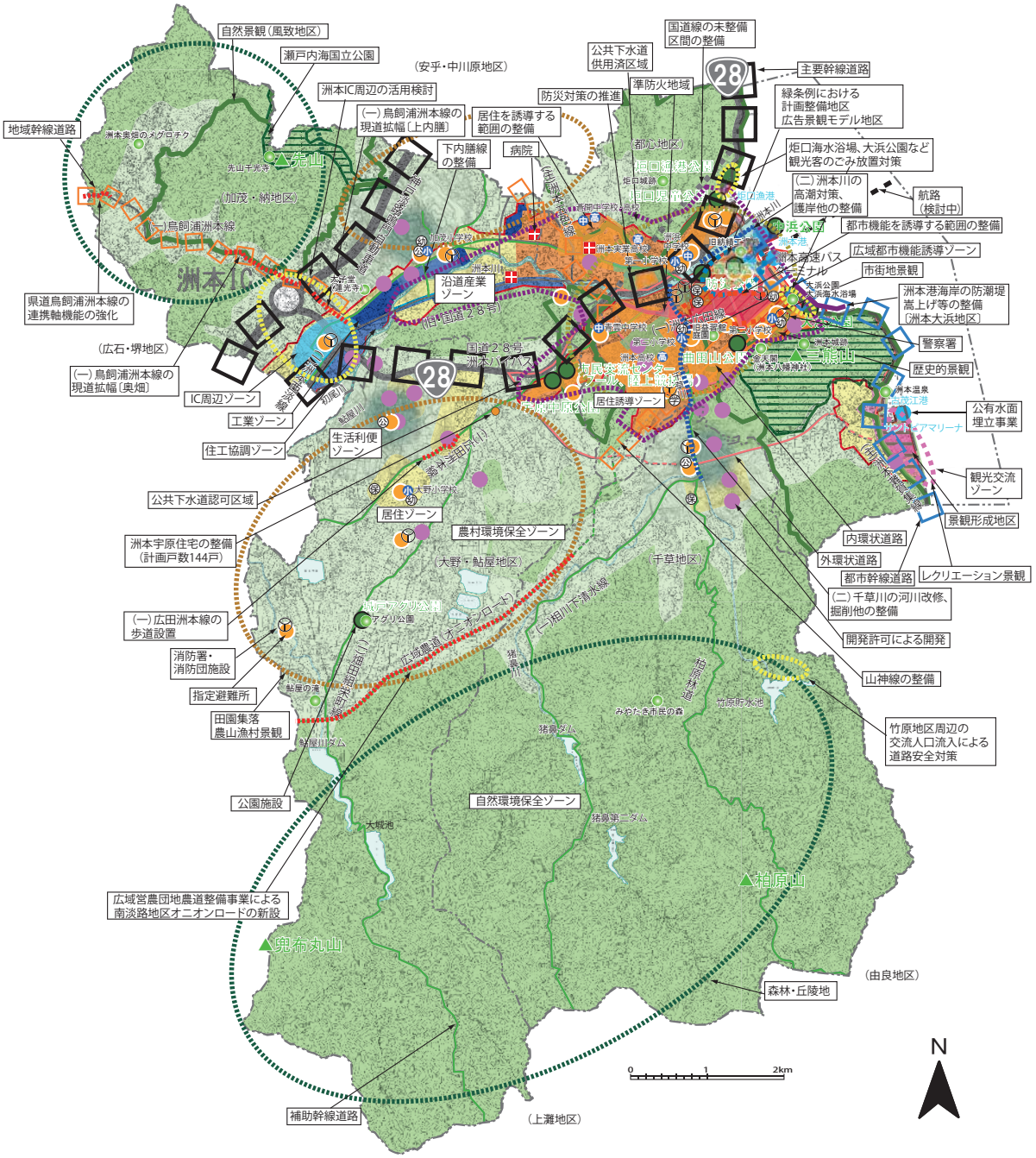

■地域別方針図（洲本中部地域）

凡　例

【土地利用】
- 広域都市機能誘導ゾーン
- 都市機能集積ゾーン
- 生活利便ゾーン
- 居住誘導ゾーン
- 居住ゾーン
- 工業ゾーン
- 住工協調ゾーン
- 沿道産業ゾーン
- IC周辺ゾーン
- 観光交流ゾーン
- 農村環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

【交通体系】
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 地域幹線道路
- 補助幹線道路
- 環状道路
- 航路（検討中）

【市街地整備】
- 都市機能を誘導する範囲の整備
- 居住を誘導する範囲の整備
- 防災対策の推進
- インターチェンジ周辺の産業拠点形成
- 公有水面埋立事業
- 開発許可による開発
- 住宅団地開発（町施工）

【公園・下水道等】
- 公園施設
- 公共下水道認可区域
- 公共下水道供用済区域
- 特定環境保全公共下水道供用済区域

【景観形成】
- 市街地景観
- 歴史的景観
- 自然景観（風致地区）
- レクリエーション景観
- 農山漁村景観
- 景観形成地区
- 広告景観モデル地区
- 緑条例における計画整備地区

【自然環境等の保全】
- 田園集落
- 森林・丘陵地
- 瀬戸内海国立公園

【安全安心】
- 指定避難所
- 警察署
- 消防署・消防団施設
- 病院
- 準防火地域

【その他】
- 都市計画区域
- 用途地域界
- 行政界

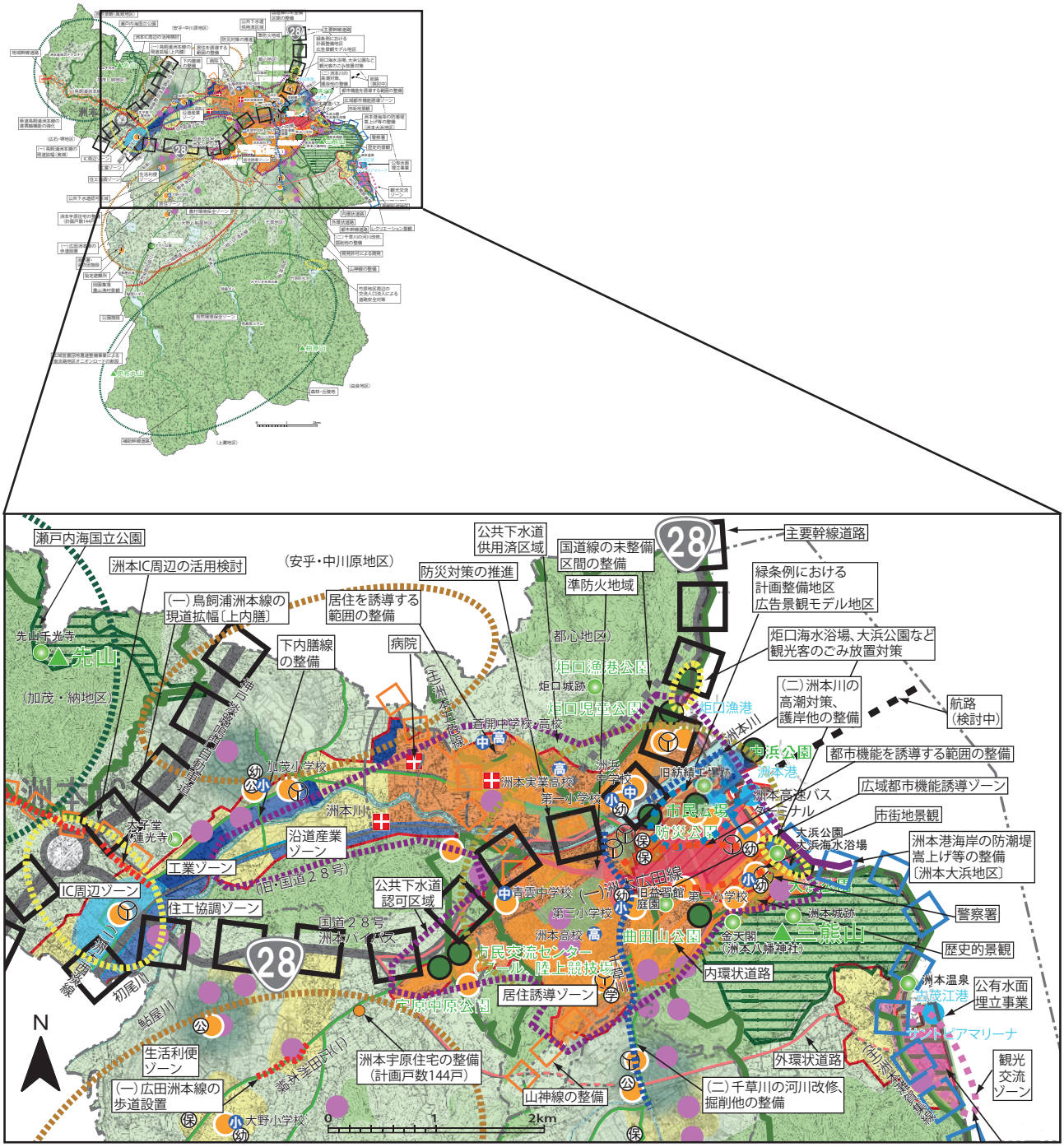

■地域別方針図（洲本中部地域・中心部拡大）

凡　例

【土地利用】
- 広域都市機能誘導ゾーン
- 都市機能集積ゾーン
- 生活利便ゾーン
- 居住誘導ゾーン
- 居住ゾーン
- 工業ゾーン
- 住工協調ゾーン
- 沿道産業ゾーン
- IC周辺ゾーン
- 観光交流ゾーン
- 農村環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

【交通体系】
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 地域幹線道路
- 補助幹線道路
- 環状道路
- 航路(検討中)

【市街地整備】
- 都市機能を誘導する範囲の整備
- 居住を誘導する範囲の整備
- 防災対策の推進
- インターチェンジ周辺の産業拠点形成
- 公有水面埋立事業
- 開発許可による開発
- 住宅団地開発(町施工)

【公園・下水道等】
- 公園施設
- 公共下水道認可区域
- 公共下水道供用済区域
- 特定環境保全公共下水道供用済区域

【景観形成】
- 市街地景観
- 歴史的景観
- 自然景観(風致地区)
- レクリエーション景観
- 農山漁村景観
- 景観形成地区
- 広告景観モデル地区
- 緑条例における計画整備地区

【自然環境等の保全】
- 田園集落
- 森林・丘陵地
- 瀬戸内海国立公園

【安全安心】
- 指定避難所
- 警察署
- 消防署・消防団施設
- 病院
- 準防火地域

【その他】
- 都市計画区域
- 用途地域界
- 行政界

■洲本中部地域におけるおおむね 10 年以内に整備を予定している主な事業等

道路整備

路線名	事業場所	概要	
（国）28 号	洲本市炬口～宇山	バイパス	L =2.4km、W=16 m（2 車線）
（一）鳥飼浦洲本線	洲本市奥畑～上内膳	現道拡幅	L =1,200m（2 車線）
（一）鳥飼浦洲本線	洲本市上内膳	現道拡幅	L =500m（2 車線）
宇原千草線	洲本市上物部～千草	バイパス	L = 1,190m、W=10.0 m（2 車線）
宇原猪鼻線	洲本市千草～上物部	現道拡幅	L = 1,080m、W=10.0 m（2 車線）
小路谷千草線	洲本市小路谷	現道拡幅・バイパス	L = 640m、W=10.0 m（2 車線）
加茂中央線	洲本市宇山	現道拡幅	L = 130m、W=12.0 m（2 車線）
下内膳線	洲本市桑間～下内膳	バイパス	L = 380m、W=11.0 m（2 車線）
山神線	洲本市上物部	現道拡幅	L = 980m、W=12.5 m（2 車線）
納長手線	洲本市納	現道拡幅	L = 160m、W=4.0 m（1 車線）

農道整備

路線名	事業場所	概要	
広域営農団地農道整備事業（南淡路地区 オニオンロード）	南あわじ市阿万上町～洲本市千草	農道新設	L = 17,000m（2 車線）

交通安全施設

路線名	事業場所	概要	
（一）広田洲本線	洲本市　大野	歩道設置	L =400m、片側

海岸整備

名称	事業場所	概要	
洲本港海岸（大浜地区）	洲本市海岸通	防潮堤嵩上げ等	L =0.8km

河川整備

事業種別	事業場所	概要	
河川	（二）千草川	河川改修	L =2,500m　掘削 他
河川	（二）洲本川	高潮対策	L =500m　護岸 他

下水道整備

事業種別	事業場所	概要
下水道	潮地区	汚水整備
下水道	桑間地区	汚水整備
下水道	桑間地区	雨水整備

公共交通

事業種別	事業場所	概要
公共交通網	洲本市千草	地域内交通の導入
公共交通網	洲本市大野	地域内交通の導入
公共交通網	洲本市鮎屋	地域内交通の導入

5-3 洲本南部地域

（1）地域の情報

■洲本南部地域の情報

道路	高速道路 ,IC	—
	一般国道	—
	主要地方道・一般県道	主要地方道洲本灘賀集線、一般県道畑田組栄町線、 一般県道相川下清水線
	その他の主な道路	—
主要な施設		由良支所、由良港、淡路広域消防事務組合洲本消防署由良出張所
文化財・観光資源		立川水仙郷、モンキーセンター、成ヶ島、生石梅林、生石展望台、 由良要塞砲台跡、エトワール生石
自然、公園		瀬戸内海国立公園、生石公園

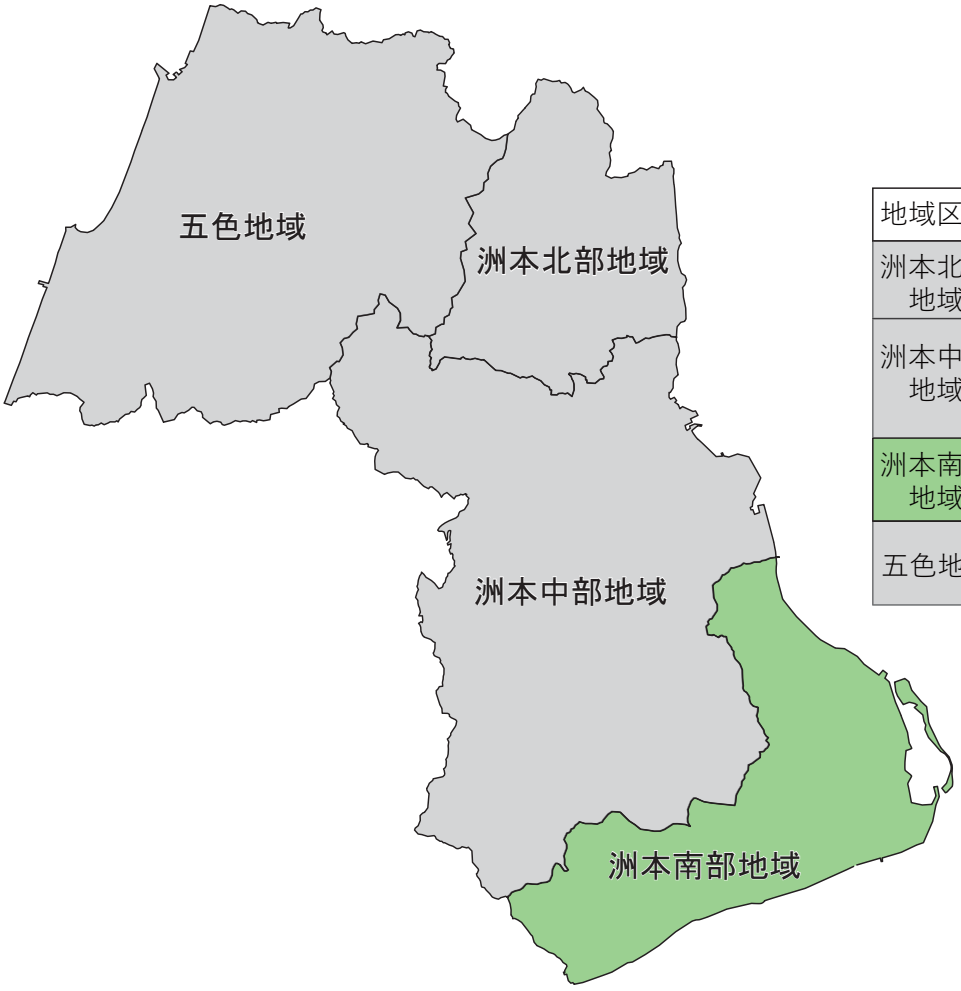

地域区分	該当地区
洲本北部地域	中川原・安乎
洲本中部地域	内町・外町・潮・物部・ 上物部・小路谷・千草・ 加茂・大野・納・鮎屋
洲本南部地域	上灘・由良
五色地域	都志・鮎原・広石・ 鳥飼・堺

■位置図

（2）地勢

本地域は、市域の南東部に位置し、大阪湾に面しています。

多くの面積を森林が占め、海岸に面した由良港を中心に市街地が形成され、その周辺には農業地域が広がっています。

地域の臨海部を（主）洲本灘賀集線が縦断しています。

（3）人口・世帯数及び将来人口の推移

昭和 60（1985）年と比べ、人口・世帯数とも市内で最も減少率が高い地域です。

令和 2（2020）年の老年人口構成比（51.3%）は、市平均（36.8%）より高く、生産年齢人口構成比（42.1%）及び年少人口構成比（6.6%）が、市平均（各 51.7%、10.5%）より低いため、市内の中では年齢層が高い地域です。

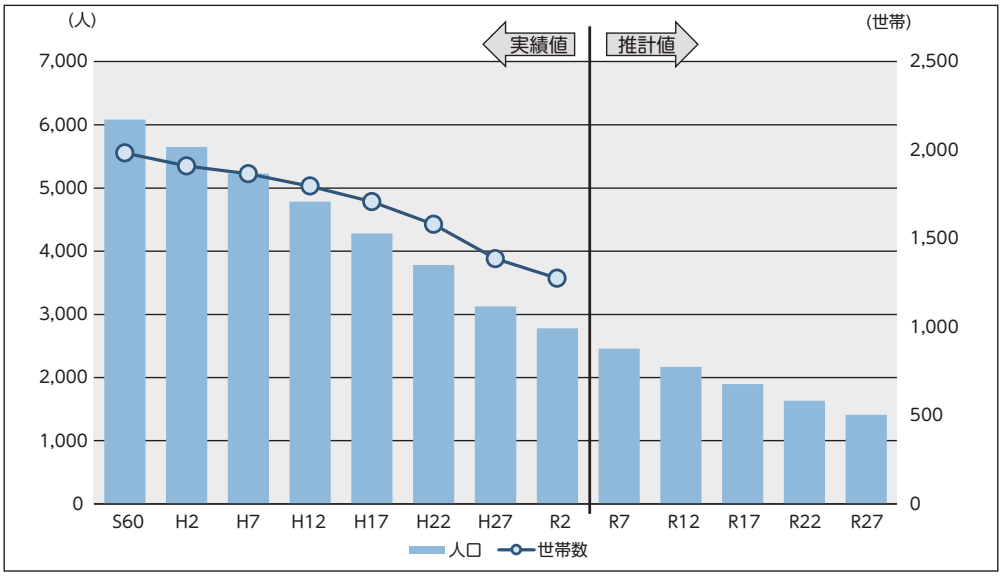

■人口・世帯数の推移

出典：実績値；国勢調査結果
推計値；国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

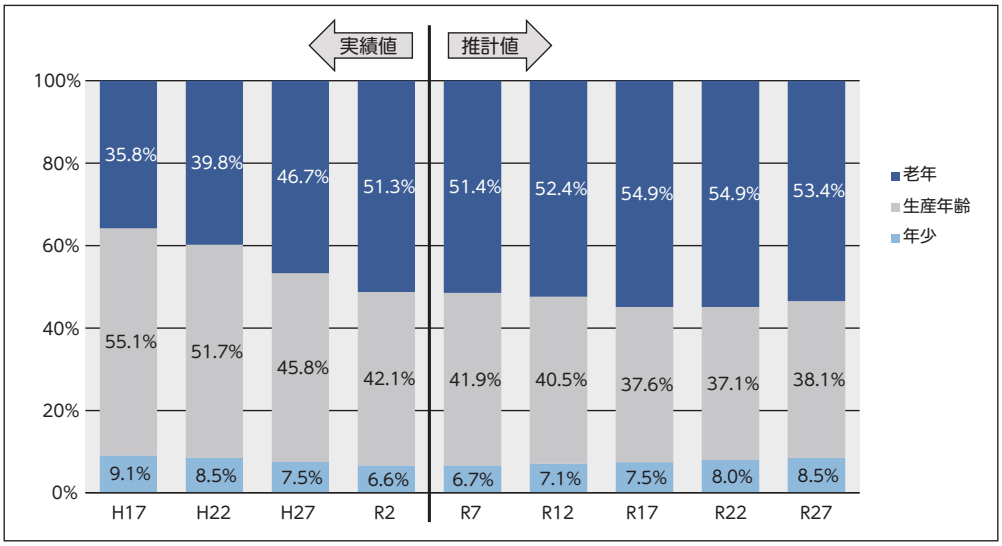

■年齢三区分別人口の推移

出典：実績値；国勢調査結果
推計値；国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

（4）アンケート結果概要

人口	・定住意向割合：約 60%（全市：約 60%） ・住み心地に対する満足度:「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において不満の割合:88.5%（全市：83.4%）↑ ・人口減少高齢化の進展：「空き家や空地が増加する」77.8%（全市：57.7%）↑ ・まちづくりに重要なこと：「若者が定住しやすいまちづくりの推進」9割超（全市：9割超）
産業	・転出する（したい）理由：「働く場所がない」33.3%（全市：28.2%）↑ ・淡路島中央 SIC 周辺の土地利用：「観光交流施設の設置（40.0%）（全市：38.3%）」↑、「企業の誘致（20.0%）（全市：26.4%）」↓
土地利用	・住み心地の満足度：「空き家・空き地」で不満割合：80.0%（全市：84.5%）↓ ・「大規模未利用地の活用」で不満割合：82.3%（全市：78.5%）↑ ・土地利用の進め方：「市街地の空き地などを有効利用する」52.8%（全市：36.8%）↑
建築施設分布	・転出する（したい）理由：「生活が不便」50.0%（全市：56.5%）↓ ・徒歩で行ける範囲で充実させたい施設:「食料･日用品店舗（50.0%）（全市:42.1%）」↑と「診療所、医院（27.8%）（29.4%）」↓
都市施設	・住み心地に対する満足度：「都市施設（河川、公園、道路）の維持」で満足割合 32.3%（全市：43.1%）↓ ・30 代の 60.0%（全市：40.0%）が「公園、緑地」を徒歩圏で充実させたい施設↑
防災	・まちづくりに重要なこと：「防災（耐震・避難場所等）」、「治水対策」（9割超）（全市：9割超）

（5）地域の課題

・地域全体で将来にわたり人口減少傾向が続くと想定されることから、居住環境や集落機能の維持向上を図る取り組みが必要です。
・由良地区の旧集落では､木造の老朽化した建物が密集しているため､居住環境の改善や防災上の対策が必要となっています。
・地域内の多くで商業、医療、福祉施設がカバーされておらず、これらの機能の誘導、もしくは、他地域の都市機能のアクセス性向上が必要です。
・バス利用客の減少に伴い、バスの減便が地域住民の利便性に影響を与えています。
・上灘地区はほとんどが森林で、市街地から離れていていることから、災害発生時には孤立する恐れがあります。
・過疎化や高齢化が著しく進行していることから、地域としての共助機能が低下していることが懸念されます。
・高齢化による農家の担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害などが深刻な問題となっています。
・住民意向では、人口減少高齢化の進展により空き家空き地の増加を懸念する声が非常に高くなっています。

（6）地域の将来像

海や山の恵みを活かしたまちづくり

（7）地域づくりの基本方針

1）土地利用の方針

・港周辺に集落が形成されている由良地区では、地域の拠点となっている公民館を中心に、特に生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。
・不足する都市機能については、各地域拠点との連携によって相互補完します。
・空き家を除却していくことだけでなくゆとりある暮らしのための活用などを検討するとともに、危険な空き家については適正な管理に向けた指導を行います。
・本市の特徴的な産業である農業や観光業といった地場産業の育成を図ります。
・エトワール生石の活用方法を検討します。

2）道路・公共交通の方針

・主要地方道洲本灘賀集線沿道では、円滑な交通の確保と周辺環境に調和する沿道サービス機能の充実を図ります。
・新しいモビリティの導入による活性化支援や、周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。
・新たな情報通信技術の活用によって、路線バスやコミュニティバス等の効率的な運行を図ります。
・ネットワークの連続性の観点から、アワイチルートの整備を目指します。

3）公園・下水道等の整備方針

・公園等は、災害時の避難場所としてだけでなく、心と体の健康を保ち、感染症の拡大を防ぐなど、公衆衛生の観点からもより一層重視されつつあるため、地域住民と連携しながら、維持管理の強化に努めます。

4）自然環境等の保全の方針

・由良地区から上灘地区に至る臨海部では、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。
・成ヶ島、生石地区は、恵まれた自然を活かして、海辺の体験活動、環境貢献活動、都市との交流活動などを進めます。
・農地を維持するため、鳥獣害対策の強化や担い手の育成などに加え、農地の集積・集約化を推進します。また、他業種との連携を図りながら農村地域のコミュニティ維持に努めます。

5）景観形成の方針

・美しい景観づくりに共感する都市住民との交流を進めます。また、農地・里山を管理・整備する担い手を育成することによって、里山や海岸の景観保全に取り組みます。
・瀬戸内海国立公園に指定されている生石公園や成ヶ島の山並み、海岸などの自然景観については、貴重な地域の資源として、その自然景観の保全に努めます。

6）安全安心の方針

・可能な限り、災害リスクの低い区域への居住を誘導するとともに、災害リスクの高い地域においては、土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ、都市の防災性の向上に努めます。
・越波被害が頻発している箇所について、その対策を進めます。
・高潮・大雨による浸水対策として整備されている排水機場・水門等、老朽化している施設については、維持管理に努めるとともに施設の更新についても検討します。
・指定緊急避難場所及び指定避難所では、必要な防災機能の確保に向けた取り組みを進めます。
・ハザードマップなどを活用し、災害時の危険性が高い地域や、避難方法などに関する情報提供及び意識啓発に取り組みます。また、地元消防団等との協働による防災・減災対策を推進します。
・身近な生活道路の整備や適切な維持管理を図るとともに、歩道、通学路の整備や幹線道路の整備を促進し、生活道路への流入車両の抑制を図ります。
・カーブミラーについては、その維持管理に努めることに加え、新たに認められた箇所や、見通しの悪い箇所については随時設置を進めます。あわせて、街灯の維持管理を徹底するなど、交通安全施設の整備を推進します。
・感染症対策のための、新しい生活様式に対応したまちづくりを検討します。

7）その他まちづくりに関する方針

・公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウを活用するなど、活用可能な資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。
・行政、企業、住民の協働による、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。
・町内会組織の活性化に取り組みます。

（8）地域のまちづくり方針図

■地域別方針図（洲本南部地域）

凡　例

【土地利用】
- 広域都市機能誘導ゾーン
- 都市機能集積ゾーン
- 生活利便ゾーン
- 居住誘導ゾーン
- 居住ゾーン
- 工業ゾーン
- 住工協調ゾーン
- 沿道産業ゾーン
- IC周辺ゾーン
- 観光交流ゾーン
- 農村環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

【交通体系】
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 地域幹線道路
- 補助幹線道路
- 環状道路
- 航路（検討中）

【市街地整備】
- 都市機能を誘導する範囲の整備
- 居住を誘導する範囲の整備
- 防災対策の推進
- インターチェンジ周辺の産業拠点形成
- 公有水面埋立事業
- 開発許可による開発
- 住宅団地開発（町施工）

【景観形成】
- 市街地景観
- 歴史的景観
- 自然景観（風致地区）
- レクリエーション景観
- 農山漁村景観
- 景観形成地区
- 広告景観モデル地区
- 緑条例における計画整備地区

【公園・下水道等】
- 公園施設
- 公共下水道認可区域
- 公共下水道供用済区域
- 特定環境保全公共下水道供用済区域

【自然環境等の保全】
- 田園集落
- 森林・丘陵地
- 瀬戸内海国立公園

【安全安心】
- 指定避難所
- 警察署
- 消防署・消防団施設
- 病院
- 準防火地域

【その他】
- 都市計画区域
- 用途地域界
- 行政界

■洲本南部地域におけるおおむね 10 年以内に整備を予定している主な事業等

海岸整備

名称	事業場所	概要
内田海岸	洲本市内田	消波堤　1,060 m レキ養浜　1,170 m

砂防整備

名称	事業場所	概要
由良地区	洲本市由良	待受擁壁工

5-4 五色地域

（1）地域の情報

■五色地域の情報

道路	高速道路 ,IC	—
	一般国道	—
	主要地方道・一般県道	主要地方道洲本五色線、主要地方道福良江井岩屋線（サンセットライン）、主要地方道大谷鮎原神代線、一般県道鮎原江井線、一般県道多賀洲本線、一般県道安乎鮎原線、一般県道鳥飼浦洲本線、一般県道倭文五色線
	その他の主な道路	—
主要な施設		市役所五色庁舎、都志港、風力発電施設、五色図書館（えるる五色）、定住・交流促進センター（鮎愛館）、五色台運動公園（アスパ五色）、洲本市五色地域福祉センター（みやまホール）、淡路広域消防事務組合洲本消防署五色出張所
文化財・観光資源		高田屋嘉兵衛公園（ウェルネスパーク五色）、高田屋顕彰館・歴史文化資料館（菜の花ホール）、五色県民健康村、新都志海水浴場、五色浜、鮎原の棚田、白巣城跡、極楽寺の六面石幢、浄土寺の石造宝篋印塔、鳥飼八幡宮のホルトノキの巨木、あみだ堂の石造五重塔（下堺地区）、上堺の石造五輪塔、河上神社のイブキ、都志大日の石造五輪塔、下堺の築穴古墳、延長寺の石造宝篋印塔
自然、公園		南あわじ市から続く国立公園、五色台運動公園（アスパ五色）、サンセットパーク五色

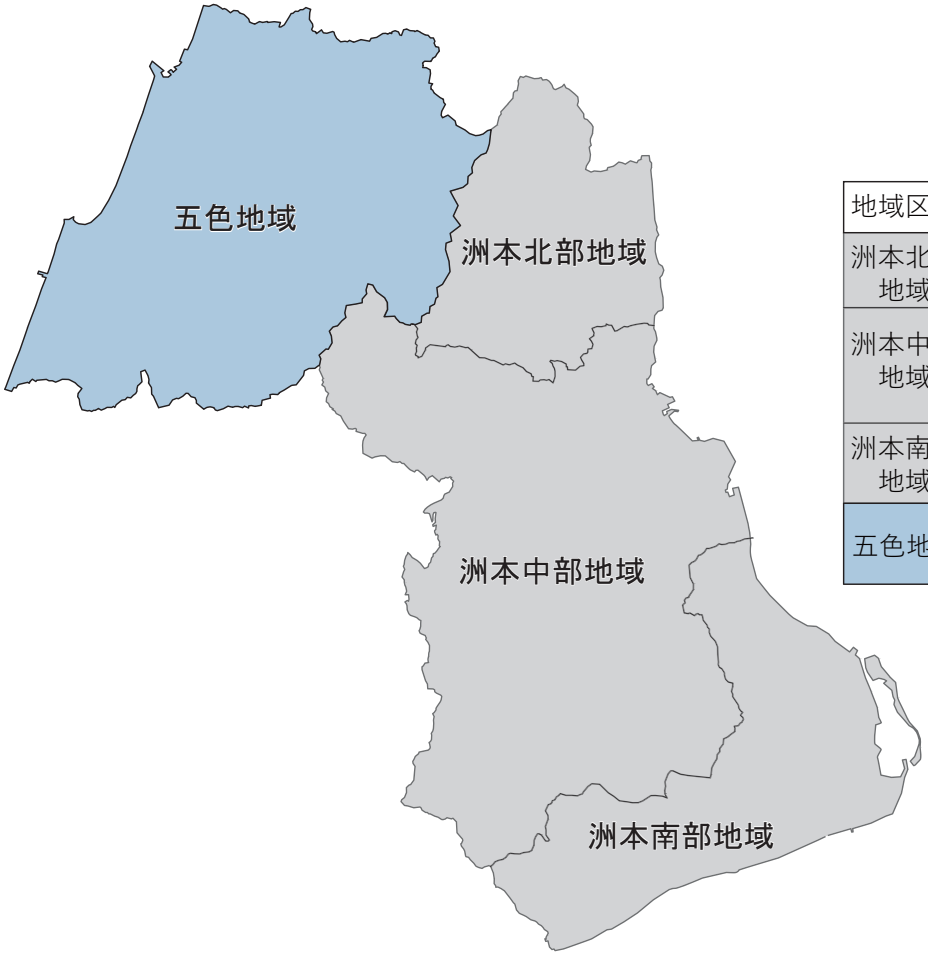

■位置図

地域区分	該当地区
洲本北部地域	中川原・安乎
洲本中部地域	内町・外町・潮・物部・上物部・小路谷・千草・加茂・大野・納・鮎屋
洲本南部地域	上灘・由良
五色地域	都志・鮎原・広石・鳥飼・堺

（2）地勢

本地域は、市域の北西部に位置し、播磨灘に面しています。

東部に先山山系、中部の丘陵地には田園が広がっています。

地域の臨海部を（主）福良江井岩屋線が、中央を（主）大谷鮎原神代線が縦断し、（主）洲本五色線、（一）鳥飼浦洲本線が横断しています。

（3）人口・世帯数及び将来人口の推移

人口・世帯数は平成２（1990）年を底値に増加し、平成 22（2010）年から減少に転じています。

令和２(2020)年の老年人口構成比(38.5%)は、市平均(36.8%)より比較的高く、生産年齢人口構成比(51.1%)が、市平均（51.7%）より低いため、市内の中では年齢層が比較的高い地域です。

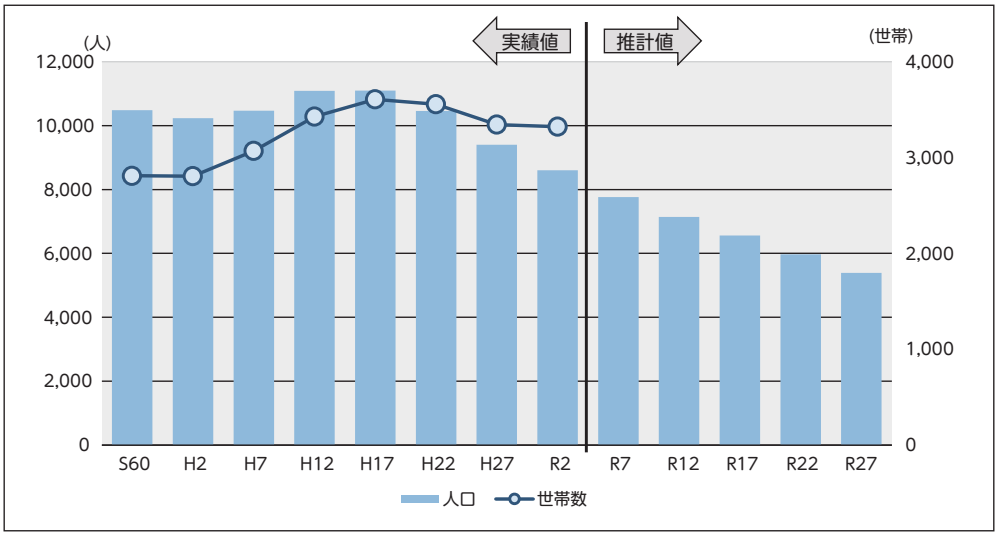

■人口・世帯数の推移

出典：実績値：国勢調査結果
推計値：国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

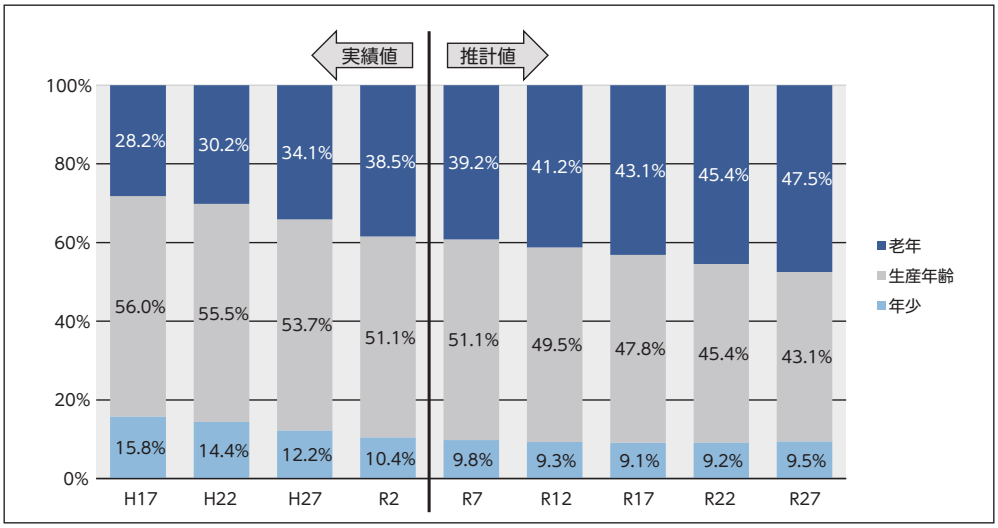

■年齢三区分別人口の推移

出典：実績値：国勢調査結果
推計値：国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年）推計結果

（4）アンケート結果概要

人口	・定住意向割合：約 56%（全市：約 60%）⬇ ・住み心地に対する満足度:「若者が定住しやすいまちづくりの推進」において不満の割合:82.1%（全市：83.4%）⬇ ・人口減少高齢化の進展：「空き家や空地が増加する」55.6%（全市：57.7%）⬇ ・まちづくりに重要なこと：「若者が定住しやすいまちづくりの推進」9割超（全市：9割超）
産業	・転出する（したい）理由：「働く場所がない」34.4%（全市：28.2%）⬆ ・淡路島中央 SIC 周辺の土地利用：「観光交流施設の設置（44.8%）（全市：38.3%）」⬆、「企業の誘致（27.3%）（全市：26.4%）」⬆
土地利用	・住み心地の満足度：「空き家・空き地」で不満割合：87.0%（全市：84.5%）⬆ ・「大規模未利用地の活用」で不満割合：79.5%（全市：78.5%）⬆ ・土地利用の進め方：「市街地の空き地などを有効利用する」21.1%（全市：36.8%）⬇
建築施設分布	・転出する（したい）理由：「生活が不便」75.0%（全市：56.5%）⬆ ・徒歩で行ける範囲で充実させたい施設:「食料･日用品店舗（48.5%）（全市:42.1%）」⬆と「診療所、医院（36.8%）（29.4%）」⬆
都市施設	・住み心地に対する満足度：「都市施設（河川、公園、道路）の維持」で満足割合 43.9%（全市：43.1%）⬆ ・30 代の 22.6%（全市：40.0%）が「公園、緑地」を徒歩圏で充実させたい施設⬇
防災	・まちづくりに重要なこと：「防災（耐震・避難場所等）」、「治水対策」（9割超）（全市：9割超）

（5）地域の課題

・五色地域全体で将来にわたり人口減少傾向が続くと想定されることから、集落機能の維持が課題となっています。

・（主）大谷鮎原神代線沿いに整備された住宅団地や沿道の集落、堺地区などでは商業施設が、また、広石地区で医療施設が充分とは言えません。

・高齢化による農家の担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害などが深刻な問題となっています。

・都志川の河口部に都志地区の中心部が位置するため､依然として洪水の浸水想定区域が残ったままとなっており、水害リスクの低減のためハード、ソフトの両面の施策の検討が必要となっています。

・地域の公園など、自主管理が困難になってきています。

・住民意向では、空き地の活用より集落の整備や農業振興による農地の保全を希望する声が高くなっています。また不便であることを転出の理由に挙げている意見が他地域より多く見られました。さらに、徒歩で歩ける範囲に食料日用品店舗や医療施設を希望する声が他地域より多くみられました。

（6）地域の将来像

西海岸を活かしたまちづくり

（7）地域づくりの基本方針

1）土地利用の方針

・地域の代表的な公共機能等が集約され、都志川下流部・都志港周辺に発達した都志地区や鮎原地区では、生活上重要となる健康・福祉機能と観光機能の充実を図ります。
・不足する都市機能については、各地域拠点または隣接市との連携によって相互補完します。
・空き家を除却していくことだけでなくゆとりある暮らしのための活用などを検討するとともに、危険な空き家については適正な管理に向けた指導を行います。
・本市の特徴的な産業である農業や観光業といった地場産業の育成を図ります。
・医療体制の充実に向けて検討します。
・アスパ五色については花と緑があふれる交流の拠点づくりを目指します。
・ウェルネスパーク五色は、淡路島西海岸の地域活性化拠点施設として「道の駅」の整備による地域の活性化を目指します。

2）道路・公共交通の方針

・主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道大谷鮎原神代線沿道では、円滑な交通の確保と周辺環境に調和する沿道サービス機能の充実を図ります。
・現在運行している五色地域コミュニティバスの維持充実に努めます。加えて、新しいモビリティの導入による活性化支援や、周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。
・新たな情報通信技術の活用によって、路線バスやコミュニティバス等の効率的な運行を図ります。
・ネットワークの連続性の観点から、アワイチルートの整備を目指します。

3）公園・下水道等の整備方針

・公園等は、災害時の避難場所としてだけでなく、心と体の健康を保ち、感染症の拡大を防ぐなど、公衆衛生の観点からもより一層重視されつつあるため、地域住民と連携しながら、維持管理の強化に努めます。
・地域の活性化のために利用されている公園などの維持管理について支援を検討します。

4）市街地整備の方針

・都志川下流部・都志港周辺では、自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用の推進とともに生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、住環境の向上を図ります。

5）自然環境等の保全の方針

・五色地域では、農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図るとともに、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持･創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。
・豊かな自然を枯渇させることがないよう、市街地内外において環境負荷が少ないまちづくりを進めます。
・都志地区から鳥飼地区に至る臨海部では、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。
・色彩豊かな五色浜では、海辺の体験活動、環境貢献活動、都市との交流活動などを推進します。
・農地を維持するため、鳥獣害対策の強化や担い手の育成などに加え、農地の集積・集約化を推進します。また、他業種との連携を図りながら農村地域のコミュニティ維持に努めます。

6）景観形成の方針

・ウェルネスパーク五色等においては、海や山の景観を活かしたリゾートやレクリエーションの場として、明るく活気のある街なみ景観の形成を図ります。
・美しい景観づくりに共感する都市住民との交流を進めます。また、農地・里山を管理・整備する担い手を育成することによって、里山や海岸の景観保全に取り組みます。

7）安全安心の方針

・可能な限り、災害リスクの低い区域への居住を誘導するとともに、災害リスクの高い地域においては、土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ、都市の防災性の向上に努めます。
・地域に多数存在するため池について、防災対策を推進します。
・指定緊急避難場所及び指定避難所では、必要な防災機能の確保に向けた取り組みを進めます。
・ハザードマップなどを活用し、災害時の危険性が高い地域や、避難方法などに関する情報提供及び意識啓発に取り組みます。また、地元消防団等との協働による防災・減災対策を推進します。
・身近な生活道路の整備や適切な維持管理を図るとともに、歩道、通学路の整備や幹線道路の整備を促進し、生活道路への流入車両の抑制を図ります。
・カーブミラーについては、その維持管理に努めることに加え、新たに認められた箇所や、見通しの悪い箇所については随時設置を進めます。あわせて、街灯の維持管理を徹底するなど、交通安全施設の整備を推進します。
・感染症対策のための、新しい生活様式に対応したまちづくりを検討します。

8）その他まちづくりに関する方針

・公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウを活用するなど、活用可能な資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。
・行政、企業、住民の協働による、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。
・町内会組織の活性化に取り組みます。

（8）地域のまちづくり方針図

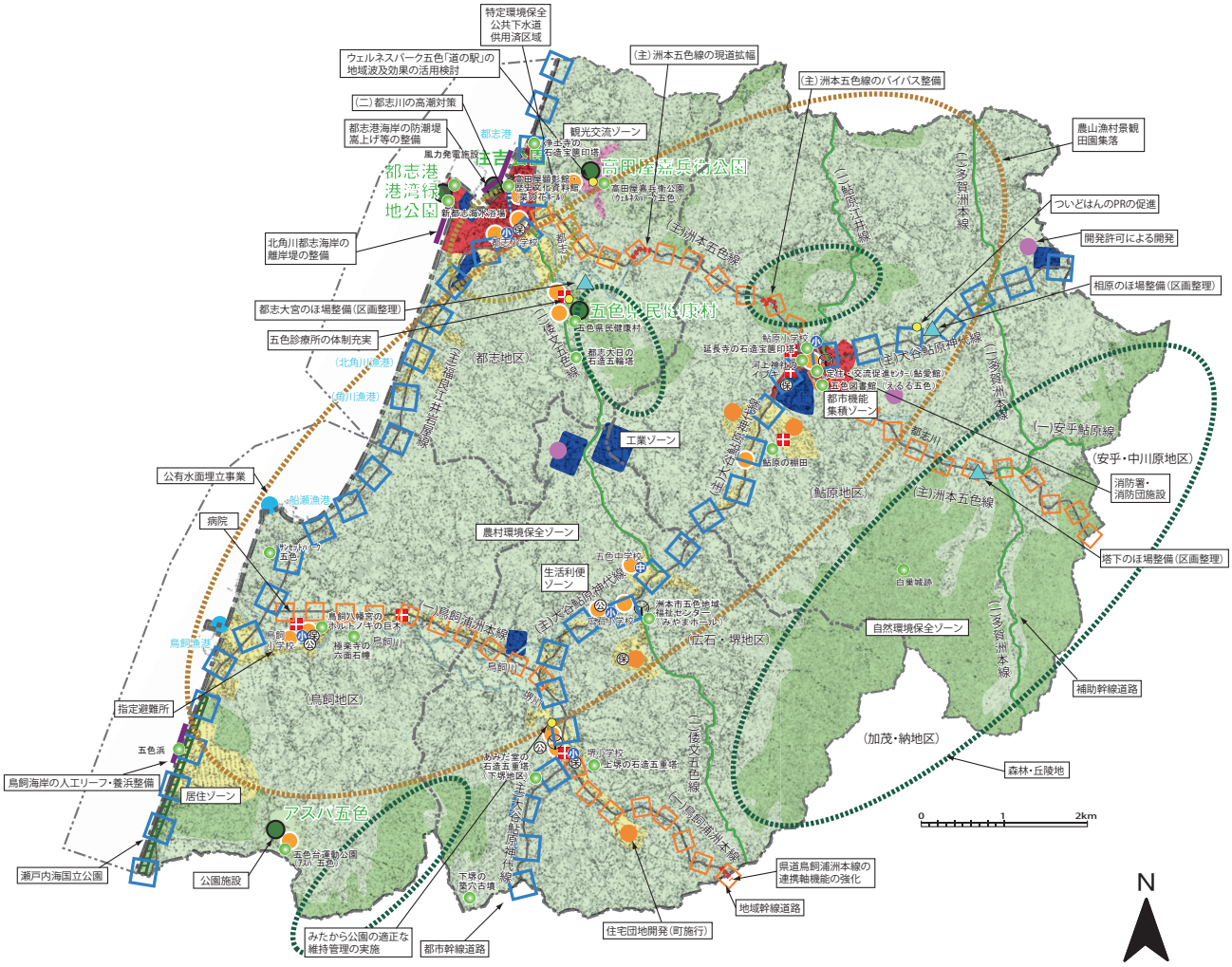

■地域別方針図（五色地域）

凡　例

【土地利用】
- 広域都市機能誘導ゾーン
- 都市機能集積ゾーン
- 生活利便ゾーン
- 居住誘導ゾーン
- 居住ゾーン
- 工業ゾーン
- 住工協調ゾーン
- 沿道産業ゾーン
- IC周辺ゾーン
- 観光交流ゾーン
- 農村環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

【交通体系】
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 地域幹線道路
- 補助幹線道路
- 環状道路
- 航路（検討中）

【市街地整備】
- 都市機能を誘導する範囲の整備
- 居住を誘導する範囲の整備
- 防災対策の推進
- インターチェンジ周辺の産業拠点形成
- 公有水面埋立事業
- 開発許可による開発
- 住宅団地開発（町施工）

【景観形成】
- 市街地景観
- 歴史的景観
- 自然景観（風致地区）
- レクリエーション景観
- 農山漁村景観
- 景観形成地区
- 広告景観モデル地区
- 緑条例における計画整備地区

【公園・下水道等】
- 公園施設
- 公共下水道認可区域
- 公共下水道供用済区域
- 特定環境保全公共下水道供用済区域

【自然環境等の保全】
- 田園集落
- 森林・丘陵地
- 瀬戸内海国立公園

【安全安心】
- 指定避難所
- 警察署
- 消防署・消防団施設
- 病院
- 準防火地域

【その他】
- 都市計画区域
- 用途地域界
- 行政界

■五色地域におけるおおむね 10 年以内に整備を予定している主な事業等

道路整備

路線名	事業場所	概要	
（主）洲本五色線	洲本市五色町鮎原南谷	バイパス	L=200m（2 車線）
（主）洲本五色線	洲本市五色町都志大宮	現道拡幅	L=220m（2 車線）
美の越線	洲本市五色町都志大宮 ～五色町鮎原小山田	現道拡幅・バイパス	L = 2,550m、W=5.0 m（1 車線）
角川中央線	洲本市五色町都志角川	現道拡幅	L = 450m、W=4.0 m（1 車線）

海岸整備

名称	事業場所	概要	
北角川都志海岸	洲本市五色町都志万歳	護岸	200m
都志港海岸	洲本市五色町都志	防潮堤嵩上げ等	L=0.1km
鳥飼海岸	洲本市五色町鳥飼	人工リーフ・養浜	700m

ほ場整備

事業種別	事業場所	概要
塔下	洲本市五色町鮎原塔下	区画整理 A=37ha
都志大宮	洲本市五色町都志大宮	区画整理 A=20ha
相原	洲本市五色町鮎原下・中邑	区画整理 A=26ha

河川整備

事業種別	事業場所	概要
河川	（二）都志川	高潮対策 L=200m 護岸 他

公園整備

事業種別	事業場所	概要
高田屋嘉兵衛公園 （ウェルネスパーク五色）	洲本市五色町都志	「道の駅」 特産品販売施設 道の駅休憩施設　他

第6章 実現化に向けて

（1）都市計画の決定・変更

1）用途地域の指定及び見直し

建築物の用途、建蔽率・容積率及び高さ等を規制する用途地域については、立地適正化計画で指定した誘導区域等と、用途指定や土地利用状況との乖離が著しい場所や道路整備の進捗等に合わせ見直しを検討します。

また、大規模な土地利用転換を進める地区においては、目指す土地利用を考慮した上で適切な用途地域を指定します。

2）その他の地域地区の指定

自然環境、防災及び都市景観の面において貴重な緑地等については、風致地区等に指定し、地域制緑地として保全を図ります。

3）都市施設の計画決定又は変更

道路、公園、下水道等の都市施設については、既決定施設の計画的な整備を進めるとともに、機能的かつ計画的に施設配置を行う必要がある場合には、新たな都市計画決定を検討します。

なお、長期間未整備であり、今後も整備する必要性や実現性が低いと判断される都市施設に関しては、決定当初の目的や役割、周辺地域における代替機能の有無、変更等による影響の有無等を勘案しつつ、変更や廃止について検討を行います。

（2）市民・事業者との連携・協働

1）都市計画・まちづくりに関する情報発信

①都市計画・まちづくりに関する市民ニーズの把握

パブリックコメント、公聴会等を通じて市民意見の聴取を行うとともに、各種情報媒体（ホームページ・市報等）を通じて、日頃から都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

②都市計画・まちづくりに関する手法や制度の周知

地域が主体となったまちづくりの中心的かつ効果的な手法となる地区計画や各種協定の情報発信に努め、制度等の活用を推進します。

さらに、地域の課題に気づき、今後のまちづくりに関心を持った地域の要望に応じて、都市計画やまちづくりに関する勉強会等を開催するほか、職員による出前講座の開催や、県事業である専門家派遣の活用を通じ、地域の要望に応じたきめ細かな支援を行います。

2）市民が主体となったまちづくりの推進

①地域等との協働

「まちづくりの主役は市民である」との理念に基づき、地域との適切な役割分担のもと、自治会やコミュニティ組織等との連携を深めながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

なお、自治会加入者数が減少傾向にあることから、自治会加入を促進するほか、多様な広報手段により、地域を支える自治会の重要性を周知していきます。

さらに、市民協働を推進するため、市民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、市民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、市民相互の情報交換を促進します。

②コミュニティ活動拠点の整備

地域活動の拠点である集会所については、修繕費の補助を行うとともに、地域に存在する空き家・空き店舗等の活用を含め、地域の集会施設、活動拠点の確保を支援します。

公民館については、その運営を支援するとともに、修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進み、建て替えの時期を考慮する施設については、他の公共的機能を合わせる等、施設の複合化についても検討します。

3）官民連携によるまちづくりの推進

①民間事業者による地域活動の促進

清掃活動、環境活動、イベント運営等、民間事業者が主体となった地域活動を促進するほか、市民が主体となった地域のまちづくりに対しても民間事業者参画を働きかけていきます。

②社会資本の整備・社会的課題の解決に向けた官民連携の推進

公共施設の整備・更新・維持管理・運営を検討する際には、民間事業者の資金やノウハウを積極的に活用することを検討します。さらに、官民連携による社会的課題の解決に向け、民間事業者の提案、参画を積極的に受け入れることとします。

（3）都市づくりにおける広域連携

市民の生活圏や経済圏の広がり、さらに国内外にわたる様々な活動領域の広がりを踏まえ、都市計画だけでなく様々な行政分野において、地域活性化や交流の促進、住民サービスの向上等の観点から、近隣市や神戸方面、四国方面等の自治体との広域的な連携を図ります。

（4）適正な指導・手続きの運用

1）適正な開発・建築に対する指導

安全で快適なまちづくりを進めるため、都市計画法、建築基準法及び宅地開発行為に関する指導条例等に基づき、適正な開発を指導します。

また、地区計画、建築協定を活用し、壁面後退、生垣の設置、色彩の管理等の建築規制を行い、居住環境の保全及び向上に努めます。

2）良好な景観形成に対する指導

「景観の形成等に関する条例（兵庫県）」「洲本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の適正な運用や「古茂江海岸地区ガイドライン」の活用を図り、良好な景観形成に努めます。さらに、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき違反広告物に対する是正指導に努めます。

（5）計画の評価・見直しについて

1）中間年次における評価

計画策定後は、都市計画基礎調査の実施時期や総合計画の施策評価のタイミングと整合を図りつつ、おおむね５年後に施策・事業の実施状況について確認を行います。

また、計画策定後おおむね 10 年が経過した段階で、施策や事業の進捗状況に加え、社会情勢の変化や住民意向の変化を勘案し、必要があると判断される場合には計画内容全体について見直すこととします。

なお、これら評価及び見直しに当たっては、Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）サイクルを実施し、計画の目標を着実に実現していきます。

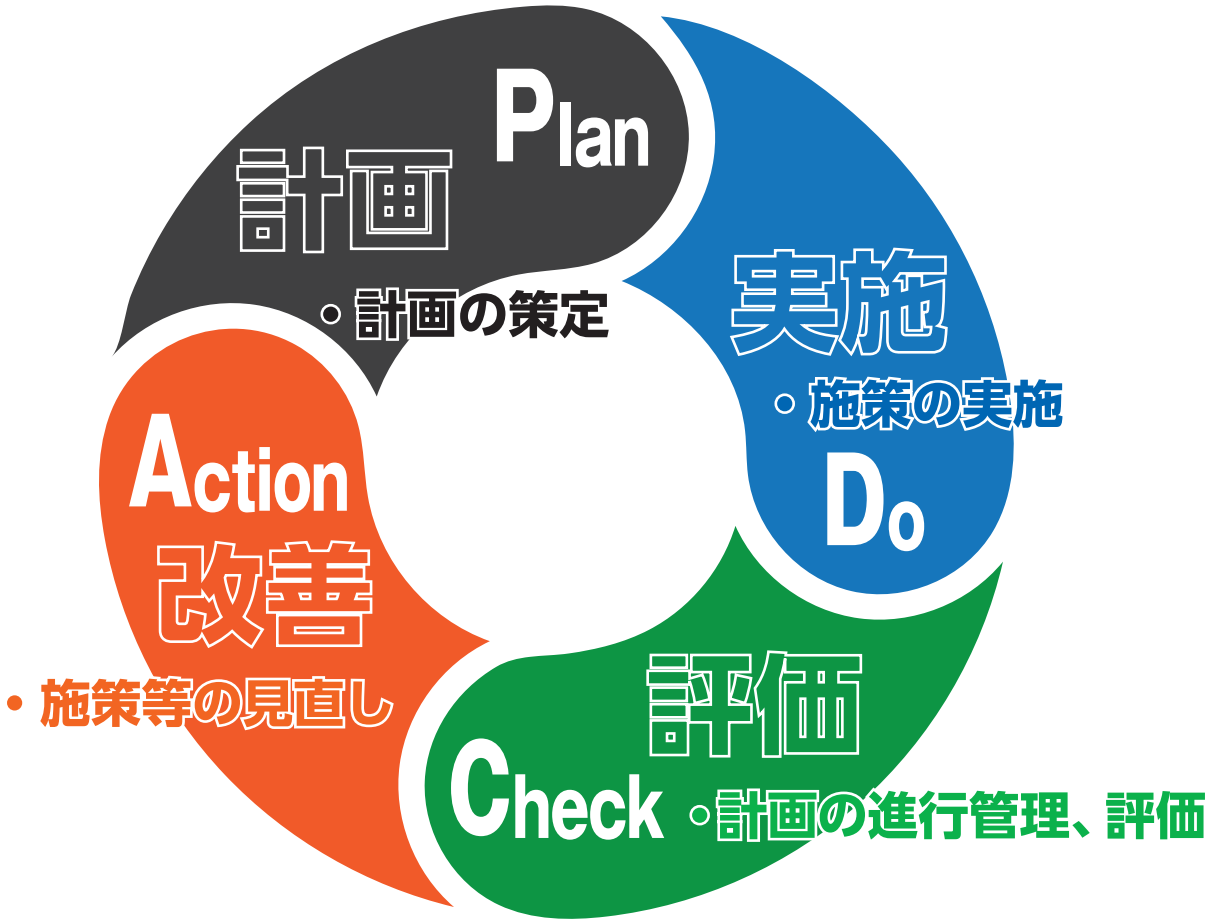

■ＰＤＣＡサイクル

2）その他必要が生じた場合の見直し

今後、本市の上位計画の改定により目指すべき将来像や都市構造が大きく変化する場合や、不測の災害・事故等により土地利用や都市施設の配置そのものを大きく見直す必要がある場合は、中間年次・目標年次によることなく適宜計画を見直します。

また、都市計画法等の改正により、都市計画マスタープランの構成や内容等が大きく変更される場合は、原則として中間年次・目標年次のタイミングを捉えて計画を見直します。

用語集（五十音順）

あ行	
あきやとうたいさくけいかく 空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき市町村が定める計画で、市町村内の空家等の状況や課題を明らかにするとともに、空家等対策に関する基本的な方針や対策を示すもの。
あくせす アクセス	対象とする場所に近づくこと、またはそこに至る交通の便。
あわいちるーと アワイチルート	淡路島の外周を右回りに一周する、約 150km のサイクリングコース。
インターチェンジ インターチェンジ（IC）	複数の道路を連結路で接続する立体交差部分の施設で、主に一般道と高速道路とを繋ぐ出入り口を指す。
いんばうんど インバウンド	訪日外国人の旅行。日本に外国人が訪れてくる旅行のこと。
いんふら インフラ	インフラストラクチャーの略で、道路・鉄道・港湾・ダム・上下水道・通信施設など、公共の福祉のための基盤となる施設のこと。
えこつーりずむ エコツーリズム	「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。」と定義され、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みをいう。
えすでぃーじーず（じぞくかのうなかいはつもくひょう） SDGs （持続可能な開発目標）	平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年に向けた開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されている。 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済･社会･環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。
えぬぴーおー NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称。法人格の有無に関わらず、福祉・環境・まちづくりなどの一定のテーマを持って、公益的な活動をする団体のこと。
えんどうさーびす 沿道サービス	道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設､休憩所（レストラン、食堂、喫茶店等）又は給油所等。
おーぷんすぺーす オープンスペース	公園や児童遊園等の住民の憩いの場として、また災害時には避難場所等として機能する空間のこと。これらの機能を持つ農地や民間大規模施設の開放空間等を含む、建築物などによって覆われていない土地の総称。
おにおんろーど オニオンロード	兵庫県が整備を進める、洲本市郊外と南あわじ市の農業地帯を結ぶ広域農道のこと。
おんしつこうかがす 温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の７種類が対象となっている。

か行	
かいはつきょか 開発許可	市街化区域において、建築物等の建築等を目的とした造成工事に対し、一定の技術基準を確保するための許可制度のこと。また、市街化調整区域においては、造成工事の技術的基準を確保する目的のほか、市街化を抑制するための立地基準を設定した許可制度のこと。
かいはつこうい 開発行為	主として、（１）建築物の建築、（２）第１種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、（３）第２種特定工作物（ゴルフコース、１ha 以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
がいらいしゅ 外来種	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指し、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的外来種という。

か行	
がっぺいしょりじょうかそう 合併処理浄化槽	水洗トイレからの汚水（し尿）と台所、風呂、洗濯排水等の生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。
かんきょうふか 環境負荷	環境に与えるマイナスの影響を指すが、特に、環境基本法では、同法第２条第１項において、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定められている。
かんこく 勧告	ある事柄を申し出て、その申出に沿う相手方の処置を勧め、又は促す行為。
かんせんどうろ 幹線道路	都市の骨格をなす道路で、広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路。
きそんすとっく 既存ストック	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの施設のこと。
きょうじんか 強靭化	災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつようにすること。
きょうどう 協働	市民、事業者、NPO 等の各種団体、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取組や事業について、対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
きょじゅうゆうどうくいき 居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のこと。
ぐりーんいんふら グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことで、昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつある
ぐりーんつーりずむ グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。
けいかんけいせいちく 景観形成地区	兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、優れた景観を創造又は保全する必要がある区域を指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準などを定める制度。
けいかんのけいせいとうにかんするじょうれい（けいかんじょうれい） 景観の形成等に関する条例（景観条例）	恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、将来に伝えるため、景観に影響を及ぼす行為の届出などに関して必要な事項を定め、魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的として定められた兵庫県の条例。
げんさい 減災	災害時において発生し得る被害を最小限化するための取組み。 「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取組みであるのに対して、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。
けんちくきょうてい 建築協定	建築基準法に基づく協定で、同法で定められた基準に上乗せする形で設けられるもの。建築における最低基準を全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させ、住宅地としての環境、商店街や工業団地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するため、土地所有者などの合意により締結するもの。
けんぺいりつ 建蔽率	敷地面積（建物を建てる土地の面積）に対する建築面積（建物を真上から見たときの面積）の割合。
こーでぃねーと コーディネート	物事を調整すること。間に立ってまとめること。
こうえんりょくち 公園緑地	公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。
こうきょうげすいどう 公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市町村が管轄する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

か行	
こうきょうしせつ 公共施設	本市が設置・管理する学校や市営住宅などの建築物の総称。
こうきょうしせつとう 公共施設等	公共施設とインフラ施設の総称。
こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく 公共施設等総合管理計画	厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画。
こうさくほうきち 耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。
こうずい 洪水	河川の堤防から水があふれ、または堤防が決壊して家屋や田畑が浸水すること。
こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域	降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。
こうつうけっせつ（きのう・てん） 交通結節（機能・点）	鉄道駅やバスターミナルなどが有する、複数の交通機関間の乗り換え・乗り継ぎに関する機能及び場所のこと。 代表的な施設として、乗降施設や駐輪場、タクシープール、乗り換え案内表示、乗り換え待ちスペースなどがある。
こうつうじゃくしゃ 交通弱者	子供や高齢者等運転免許を保有していなかったり自家用車を保有しておらず、自動車中心社会において移動を制約される人。
こうつうねっとわーく 交通ネットワーク	鉄道・路線バスや、道路など、人や物の輸送手段の組み合わせにより形成されるネットワークのこと。
こうりゅうじんこう 交流人口	地域に訪れる（交流する）人数のこと。地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなどがある。
こうれいか 高齢化	全人口に高齢者（65 歳以上）の占める割合を「高齢化率」というが、この割合が７％を超えた社会を「高齢化社会」、14％を超えた社会を「高齢社会」、21％を超えている社会を「超高齢社会」と国連で規定している。
こみゅにてぃ コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動や、そのまとまり。
こみゅにてぃばす コミュニティバス	市などの自治体が、住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。 公共交通空白地域において公共交通サービスを提供するものの他、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などがある。
こんぱくとぷらすねっとわーく コンパクトプラスネットワーク	都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクトなまちづくりの実現を図ること。

さ行	
さいがい 災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、渇水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物資の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害。 このうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。
さいせいかのうえねるぎー 再生可能エネルギー	限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。
さいくる・あんど・ばすらいど サイクル・アンド・バスライド	自転車でバス停に行き、バスに乗り換えて目的地に向かうシステム。

さ行	
しがいち **市街地**	家屋、商業施設や商店・商店街が密集した土地、区域をいう。 都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。
じしゅぼうさいそしき **自主防災組織**	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
じしゅうんこうばす **自主運行バス**	バス事業者やタクシー事業者による十分な運送サービスが提供されない場合に、国の登録を受けて市町村が自家用自動車で行う有償還送サービスのこと。
しぜんかんきょう **自然環境**	日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
しぜんてきとちりよう **自然的土地利用**	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。
していかんりしゃ **指定管理者**	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度のこと。
していきんきゅうひなんばしょ **指定緊急避難場所**	災害の危険から命を守るために避難する場所。 災害対策基本法に基づいて、洪水や津波など災害の種類ごとに一定の基準を満たす施設または場所を、市町村長があらかじめ指定する。
していひなんじょ **指定避難所**	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設のこと。
しど **市土**	市の区域内における土地、水、自然等の資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。
しどりよう **市土利用**	土地、水、自然という側面からみて、市土を利用すること。 土地利用に比較して、市土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
じゅうたくすとっく **住宅ストック**	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
じゅうたくち **住宅地**	「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。
じゅんかんがたしゃかい **循環型社会**	廃棄物の発生を抑制し、再利用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環することで、環境負荷をできる限り低減する社会。
しょうしこうれいか **少子高齢化**	出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。
じんこう **人口**	当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に３か月以上にわたって居住しているか、又は３か月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
じんこうしゅうちゅうちく（でぃーあいでぃー） **人口集中地区（DID）**	国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が１㎢当たり約 4,000 人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が 5,000 人以上となる区域。
しんすいくうかん **親水空間**	地域住民が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。
しんすいそうていくいき **浸水想定区域**	河川の氾濫や局所的な豪雨などによって雨水の排除ができないことによる出水、高潮や津波による氾濫が起きた場合に、浸水が想定される区域。

さ行	
しんすもとしそうごうけいかく 新洲本市総合計画	本市のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、新しい市政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針である。 平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間を計画期間とした「洲本市総合基本計画」に引き続き、「豊かな自然とやさしさあふれる　暮らし共創都市・洲本」を将来都市像として 2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までの 10 年間を計画期間として策定された。
しんりん 森林	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）である。
しんりんしげん 森林資源	資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。
すいけい 水系	地表の水の流れの系統。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河等も含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。
すいめん・かせん・すいろ 水面・河川・水路	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分である。
すいげんかんよう 水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されることをいう。
すとっく ストック	蓄え、資産のこと。社会資本整備の分野では、道路や港湾、上下水道、公園などの社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。
（としの）すぽんじか （都市の）スポンジ化	空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生し、多数の穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。
すまーといんたーちぇんじ スマートインターチェンジ（SIC）	高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう設置された、ETC 専用の簡易型インターチェンジのこと。簡易型 ETC ゲートによる無人料金所として運用されるため、従来の料金所よりも低コストで導入と管理が可能である。
せいかつかんきょう 生活環境	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活を取り巻く環境をいう。
せいかつりべんしせつ 生活利便施設	スーパ、コンビニエンスストア、金融機関、医療・福祉施設など、生活に必要な様々な施設のこと。
せいさんねんれいじんこう 生産年齢人口	年齢別人口のうち、労働力の中核をなす 15 歳以上 64 歳未満の人口。
せいたいけい 生態系	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念をいう。
せいたいけいねっとわーく 生態系ネットワーク	保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等が有機的に繋がっている状態をいう。これらを形成することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。
せいぶつたようせい 生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのことをいう。3,000 万種ともいわれる多様な生物一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きているとする考え方。
せたい 世帯	住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。
そうごうけいかく 総合計画	市町村のまちづくりの総合的な指針となる計画で、市町村の最上位の計画である。目指すべきまちの将来像やまちづくりの方向性などを示す基本構想、基本構想を実現するための政策（施策）などを示す基本計画、具体的な事業計画を示す実施計画で構成される。

た行	
だいにそうぎょう **第二創業**	事業者の新たな事業展開推進を図るため、経営者等が業態転換したり新しい事業へ進出して起業する取組のこと。
ためんてききのう **多面的機能**	農業生産活動を通じて発揮される多面的機能とは、土地の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全・育成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。 森林の有する多面的機能とは、土地の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。
ちいきこうきょうこうつうもうけいせいけいかく **地域公共交通網形成計画**	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき地方公共団体が定める計画で、地域内における公共交通の利便性の向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指すため、公共交通に関する施策の方向性などを定めるもの。
ちいきさんぎょう **地域産業**	その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。
ちいきしげん **地域資源**	土地、水、自然等の国土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものをいう。
ちいきせいりょくち **地域制緑地**	法律や条例などにより指定され、土地利用の規制によって保全された緑地のこと。
ちくけいかく **地区計画**	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。
ちほうそうせい **地方創生**	各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくり、魅力あふれる地方のあり方を築くこと。
ちょうじゅうひがい（ちょうじゅうがい） **鳥獣被害（鳥獣害）**	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害をいう。
ちょうじゅみょうか **長寿命化**	将来にわたって必要な施設・インフラの機能を発揮し続けるための取り組み。
ていたんそしゃかい **低炭素社会**	地球温暖化の緩和を目的として、二酸化炭素の排出が少ない社会を目指した社会づくりのこと。
でんえんきょじゅうちいき **田園居住地域**	住居系用途地域の一類型。 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発 / 建築規制を通じてその実現を図る。
とし **都市**	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域。
としか **都市化**	人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくことをいう。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。
としきのう **都市機能**	スーパー、コンビニエンスストアといった生活利便施設をはじめ、居住、商業、工業、教育・文化、レクリエーション、行政、交通など、都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割及びそのための施設。
としきばん **都市基盤**	道路や公園、上下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
としけいかく **都市計画**	健康で文化的な生活をおくることを目的として都市を計画し、建設すること。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第２章の規定に従い定められたもの。
としけいかくくいき **都市計画区域**	都市計画法に基づき、都市計画（区域区分、都市施設、市街地開発事業など）を定める範囲のことで、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。
としけいかくくいきますたーぷらん **都市計画区域マスタープラン**	都市計画法に基づき、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画マスタープランの指針となるもの。

た行	
としけいかくけってい **都市計画決定**	用途地域や都市施設などの都市計画に関する事項について、都市計画法に基づき、正式に決定すること。
としけいかくこうえん **都市計画公園**	都市計画区域内において、都市計画法第 11 条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された公園のこと。
としけいかくどうろ **都市計画道路**	都市計画区域内において、都市計画法第 11 条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された道路のこと。
としけいかくほう **都市計画法**	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
としこうえん **都市公園**	都市公園法第２条に基づく公園または緑地のことで、国、自治体が設置する。身近なものから広域的なものまで、様々な規模、種類のものがある。
としこうぞう **都市構造**	都市全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表したもの。
としししせつ **都市施設**	道路、公園、下水道など、都市における諸活動や生活を支えるために必要な施設。
としてきとちりよう **都市的土地利用**	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。
どしゃさいがいけいかいくいき **土砂災害警戒区域** どしゃさいがいとくべつけいかいくいき **土砂災害特別警戒区域**	(警戒区域) 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。 (特別警戒区域) 土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。
とちくかくせいりじぎょう **土地区画整理事業**	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道略や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業のこと。

な行	
なんかいとらふきょだいじしん **南海トラフ巨大地震**	日本列島の太平洋沖、南海トラフおよびその周辺の地域における近くの境界を震源とする大規模な地震をいう。
にじこうつう **二次交通**	旅行や移動において、複数の交通機関を利用する場合の、２つ目に利用する交通機関のこと。拠点となる空港や駅、バス停などから、目的地までの移動に利用する交通機関をいう場合が多い。
にじてきじゅうたく **二次的住宅**	(別荘) 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。 (その他) ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。
にちいききょじゅう **二地域居住**	都市部と地方部に２つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの１つ。
ねっとわーく **ネットワーク**	網目状の構成のこと。まちづくりの分野では、道路などが単独ではなく、相互に有機的に結合していること。
ねんしょうじんこう **年少人口**	年齢別人口のうち、０歳以上 15 歳未満の人口。

な行	
のうぎょうこうえん **農業公園**	農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。なお、国や地方自治体のほか、民間、第３セクター等が管理・運営しているものを含む。
のうぎょうせいさんきばん **農業生産基盤**	農業生産に必要な農地、農業用用排水施設 、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。
のうそんまるちわーかー **農村マルチワーカー**	農村に居住し、農業以外に季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する人のこと。
のうち **農地**	広義には農業に用いる土地全般を指す
のうちてんよう **農地転用**	農地を住宅や店舗等の農地以外の用地にすること。
のうちのしゅうせき・しゅうやく **農地の集積・集約**	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）をいう。
のうどう **農道**	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。
のうようち **農用地**	耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地のこと。

は行	
はいすいきじょう **排水機場**	ポンプによって河川又は水路の流水を河岸や堤防を横断して排水するために、河岸や堤防の付近にもうけられる施設であって、排水ポンプとその付属施設（吐出水槽、樋門等）の総称。
はざーどまっぷ **ハザードマップ**	自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したもの。
ばすろけーしょんしすてむ **バスロケーションシステム**	無線通信や GPS などを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整等に役立てるシステム。
ぱぶりっくこめんと **パブリックコメント**	計画等の策定途中で、事前に計画等の素案を市民に公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、その意見等を考慮して計画等を決定し、さらに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。
ばりあふりー **バリアフリー**	高齢者や障害者の日常生活に妨げとなる障害（バリア）を取り除くことをいう。段差の解消など、物理的障害の除去ばかりでなく、社会的・制度的・心理的障壁の除去も含めていう。
ばりゅーちぇーん **バリューチェーン**	企業の様々な活動が最終的な付加価値にどのように貢献しているのか、その量的・質的な関係を示すツールのこと。
ぱんでみっく **パンデミック**	感染症が世界的規模で流行すること。「感染爆発」（アウトブレイク）が長期間に多数の国、地域で連続的に起きる場合をいう。
はんのうはんえっくす **半農半 X**	農業と様々な仕事を組み合わせ、自分の好きなこと、やりがいのある仕事をするライフスタイルのこと。半農半 X では農業が生活の基礎となり、X で自分のやりたいことや好きな仕事を行う。
ぴーえふあい **PFI**	PFI は「Private Finance Initiative」の略で、PFI 法に基づき、民間が資金や経営・技術的なノウハウを導入して公共施設等の設計・建設・更新、運営、維持管理等を行う手法のこと。
ぴーでぃーしーえーさいくる **PDCA サイクル**	①方針・計画を立て（PLAN）、②それを実行し（DO）、③その実施状況を評価し（CHECK）、④見直し改善する（ACTION）ことを繰り返すサイクルのこと。
ひせんびき **非線引き**	区域区分（線引き）を定めず、市街化区域と市街化調整区域に区分しない都市計画区域のこと。

は行	
びっぐでーた ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。
ふうちちく 風致地区	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第８条第１項第７号に規定する地域地区のこと。 「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。
ふじょひ 扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。
ふつうけんせつじぎょうひ 普通建設事業費	道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費のこと。
ふねんか・たいしんか 不燃化・耐震化	主に木造住宅に対して、燃えない・燃えにくい処理や、地震でも倒壊・破損しないよう補強などを行うこと。
ぶるーつーりずむ ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
（してぃー）ぷろもーしょん （シティー）プロモーション	消費者に製品やサービスを認識させ、購買へと誘導するための活動のこと。 「シティプロモーション」は、一般的には「地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動」。
ぼうさいきょてん 防災拠点	災害時に災害対策活動の拠点になる施設や場所のこと。国レベルの施設である広域防災基地から自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。
ほじょう ほ場	水田や畑地、樹園地、牧草地のことで農地全般を指す。
ほじょうせいび ほ場整備	農地の区画の整形にあわせて用排水路や農道などを整備することにより、生産性の高い農地につくり変えること。

ま行	
まーす MaaS	サービスとしての移動（Mobility as a service）の略称。ICT（情報通信技術）を活用してマイカー以外の移動をサービスの予約・購入から決済までシームレスに繋ぐ概念のこと。
みどりゆたかなちいきかんきょうのけいせいにかんするじょうれい(みどりじょうれい) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）	適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的として定められた兵庫県の条例。
みりようち 未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地のこと。
めっしゅ メッシュ	網の目といった意味を持ち、100 mメッシュであれば 100 m× 100 mの四角のこと。
めんせいび 面整備	道路や下水道施設等の基盤施設の整備を「線整備」というのに対して、それに加えて、建築物等の建設や公園等の整備を目的に土地を整地し、一体でまちを整備することを指す。
もくひょうねんじ 目標年次	計画の最終目標を設定した年次をいう。
もびりてぃ モビリティ	乗り物、移動手段のこと。
もびりてぃ・まねじめんと モビリティ・マネジメント	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や行	
ゆー・あい・たーん U・Iターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態。
ゆうきゅうち 遊休地	どのような用途でも使われておらず、有効利用されていない土地。
（とちの）ゆうこうりよう （土地の）有効利用	これまで利用されていなかった土地を何らかの用に供されるよう利用転換することや、同じ土地利用を続けながら、その利用の効率化を図ることをいう。この場合、所有と利用の調整を図ることも重要である。
ゆうりょうのうち 優良農地	土地生産力が高く、かつ、少なくとも数 10ha 以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。
ようせきりつ 容積率	敷地面積に対する建物の延床面積の割合のことで、敷地に対してどのくらいの広さの建物が建てられるかという割合を示すもの。
ようとしろぢちいき 用途白地地域	広義においては「用途地域」の定められていないすべての地域のことをいうが、一般には、都市計画区域および準都市計画区域内で、「用途地域」の定められていない地域（市街化調整区域を除く。）のこと（都市計画図上に、色の塗られていない「白地」の地域のこと）をいう。
ようとちいき 用途地域	都市計画区域内の一定の区域について、住居・商業・工業系の 13 種類の地域に分け、その用途に応じて建築物を規制することにより、生活環境の保護、商工業の利便性を高めるなど、土地の適正な利用を図ることを目的とした制度をいう。

ら行	
りすく リスク	ある行動や事象に関する危険性のことをいう。
りゅういき 流域	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
りょくち 緑地	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
れくりえーしょんしせつ レクリエーション施設	公園や遊歩道、体育館・プール等のスポーツ施設、野外活動施設、宿泊・休養施設などをいう。
ろうねんじんこう 老年人口	年齢別人口のうち、65 歳以上の人口。

洲本市
都市計画マスタープラン

洲本市　都市整備部　都市計画課　都市計画係
〒656-8686　兵庫県洲本市本町三丁目４番 10 号
TEL：0799-24-7611
e-mail：toshikei@city.sumoto.lg.jp